

平成 2 5 年舟形町議会  
第 1 回定例会々議録

舟形町議会

# 平成25年舟形町議会第1回定例会々議録

招集年月日 平成25年3月5日  
招集の場所 舟形町議会議場  
開 会 3月5日 午前10時 議長宣言

## 応招議員

1番	佐藤 勇	6番	大場 清之
2番	奥山 謙三	7番	野尻 益夫
3番	斎藤 好彦	8番	叶内 富夫
4番	佐藤 広幸	9番	八 欽 太
5番	加藤 憲彦	10番	信夫 正雄

不応招議員 ナシ

出席議員 応招議員と同じ

欠席議員 7番 野尻 益夫

## 地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	奥山 知雄	地域整備課長	矢野 正
会計管理者	松田 清司	総務課財政管財班長	叶内 範夫
総務課長 兼産業振興課長 兼農業委員会事務局長	高橋 剛	教 育 長	伊藤 孟
健康福祉課長	高橋 明彦	教育委員会次長	伊藤 幸一
産業振興課農政班長 兼農業委員会事務局長	沼沢 弘明	産業振興課 商工観光班長	大山 邦博
まちづくり課長	中山 進		

## 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 有路 正文 主 任 大場 由美子

## 町長提出の議案の題目

No.	件 名
1	議案第4号 平成24年度舟形町一般会計補正予算（第10号）について
2	議案第5号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
3	議案第6号 平成24年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
4	議案第7号 平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
5	議案第8号 平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
6	議案第9号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について
7	議案第10号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
8	議案第11号 舟形町鮎中間育成施設等の指定管理者の指定について
9	議案第12号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更について
10	議案第13号 舟形町過疎地域固定資産税免除条例の一部を改正する条例の制定について
11	議案第14号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について
12	議案第15号 舟形町障がい程度区分判定審査会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条

例の制定について

- 13 議案第16号 舟形町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第17号 舟形町児童館設置条例を廃止する条例の設定について
- 15 議案第18号 舟形町立学校プール設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第19号 舟形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について
- 17 議案第20号 舟形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定について
- 18 議案第21号 舟形町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の設定について
- 19 議案第22号 舟形町道路の構造の技術的基準等を定める条例の設定について
- 20 議案第23号 舟形町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の設定について
- 21 議案第24号 舟形町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第25号 舟形町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第26号 舟形町公営住宅整備基準条例の設定について
- 24 議案第27号 舟形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第28号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
- 26 議案第29号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 27 議案第30号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について
- 28 議案第31号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について
- 29 議案第32号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 30 議案第33号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について
- 31 議案第34号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算について
- 32 議案第35号 町有財産の取得について
- 33 議案第36号 舟形町教育委員会委員の任命について
- 34 議案第37号 舟形町教育委員会委員の任命について

#### 議員提出の議案の題目

- | No. | 件名   |
|-----|--|
| 1   | 発議第1号 舟形町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について            |
| 2   | 発議第2号 舟形町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について             |
| 3   | 発議第3号 舟形町縄文の女神の日を制定する条例の設定について               |
| 4   | 発議第4号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加反対を求める意見書の提出について |
| 5   | 発議第5号 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書の提出について      |

議 事 日 程 別紙配布のとおり

会議録署名議員の氏名 議長は会議録署名議員に次の者を指名した。

2番 奥 山 謙 三 6番 大 場 清 之

平成25年3月5日（木）  
平成25年第1回定例会第1日目  
午前10時01分開議 欠席無し

**議長：** おはようございます。只今の出席議員数は10名です。定足数に達しております。只今から平成25年度第1回定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

**日程第1**

**議長：** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、議長が指名致します。2番奥山謙三君、6番大場清之君の両名を指名致します。

**日程第2**

**議長：** 日程第2 会期の決定についてお諮り致します。

**8番：** 会期の日程は、本日5日より12日までの8日間でお願いしたいと思います。

**議長：** 只今8番議員より、本日5日より12日までの8日間との発言がありました。異議ありませんか。  
(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって会期は8日間とする事に決定致しました。

**日程第3**

**議長：** 日程第3 諸般の報告については議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

**日程第4**

**議長：** 日程第4 議員派遣の報告についても議案書掲載の通りです。朗読は省略致します。

**日程第5**

**議長：** 日程第5 本期受理の請願を議題と致します。

請願第1号 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加反対の意見書の提出を求める請願について議題と致します。

請願第1号について紹介議員の朗読をお願い致します。

**6番：** 受理番号1番。受付年月日 平成25年2月21日。件名 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加反対の意見書の提出を求める請願。

趣旨 別紙の通り。請願者 最上郡舟形町舟形273-1 新庄もがみ農業協同組合 代表理事組合長 安食賢一。紹介議員 大場清之。件名 環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）交渉参加反対の意見書の提出を求める請願。趣旨 平成24年12月26日、自公連立による第2次安倍内閣が発足しました。自民党は「聖域なき関税撤廃を前提とする限りT P P交渉参加に反対する」との政権公約を掲げたものの、自公連立政権の政策合意では、T P Pについて「国益にかなう最善の道を求める」とし、「反対」や「国民的議論」といった交渉参加に慎重な姿勢を示す文言は盛り込まれませんでした。

T P Pは、関税撤廃の例外を認めない完全な自由貿易協定であります。農業生産に壊滅的な影響を与え、安全・安心な国民の暮らし・医療など、わが国の根幹にかかわる制度が変えられ、地域経済・社会を崩壊に導くことは必至であります。

また、T P Pの手本とされている韓米F T Aにおいて、韓国は、畜産農家や果樹農家の廃業の増加、健康保険制度や地産地消による学校給食の崩壊、遺伝子組換え食品等の安全に関する規制の米国基準への緩和など、極めて大きな不利益を被る実態となっております。

このようなT P Pへの交渉参加には断固反対であり、到底認めることはできません。

つきましては、事前協議を含め一切のT P P交渉参加に向けた取り組みを断念するよう、政府に対し意見書を提出していただき、強力な働きかけをお願いするものであります。

以上、地方自治法第124条の規定により請願致します。

**議長：** 審査の方法についてお諮り致します。

**8番：** 請願第1号については、総務振興常任委員会へ付託し、今会期中に審査されるようご提案致します。

**議長：** 只今、8番議員より、請願第1号については総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査して

頂くとの発言がありました。そのようにすることにご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。よって、請願第1号については総務振興常任委員会に付託し、今会期中に審査することに決定致しました。

## 日程第6

**議長：** 日程第6 町長挨拶並びに行政報告をお受け致します。

**町長：** 本日は、平成25年第1回の3月定例町議会を召集しましたところ、何かと公私共にご多忙の折、全議員のご出席を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

今年の冬も、3年続きの豪雪となりました。降雪期も例年より早く、12月7日には、除雪車が出動しています。冬期間中、晴れの日は少なく、毎日降雪に見舞われているような感じがします。町内での降雪量ではありますが、150cmに達したのを確認して、1月11日金曜日午前11時に、舟形町豪雪対策本部を設置致しました。豪雪による人的被害や建物・農業施設の被害防止対策を徹底するため、町民に対するチラシを作製し、全戸配布を行いながら事故防止の注意喚起を行って参りました。更に、防災行政無線を活用致しまして、安全な除雪作業や、農業用ハウスや果樹等の適切な除雪管理について、周知を図って参りました。毎日続く降雪のため、各地で流雪溝から水が溢れる事態が発生しました。原因と致しまして、一度に集中して流雪溝に雪を投入したことや、トラクター等で直接、投入したことなどが考えられます。

冬期間は水量が少ないので、使用する時間帯を考慮するなど、それぞれの管理組合で事前に話し合いを行うことも大切ではないかと思えます。流雪溝が溢れるたびに、地元の消防団員が駆け付け、対応に当たって頂いたと報告を受けています。消防団の迅速な対応に心から感謝申し上げます。

最上管内でも雪による被害が多発しています。除雪作業中の事故が大半を占めていますが、除雪機による事故4件を含めて、死傷者が25名発生しています。舟形町でも6歳の幼児が除雪機に巻き込まれる事故が発生しています。除雪機の取り扱いについては、周囲に細心の注意を払い、安全に作業を行って頂きたいと思えます。

山形県内では、豪雪、吹雪等により、2月中に死亡事故が多発しました。当町においても2月21日に交通事故による死亡者が発生しました。町内での死亡事故発生0日を1,556日(4年3ヶ月)まで、舟形町内の交通安全推進団体の皆さまの協力で積み上げてきましたが、新たな気持ちで、交通死亡事故0をまた目指して、関係機関と協力して交通安全の推進運動に取り組んで参りたいと思えます。

一人暮らしの高齢者等の屋根の雪下ろしについても、地区の民生児童委員や町内会長と連携を取りながら、安全面に配慮し万全の体制で臨んでいます。除雪ボランティア団体の協力にも、心から感謝と御礼を申し上げます。空き屋の屋根の雪の状況についても、近隣の方や町内会長と連携を取りながら、所有者に連絡し、周囲に迷惑のかからないよう、適切に雪下ろしなどの管理を行うよう要請しています。これからも、町内の未周りを継続していきたいと思えます。3月1日現在での積雪は、ピーク時(堀内地区250cm)に比べて、218cmと、少し沈んだ感じがしますが、まだまだ油断することなく、雪対策に万全を期して取り組んでいきます。

平成25年第183回通常国会が1月28日(月)に召集され、安倍首相の所信表明演説が行われ、自・公連立政権に寄る本格的な国会審議が開始されました。

安倍内閣の掲げる3項目の重要政策、所謂、デフレ脱却の3本の矢と言われています「金融政策」による物価上昇2%の目標。「財政政策」による防災・減災等の公共事業の推進。「成長戦略」による新しい分野への進出。この3つの基本的な政策が国内外の金融市場で高く評価され、一気に期待感が膨らみ急激な円安・株高傾向となったようです。

日本経済の再生は、喫緊の課題ではありますが、経済最重視の政策優先で、日本農業の衰退に繋がることのないよう、農業経営基盤強化に向けた農業政策に対しても、若者が安心して農業経営を営めるよう、最大の努力を期待したいと思えます。

オバマ大統領との対談を通して、「聖域を認めるTPP交渉」への参加をほのめかしていますが、農業が基幹産業の当町にとっては大きな打撃となることは明確であり、TPP交渉参加については日本農業の存亡に関わる極めて重要な問題であります。農業関係者の意見を良く聞いて、慎重に対応して頂きたいと思えます。

嬉しいニュースとしまして、縄文の女神が500円硬貨に選定されました。財務省が地方自治法施行60周年を記念して、平成26年度前半に発行する記念硬貨に、縄文の女神のデザインが採用されることになりました。町の知名度のアップと、町の観光振興の発展に向けて、楽しみにしながら、町全体の活性化に繋がるように取り組んで参りたいと考えています。

ここで、平成25年度の当初予算（案）の概要について申し上げます。

一般会計歳入歳出予算の総額は、36億1,100万円となり、前年度△6,900万円、率にして1.9%の減額予算となりました。特別会計は6会計合計で20億1,660万円となり、前年度比で160万円、0.1%の増となりました。

一般会計の歳入の町税については、米価の上昇に関連して、農業所得の増額を見込み全部で266万2千円、率にして0.6%の増となりました。地方交付税は、国の予算が17兆624億円、前年度比で、2.2%減額となることから、△5千万円、2.8%減の17億6千万円を計上しました。

主な歳出予算としては、厳しい財政事情及び現下の経済情勢を踏まえて、事務事業の見直しや、経費の節減合理化の徹底を図ると共に、第6次基本構想の基本目的のもと、事業優先度の高い、役場庁舎耐震補強事業に1億5,534万3千円、道路新設改良事業に8,202万円、産業振興事業に1,242万8千円、新規事業として、縄文の女神遺跡地整備事業に1,255万7千円、防犯灯LED化事業に178万5千円、不妊治療費助成事業に90万円、小・中学校児童生徒用パソコン整備事業に1,662万2千円、地区公民館の耐震補強工事を行う災害に強い地域づくり総合支援事業に1,362万1千円を計上しました。

特別会計では、国民健康保険事業会計が医療費の高度化傾向により600万円、0.9%の増、後期高齢者医療事業会計は高齢化の進行により100万円、1.5%の増、介護保険事業会計は介護サービス基盤の整備予定が無いことから20万円の微増となりました。

簡易水道事業会計では、町道内山長尾線道路改良に係る水道管移設工事の減額等により、△1,800万円、9.0%の減、農業集落排水事業会計は公債費の増加により600万円、2.9%の増、公共下水道事業会計は公債費や修繕費の増加により640万円、3.5%の増となりました。

以上のように、一般会計・特別会計の平成25年度の当初予算を編成したところでありますが、石油産出国の政情の不安や円安傾向により、石油価格の更なる高騰が懸念されています。電力料金的大幅値上げも確定しています。新年度の予算執行につきましても、深刻化する世界各国の危機要因をも考慮して、町の財政計画に基づき、更なる危機意識を高めながら、歳出の削減を図るなど、社会状況に対応した柔軟な財政運営を図り、健全な行財政の維持に努めていきたいと思っております。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、12月定例会議会以降の主な行事等について、行政報告を申し上げます。

ひとつは舟形徳洲苑10周年記念式典についてであります。舟形徳洲苑開設10周年記念式典が、12月8日（土）、新庄市内のリビントンを会場に町議会議会の皆さまを始め、多くの方々が出席され、盛大に開催されました。地域に根差した介護老健施設として、今後の活躍にご期待申し上げたいと思っております。

二つ目は12月21日（金）、町中央公民館において、「縄文の女神」を素材にして、「料理、お菓子、Tシャツ」などを開発した、30品目を紹介する「求評会」を開催しました。商品開発にあたっては、町民の皆さまから4月に「縄文の女神PR大作戦」と題して、産業振興や特産品開発などのアイデアを募集した結果、64件のアイデアが寄せられました。アイデアをもとに、産業推進本部で審議し、町民との連携により開発した料理を、開発者や関係者・報道機関の皆さまから試食して頂き、町の特産品となるよう講評を頂きました。参加者からは「メニューも豊富で、食味も上々であり、今後の商品化に期待したい」との声が多く聞かれました。

元町会議員曾根田秀一氏への叙勲伝達についてであります。舟形町議会議員を3期12年間、その間に副議長の要職を務められ、昨年10月1日に亡くなられた、故・曾根田秀一様に「旭日単光章」が授与されました。12月22日（土）、信夫議員と一緒に自宅を訪問し、ご子息の秀敏様に勲記と勲章を伝達して参りました。改めて、故・曾根田秀一様の功績を偲びつつ、ご冥福を心からお祈り申し上げたいと思っております。

4点目がまちづくり審議会からの答申書の提出についてであります。情報の共有と町民の行政参画を狙いとして設置している「まちづくり審議会」から、12月26日（火）に、平成24年度の答申書が提出されました。答申の内容としては、第6次基本構想の具現化にあたって、町民との双方向の情報共有を行って

くこと。町民の将来負担増に不安が及ばないような、我慢と工夫という視点を持った行政運営を行うこと。継続事業にあたっては、前例を踏襲することなく、改善による事業効果の向上を目指すこと。重要度・緊急度の高い防災関連施設には、スピード感を持って臨むこと。などの意見が出されています。まちづくり審議会では、町民の声を活かした政策推進を図るため、今年度も10回の審議会を開催しました。

5番目が、田舎体験ツアー及び除雪ボランティアの実施についてであります。2月10日（日）から、1泊2日で、地域おこし協力隊が中心となって企画した、除雪体験を絡めた、田舎体験ツアーを開催しました。国土交通省や内閣府の職員を含め、東京方面から9名の参加があり、富田公民館に宿泊し、富田町内の高齢者宅2件と富田公民館周辺の除雪を行いました。夜には、西堀町内会の御柴灯に参加したり、富田町内会の皆さまとも懇談会を開催するなど、交流を深めることが出来ました。また、2月17日（日）に実施した除雪ボランティアには、東北地方整備局の職員や、川崎市などから10名の参加があり、舟形第4町内と、長者原町内の高齢者宅2件の除雪を地元の住民も参加して行いました。2回実施しました今回のボランティア除雪は、今年度にも設置されました、山形県除雪ボランティア制度を活用したものです。

最後に、「まとい」の受章についてであります。第65回日本消防協会定例表彰式が2月26日（火）、東京の財団法人日本消防協会の「ニッショーホール」で、全国の消防団の代表1,000名が参加して厳粛に行われました。舟形町消防団が特別表彰されました「まとい」は、日本消防協会の最高の賞とされており、全国の消防団の中から10団体が表彰されるものです。秋本日本消防協会会長から、特別表彰状が加藤団長に、「まとい」が山科副団長に手渡され、会場から大きな拍手が上がりました。来賓として、防災担当大臣や消防庁長官、多くの国会議員が激励に駆けつけ、会場は熱気に包まれました。舟形町消防団の益々のご活躍と、安心・安全な町づくりへのご協力を、これからも宜しくお願ひしたいと思います。以上、6件についてご報告を申し上げます。

さて、本日、本会議にご提案申し上げます案件は、議員発議3件、平成24年度一般会計・特別会計補正予算について7件、平成25年度一般会計・特別会計当初予算について7件、条例の制定・設定について15件、指定管理者の指定について1件、計画の変更について1件、以上34件をご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちまして、ご決議賜りますよう、宜しくお願ひ致します。

尚、12月定例町議会以降の主要行事につきましては、次頁に記載の通りですので、説明は省略させて頂き、挨拶並びに行政報告とさせて頂きます。

## 日程第7

**議長：** 日程第7 一般質問をお受け致します。順次発言を許します。

**2番：** 私の方からは2点について質問させて頂きます。

まず、最初に、「活気あふれる農業」推進機構の農業振興に果たしたこれまでの総括と今後の方策を問うと題しまして、質問を行います。この組織の目的は、営農による年収500万円以上の農家の輩出と潤いのある農村地域の形成、交流人口の拡大による地域活性化となっています。この組織は、平成20年7月に活動開始して4年半以上経過しております。新たな特産品開発へ色々取り組んで来ておりますことは承知しております。その成果を公表しながら、これまでの活動総括と今後の方策を町長に質問します。

次に第2点が、地方公務員給与削減要請への対応はと題しまして質問を行います。東日本大震災復興財源として、国家公務員給与を昨年の4月から2年限定で平均約7.8%引き下げているため、全自治体平均の給与水準は国より7.0%高く、地方が国を逆転しています。このため国の予算案では地方交付税を削減する内容となっています。今回の要請にあたり、総務相名の書簡を送付するようです。内容は「消費税について国民理解を得るには、公務員が先頭に立ち、更なる行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要」として理解を求めるとのことです。国家公務員の給与100とした場合の地方公務員の給与を示すラスパイルズ指数は、舟形町の場合は104.7%となっています。今回の要請に対しての町長の考えをお伺いします。以上、宜しくお願ひします。

**町長：** 2番奥山謙三議員の質問にお答えします。「活気あふれる農業」推進機構は、私が町長一期目のスタートにあたり、舟形町の基幹産業は農業であり、農業の元気こそ商工業ひいては舟形町全体を活性化する礎と考え、当町の農業の置かれている状況を踏まえて、舟形町の地域に合った農作物の生産技術とその営農手法について、町・農業団体と一体となって持続した指導をお願ひし、農業所得500万円以上を目標に、また、兼業農家の皆さんの農業所得の底上げも考えながら、一人でも多くの方々が達成出来るよう

進めてもらっているところであります。

農業所得の向上を図るためには、稲作依存経営からの脱却と転作田を活用した園芸作物の導入による複合経営が必須であり、加えて、豪雪地の当町においても、従来からの促成山菜栽培のほかに冬季に需要の高い葉物野菜など、冬期間でも無加湿ハウスで育成適応力のある作物の選出による周年栽培の導入、更に当町の主要生産品目であるネギやニラなど商品調整の段階で大量に発生する規格外品や廃棄している産物を活用したドレッシングの具材や餃子の餡の具材などの加工商品の開発など、所謂6次産業化への展開を図りながら、年間の農業従事時間2,000時間をフルに活用して、夫婦二人で500万円の所得を得るというチャレンジが必要であります。これまで、ややもすると米作りと日常的な異業種との兼業に安住しかねない現状において、経験の全くない、または少なかった冬期間の野菜栽培導入や新しい作物生産への挑戦、更に生産技術の取得から販売方法等のリサーチには長期間を要するものもあり、息の長い大変な努力を推進機構にはお願いしているところであります。さらに役場には農業技術専門員職員がいないこともあり、在職の県庁OB職員の方には、県の行政・技術両面で農業関係の公所は固より幅広いパイプを有効に活用させて頂きながら活動して頂いております。これまでの活動については、広報ふながたのチャレンジ農業実践塾通信の「山ちゃん日記」で発信し、町民の皆さんにも幅広く理解されているものと推察しております。

「活気あふれる農業推進機構」でのこれまでの主要な活動とその成果を若干申し上げます。作物別のチャレンジ農業実践塾の立ち上げでは、山形県内で2番目に生産量である「おかひじき生産倶楽部」9名、今後新しい作物で市場ニーズの高い「行者ニンニク生産倶楽部」5名、山形県のブランドである「やまがた地鶏振興協会」4名、糖尿病など医薬効果が期待されている「クキイモ生産部会」3名、その他に「葉ニンニク」、「つくね芋」、「赤大豆」、「丹波の黒豆」で、計26名の方が参加しています。生産額では、おかひじき4,100kg、210万円、やまがた地鶏650羽、220万円、行者ニンニクやクキイモにあつては、今年度より生産されるものと伺っています。また、ハウス無加湿による秋冬期間のアスパラ菜や小松菜、葉ニンニクの栽培などの周年農業の実践、舟形マッシュルームの菌床堆肥を施設栽培に投入した地域内循環型農業の実施、加えて、米粉（里のゆき）100%使用した餃子の皮作り、町内の産物を具材とした餃子の商品試作、「舟形餃子」や「やまがた地鶏」の定食を試食販売（最上総合支庁内食堂）など、食品産業への展開を実施して参りました。更に、これらの食材を町内はもとより新庄、山形、東京都内の店舗で販売を実施する、実践塾生産食材のアンテナショップの開拓を実施してまいりました。また、平成24年度より農家の意向を調査しながら実践的な営農計画を提示して農業所得500万円を目標とした営農農業（舟形モデル）の排出にチャレンジしています。その他にも「新規就農者の確保対策への対応」、「町内産食材を活用した食育の充実」、「合同研修会や食育フォーラム」の開催など多岐にわたる活動を実践しております。この「活気あふれる農業推進機構」を平成22年度からは町の過疎計画も載せて、過疎債を受けての事業となっており、過疎市町村の産業を国にも応援してもらっています。また、この仕組みや取り組みが評価され、総務省のホームページの過疎債を活用したソフト事例集にも掲載されています。後程ご覧頂ければと存じます。

今後の方策につきましては、農業生産はご承知の通り、気象条件や立地条件に左右されることが多々あり、工業生産のように計画通りには生産することはすこぶる難しく、年々生産技術を研きながらその時々々の天気や生産の状況を見て、その時々々に最適な作業を一つ一つ実践し作物を育て、時代のニーズにも対応しながら高付加価値の商品（作物）作り出すことにより結果として農業所得に結びつけていかなければなりません。紹介した成果や課題について精査しなければならない点もありますが、これらの取り組みは当町の農業だけでなく、町内外との商工・観光その他様々な業種が連携して相乗効果を発揮できるアイテム（品目や項目）であります。当振興機構は、6次産業を具現化すべく農業、商業、工業が連携を図る組織として13団体の代表者で構成される「産業振興部会議」の一翼として、高付加価値農業を遂行するため、生産技術や営農手法など個々の農業に密着し実践するアドバイザーとして、持続して活動して頂きたいと考えております。

また、国宝縄文の女神のPR活動手法や2014年に実施予定されているJRディステーションキャンペーンに対応した当町に有する3つのJR駅の誘客、活用方法など都市と農村との交流の一大イベントとして捕らえ、今後の取り組み方法についてのアドバスや、県等とのパイプ役としても活動して頂きたいと考えております。

また、ご存知の通り、今年度から新たな農業政策として地域活性化事業（人・農地マスタープランによ



る新農政)がスタートしています。町認定農業者75名、担い手農家60名の計135名が中心となる経営体として位置づけ、農地の利用集積(規模拡大加算金の助成)を促進、スーパーL資金の金利負担軽減、青年就農者の定着支援への補助交付金等の支援事業、そして雇用就農の促進などがあり、これからの制度を充分活用しながら労働力や地域にあった営農類型を定め、中期的な展望を見据え、農業振興を推進したいと考えています。

続いて、2番目の質問であります、地方公務員給与削減要請への対応についてお答えします。奥山議員の質問にありましたように、国家公務員においては、平成24年度と平成25年度の2ヶ年に限定して、給与を平均7.8%削減する計画にあります。削減した給与財源は、東日本大震災復興財源として補填される計画です。国家公務員の給与を7.8%削減した事に伴い、これまでの舟形町一般職員給与のラスパイレス96.4%が104.7%と国家公務員の給与水準を上回る結果となりました。国と地方の給与水準が一時的によせ、逆転した事により、政府は地方公共団体の給与水準の是正を強く求めています。地方公務員の給与改定に関する「閣議決定」を受けて、「総務大臣名の通知文」や「総務大臣の要請文」、「総務大臣談話」等々が相次いで送付されてきております。

その内容を要約しますと「地方公共団体において、これまで独自の給与削減や定数削減などの行財政改革の取り組みに対しての理解を示しつつも、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与削減支給措置を踏まえ、速やかに国に順じて必要な措置を講ずるよう要請する。」ということです。

また「日本の再生に向け、国と地方が一丸となって、あらゆる努力を結集する必要がある中で、当面の対応策として、平成25年度に限って、緊急にお願いするものであること」、更に「今後、消費税の導入に伴い、国民の理解を得て行くため、公務員が先頭に立って模範的な姿勢を示すことが重要である。」等々の内容となっています。平成25年度における当初予算案において既に、地方公共団体の給与財源となる、地方交付税4,000億円が削減されています。全国知事会を始め、地方6団体の代表者は、唐突な政府の対応に反対の立場を表明しています。県の市長会や町村会でも、「地方公務員の給与削減を目的とした、地方交付税の削減は遺憾であり、地方自治体の自主性を侵すことのないよう」強く関係機関に要望しております。これまで、舟形町におきましても「集中改革プラン」や「行財政改革推進委員会」により、事務事業の見直しや定員管理・給与等の適正化等についての改革を推進して参りました。特に、舟形町議会地域活性化調査特別委員会議決を受け、定員管理適正化計画により人口1,000人当たりの職員数10人以下の目標に向けて、現在も努力を続けているところです。職員の採用の抑制等についても決議書を尊重し対応してきた経過にあります。職員の給与の引き下げについては、職員のモチベーションにも影響を与えかねませんので、引き下げ率や、実施時期について、県や他市町村の動向を参考にしながら、慎重に適切に対応していきたいと考えています。以上であります。

**2番：** 有難うございました。まず最初に再質問でありますけれども、当然、町長は舟形町の基幹産業は農業であるということを明言しているわけであります。そういった中での、「活気あふれる農業推進機構」というものを立ち上げながら、農業振興を図ろうというようなことだと考えるわけですが、まず最初に、町長にお聞きしたいのが、町長が考えるこの舟形町の農業のあり様、姿、こういう舟形町の農業にしたいという町長の思いを簡潔にお願い致します。

**町長：** 今のご質問、前にもちょっと言ったかもしれませんが、まず、この大きな米プラスαという、園芸関係でありますけれども、大きなエリアの分野があるわけです。ニラ、ネギ、或いはキュウリ、その他色々大きな意味での産物があるわけです。お蔭様で、ネギについても6,900万円、或いはニラについても1億円届かなかったわけですが、これから2大産地の産物ではないかと思えます。それと同時に、先程のご質問の答弁にもありましたけれども、認定農家の方々は確かに、担い手農家の方々も90名近くいるわけですが、この認定農家を中心として、これからの農家というものを頑張ってもらおうという施策も二つ目であるのかなと思います。それから、小さな産物であろうと、今、活気ある農業推進機構チャレンジ農業で今やっておりますけれども、周年栽培とか色々これまで取り組んでこなかった物でも、このチャレンジ農業実践塾の中で、少し見えて来たのかなという面も感じるところであります。同時に、農地法が改正されて、企業が参入出来るようになりました。これは前にも言ったかもしれませんが、どうせ企業というものが参入されるとすれば、長沢地区、舟形地区、或いは富長地区、堀内地区にそういう今

取り組んでおります、ソバ刈り取りの利用組合というものも固定化して、そこの中からキュウリを貰うということも一考ではないかと思えます。その利用組合の考え方も色々あると思えます。ネギを試してみたり、或いはアスパラを試してみたり、いろんな産物ありますけれども、そこからキュウリを取りながら生活をするというような方法も良いのかなと。それから、もう一つは山川さんをお願いしていることは、新規就農者を開拓して欲しいと。今、確かに認定農家の方々も80数名おりますけれども、後継者となりますと中々難しい問題もありますし、新規就農者の開拓というのが、特に町外から連れて来て欲しいということをお願いしております。この前の、舟形町再生協議会、昔の減反の協議会でありますけれども、その時にも、ちょっとご挨拶で申し上げたのが、新規の就農者を開拓するひとつの方法として、東京から来てもらって、認定農家に同宿してもらって、そこで1年間みっちり農業のいろはを教えてもらって、そして、耕作放棄地等を分与しながらする方法もあるのではないかと申上げて来ましたが、要は後継者なり担い手の育成は勿論ですけれども、新しく農業をするための新規の就農者の開拓というもの、町からもそれから町外から連れてきて、そして農業をして頂くというのが一番良いのではないかと思えます。雇用の創出も、一番手っ取り早いのが農業であろうと考えております。以上であります。

**2番：** 同じ内容の質問でありますけれども、町長、それから議長さんをお願いしたいのですが、今日の本会議に農業委員会の会長さんであります加藤さんも出席して頂いております。農業者の代表であると私は考えるわけです。農業委員会の全体の意見というわけではありませんけれども、加藤農業委員会会長さんが考える、舟形町の農業のあり様、姿、このような農業にしたいという思いを農業委員会の会長さんである加藤さんの方からもお聞きしたいと思えます。

**農業委員会会長：** 農業委員会では、そのようなことは全体会議ではありませんけれども、私個人の意見としましては、丁度3年前、ネギの共同選果場が作られました。の中で、私はネギの部会長として一生懸命やっておりますが、委員の中でもそば組合を立ち上げた人もいますし、後、ニラ栽培、キュウリ栽培をしている人もいます。そして、また佐藤さんもおりますけれども、規模拡大と複合経営を頑張っている人もいます。私と致しましても、ネギの生産、町長さんの補助もありまして、1億円を突破することを考えながら、その辺で頑張っていきたいと思えます。それで宜しいでしょうか。

**2番：** 大変有難うございました。総括して欲しいという質問をしたわけですが、町長の答弁の中には、具体的な総括がありませんでした。最初にこの「活気あふれる農業推進機構」の計画でありますけれども、オカヒジキにつきましては22年度においては160a、16t、そして達成目標としましては、延べ栽培面積が9ha、そして日量が300kg、年生産量が90t、そして休耕田なり、遊休ハウスを活用しながら、年生産額で3千万円から4千万円の販売額にして行くというような計画であります。そして、また「お達者倶楽部」ということで、やまがた地鶏につきましては、町内の農家数、これは目標でありますけれども、750戸の2割で飼育、1戸当たり平均10%、年間2回飼育で2,000羽から3,000羽を目標として行くというような目標を掲げながら、回答の中では、オカヒジキにつきましては4,100kg、ということは4.1tの販売額で210万円、そしてやまがた地鶏につきましては650羽で250万円という実績だということになりますけれども、余りにもこの目標に対しての実績が少なすぎるのではないかと申すことでは、していることに対してどうこうではなくて、やはり実績が伴ってこなければ、次はどうするのかという総括をしなければ、具体的な方策を考えているということが必要ではないかと考えたものですから、もう少し今後の方策と言いますか、こういうふうにしていくという具体的な数字等がありましたら、お聞きしたいと思えます。

**町長：** 今、チャレンジ農業塾の色々な作物毎にお話がありましたけれども、人数的にも少ないと思えます。これは、先程言ったように、米プラスαというような面で、園芸作物に取り組むという姿勢は中々チャレンジする方が少ないということが一番の原因だろうと思えます。やる気のある農家だとすれば、町でもそれなりの大分の支援というものをしていきたいと思えますし、そういう新しい作物に取り組むという姿勢、やる気のある方、どういうふうにしてやるかということがやはり一番の課題ではないかと思えます。これは、農業に関わらず全体的な姿でありますけれども、特にこの舟形町全体の中で考えますと、このチャレンジする姿勢、姿というものが中々希薄なものがあるのかなと思えます。1年過ぎれば大量にお金が入ってくるというものではない園芸作物でありますので、そういうふうな面で、大きな視野では、このネギ、或いはニラというふうな、このネギに続いて特に力を入れて参りましたけれども、それ以外の新

しい作物にチャレンジするという姿勢、或いはやる気のある農業者の発掘というようなものが一番大きな課題ではないかと思えます。そのためには、販路であります。今、6次産業ということで、チャレンジの山川さんにもお願いしておりますけれども、今、山形県で食品業を対象にして、この6次産業を推進するという考えがありますので、オカヒジキなりやまがた地鶏、行者ニンニク、主に新庄のマルカさんで扱っております。それから販路、或いはやまがた地鶏の場合ですと、新庄の台所家さん、清川、すずらん、まんさくさん、或いは山形のイタリア料理店、或いは東京国分寺の最上早生さんとか、この販路を拡大するということが一番のネックになるのかなということで、今回の山形県の平成25年度の県の予算を見ますと、食産業王国を目指すというようなことで、食産、食品業の方とも連携をとりながら6次産業を進めるということに県でも取り組もうとしておりますけれども、山川さんをお願いしているのは、舟形版の6次産業の食品業の皆さんと取り組みをして、販路を拡大して所得を上げる方策を、まずモデル的に考えて欲しいという要請もしているということをまずお願いしておきます。

**2番：** それでは、資料がいつておりますか。この資料につきましては、JA新庄もがみの1月末における販売実績であります。南部営農センターが舟形であります。東部が最上町、北部が萩野、昭和であります。その数字を見て頂きますと、野菜関係の合計が、南部営農センターでは1億9,500万円程度、そしてその内訳で多いのがニラで7,300万円、そしてネギが7,300万円と同程度という実績であります。キュウリが3,000万円というようなことで、億単位の品目がありません。合計では億を越えております。次が、その隣の最上町につきましては、アスパラガス単品で3億2,300万円、野菜関係だけで4億7,000万円いつております。北部、萩野、昭和に関しては、ニラが1億9,700万円そしてネギが1億2,300万円と、合計では野菜関係で3億4,200万円ということであります。一番下の合計、米以外の合計品目が舟形では3億6,200万円、最上では8億800万円、そして萩野・昭和では9億9,700万円ということで、最上のアスパラガスよりも米以外の合計品目が若干多い位の数字しかなくなっているというようなことなのです。要は、最上町がこれだけ農業盛んになったということは、アスパラガス3億2,300万円というように数字が伸びてきたお陰で、農業に活力が出てきたというようなことは間違いがないと私は思っております。そういった中で、舟形町につきましてもネギの選果場が完成しております。是非、このネギについて1億円以上突破して、2億、3億というふうな品目に育成していけば、間違いなくこの舟形町の農業に元気が出てくると確信するわけであります。一番下の平成23年度の販売実績、米のウエイトであります。舟形町については、60.8%、東部について49.9%、そして萩野・昭和については44.0%ということで、米が半分にもいつていないという実績であります。米以外での実績が多い産地につきましては活気があります。米については、やはり農機具等に経費が掛かるということで、益々作る人が集約されていくのではないかと考えるわけあります。そういったことを考えて行きますと、是非活気あふれる農業推進機構の方々には、これからやはりお願いしたいのが6次産業とかそういったところで頑張ってもらって、この農業の品目の中における農業振興については、もっともっと農協とタイアップをしながら、逆に販売金額が無い割には作っている品目が多いというのが舟形町の特徴であります。そういったことを考えて行く中で、新たに農協推進機構の中で農業品目を増やしていくというふうなことになるれば、力が益々分散されて、結局最後に何も残らなかったというような結果に繋がるような気がします。それと併せまして、町長に考えを少し直して欲しいと思うのは、米プラス $\alpha$ ではなくて、 $\alpha$ プラス米なんだというようなことなのです。やはり米を作りながら野菜を作る場合は、米を作る人と野菜を作る人、これをきちんと分離していかなければ、両方とも数字が上がってこないということが考えられるわけです。後継者がいて、後継者が米を作って、旦那さんが米以外を担当するというようなことが出来れば良いのですが、もう少し米プラス $\alpha$ ではなくて、米は大きい所にまかせながら、米以外の品目の所で頑張ってもらくというようなことを考えるわけです。こういったところで、今話した内容についての感想やら、回答をお願いしたいと思います。

**町長：** 大変有難うございました。農協さんとも定期的に、組合長、私、それから幹部職員等と交流をしながら、農業所得を500万円に近づけるということを日常的に行っておりますので、先程、答弁にもありましたけれども、米プラス $\alpha$ というものが今あるからこそ、どうなのかなということで答弁したつもりであります。今、奥山議員が言った通りに、米は米、そして野菜の方を中心にしていくのは私も同感であります。そういうような意味で、安住しているのではないかと思ひ、米プラス $\alpha$ と言ったつもりでありますので、それが逆になればもっともっと良いということでもありますので、その辺も山川さんと相談しながら、

これからも振興に努めて参りたいと思います。

**2番：** 新しい新規就農者を増やすために、今作っている方々の話を聞くための、具体的な活動をしているわけでありますけれども、最上町でアスパラなりネギなりニラなりが増えてきた背景には、その代表である方々が、農業を定職として語ってくれる方々です。ところが「農業ほど素晴らしい職業はないのだよ」、農業者自らが話をするものですから、自ずと説得力もあるし、これに魅かれて新たに農業をする人も増えてくるわけです。そういったところで、やはりこれからの農業振興を図って行くためには、農業の素晴らしさを伝えられるような農業者を増やすことが、一番大事なのではないかと考えるわけです。幾ら、非農家の方々が「これが良いよ、あれが良いよ」と言っても実際に作っている方々が「農業は素晴らしいんだよ」という話をするのが、一番農業振興を図って行くのに大事だろうと私は考えているわけです。そういったことで、元々農家の力を借りながら、農業振興を考えて頂きたいと思います。

時間もありませんので、次に給与削減のことについてお聞きします。地方交付税、当町においてはこの人件費分の削減額は幾らぐらいなのでしょう。

**町長：** 給与を78.0%削減すると幾らになるということですか。

**2番：** その人件費分だけの。

**町長：** 例えば、7月から実施した場合、私の試算でありますけれども、給与、それから期末勤勉手当を合計しまして2,600万円位になるだろうと思います。

**2番：** 今日の山形新聞の方に、押し付け反対8割反対というような記事が載っておりました。やはり、この舟形町だけです、しないということは出来ないと思いますが、是非状況を見極めながら進めて頂きたいと思います。合わせて、農業振興につきましてもこれから引き続きお願いをしながら、私の一般質問を終わらせて頂きます。有難うございます。

**議長：** 以上を以って、2番奥山謙三君の一般質問を終結致します。

**4番：** それでは、通告文に従いまして質問をさせていただきます。

読み上げさせていただきます。今年も豪雪対策本部が設置されるほどの大雪となり3年続けての対策本部の設置となるのは過去に於いても記憶の無いことです。更に、高齢化、核家族化が進み、高齢者のみの世帯の除雪の問題等が顕著に現れてきています。本町町内会においては、第一町内会から第四町内会まで2本の流雪溝があり、冬期間の除雪作業には欠かせないインフラであります。この流雪溝があるお陰で、隣接する住宅間のトラブルがどれ程解消されているかを考える時、先人の皆様の見識の高さと建設に人力された方々に感謝せずにはいられません。

しかし、この本町流雪溝も昭和36年、37年頃に建設されてから約半世紀が経過し、至る所に老朽化が見られ、雪の流れが非常に悪くなってきており、近年頻繁に雪詰まりにより水が溢れ、家屋の浸水や交通障害等も危惧される状況になって参りました。町の記録では、今まで一度も点検、整備を行っていないとのことですが迅速な対応が必要ではないでしょうか。更に、近年生活様式の変化で、建設重機、トラクター、小型ロータリー除雪機等を使用し、流雪溝に排雪するケースが増え、更に雪詰まりをし易くしているように感じます。その中に職員駐車場としている場所の雪も排雪されており、流れを管理している本町流雪溝組合との連携も不備がある様に感じます。以前、本町流雪溝は今後整備していく必要があるとの答弁を頂いておりますので、その後の進展状況についてと、今後の排雪については新たなルール作りが必要であると感ずるが町ではどのように考えているのかを質問します。

二つ目と致しまして、各町内にはそれぞれ側溝が整備されていますが、冬期間は水が流れれば流雪溝として利用されているのが現状ではないかと思います。ほんの少しでも水が流れれば雪を排雪したくなるのは心情として理解出来るものです。多くの町民は、あと少し側溝が整備されれば水の流れが良くなると考えている方々も多い各町内会の意見集約をし、排雪のルールとセットで順次側溝整備を進めて行くべきと感ずるが、町はその考えはないかを質問します。

**町長：** 4番佐藤広幸議員の質問にお答え致します。

舟形町は山々を水源とする母なる川最上川が流れ、また、最上小国川も町の中心を流れています。豊かな自然に恵まれている半面、この自然は時として猛威を振り、町民の生活や産業活動に多大な影響を及ぼしています。とりわけ、冬期間は積雪が多く「特別豪雪地帯」にも指定されている全国でも有数の豪雪の町であります。雪はそこに暮らす人々に徐排雪や屋根の雪下ろしを強いるとともに、交通等への障害を引

き起こし、生活に多くの影響を及ぼしています。一方で雪は、蔵王山頂付近に世界的にも珍しい樹氷原を創り出すほか、河畔や山麓の雪景色を彩り、癒しや、安らぎの風景を創りだします。そして、山々に積もった雪は春の訪れとともに雪解け水となり、河川に注ぎ、自然豊かな風土を作る大きな要因ともなっています。更には、雪解け水による豊かな水資源は、肥沃な農地を潤し、良質な米や果樹などの農産物を踏み出しています。近年の積雪では、平成18年に全国的に記録的な豪雪に見舞われ、観測史上最高の積雪深を記録している所もありました。今年の冬は、平成23年、24に引き続き3年連続という豪雪に見舞われ、雪対策は地域の大きな問題・課題であります。

出生率の低下に伴う子供の数の減少や、高齢化の進行により、地域のコミュニティ機能が低下するなどの影響が生じておりますが、子供は次代を担う地域の宝であり、雪に親しむための教育等は子供達の地域への愛着を育み、地域への定着につながるもので、地域コミュニティ機能を維持する重要な役割を果たすものと思われまます。遊びや学びを通し、地域における助け合いや奉仕活動の大切さを育み、早くから除雪ボランティアや雪に関わる行事に携わることで、地域づくりを担う人材育成を推進していくことも大事かと思ひます。

さて、除雪についてであります。町道の除雪体制はロータリー10台とドーザー2台で行っています。雪対策については、機械除雪、消雪道路、地下熱を利用した消雪、それに流雪溝があります。消雪施設や流雪溝は家の周辺の雪を徐排雪するには効果があるものと思われまます。本町を流れる流雪溝は、昭和30年代後半に整備されたもので、農業用水の大堰から取水できるようにし、当時としては活気的な水路として利活用していたものと思われまます。近年になり除雪の仕方も、各家庭が機械で行うようになり、大量の雪が流雪溝に投雪されるため下流で流雪溝の水が溢れる状況が度々見受けられます。流雪溝は自然の流水の運搬作用を利用し、雪を投入して除雪する施設であり、流量や水路の大きさにより投雪する量の限界があります。流雪溝への雪の投入方法は大部分が人力主体で、沿道住民の克雪に対する意識と協力体制が合わってはじめて効果的に運用できる施設です。流雪溝の流下能力以上に雪を投入した場合、雪が詰まってしまい溢水して人家や道路に浸水することがあります。このように雪投入のルールを無視して、自分の都合で自分勝手に雪を投入しては大変な結果になるとがあります。流雪溝は自治体が整備しますが、それを円滑に運営していくためのルールは、利用する沿線住民が中心となって「流雪溝運営組織」等を作って運営計画を策定し、その計画をみんなで守り、管理・運営を行なっていくことが大変重要です。うまく運営していくには運営計画の遵守が前提の施設であるとも言えます。町も駐車場を利用しているところから、流雪溝組合と話し合いをしながら今後の対応を検討していきたいと思ひます。また、老朽化した流雪溝の整備計画であります。今現在継続している事業も考慮しながら、県とも相談し公共事業に該当させてもらえるよう打合せをしているところであり、その資料となる概略設計の委託料を平成25年度当初予算に計上させて頂いておひます。

次に「各町内の側溝整備を進めるルール作りを主導すべきではないか」のご質問であります。水路は農業用に導水している水路と、町道等に付随する水路の二種類があるかと思ひます。農業用水利施設は地域と密着していることが殆どであります。農業用水路が持つ役割や、水辺への親しみ、災害時の防災機能や生活用水としての利用など多岐にわたっています。しかし、その管理につきましては、受益者や水路組合等が行っていることとなりますが、近年は高齢化や受益者の減少により小さな組織では施設の管理さえもできない所が出てきています。町道に付随する側溝は、通常は路面排水を処理するために設置するものであり、側溝に水が流れている水路自体は極わずかであります。水路の水は灌漑用水として利用しているため、農業用水路を利用し流れてきているのが殆どであり、それを利用する場合、水利の権利関係や組合の承諾などがでてくるものと思われまます。また、自然導水されている水路であれば常に水が流れていますが、ポンプアップしている水路は冬期間には流れていないのが通常であります。流雪溝は住宅が密集して、雪の投雪箇所がないような地区に効果を発揮します。また、先に述べたように組織づくりをし、協力できる地区でないと流雪溝を整備しても機能を活かすことが出来ない事があります。

このようなことから、排雪等のルール作り等は町で指導致しますが、必要とする町内会で意見をまとめ、水路組合等が同意の上で整備を進めるのが最良かと思われまます。雪に強く、安全で安心して暮らせる活力ある地域づくりや、雪を資源として利活用する利雪など、これからもさらに検討していくことが必要かと思われまます。

**4番：** まず、本町の流雪溝に関しては、来年度の当初予算にも設計の段階が入ってきていると私も見ておりますけれども、一歩進んで来て下さいと思っていますけれども、これはどういった事業に該当させようと思って、公共事業としか書いてないわけですが、どういった形の交付金事業、或いは何かの整備事業という名目のものに持ち込んでいるのでしょうか。

**地域整備課長：** 詳しいことは、矢野課長の方から答弁しますけれども、社会資本整備交付事業であります。内容は矢野課長から。

**地域整備課長：** 事業名は、社会資本整備交付事業という事業に該当させて、整備を進めたいと考えております。国庫負担金としまして50%の補助になっておりますので、そういう国の補助を頂きまして、整備を進める考えでおります。

**4番：** 是非、採択なるように頑張ってやって頂きたいと思っておりますけれども、尾花沢市で、今週の日曜日のニュースで見たのですが、9億5,900万円程掛けて尾花沢市内の流雪溝の工事をするという報道がなされまして、私はすぐ電話を掛けまして、何の事業ですかと聞いたら、やはり社会資本整備事業の交付金による事業でやるのだと。随分思いきって3億もの予算が付いたものですねと聞いてみましたら、やはり25年度の計画だったんだけれども、今回の整備事業の拡大予算に引っ掛かって、前倒しで今年度やることになったのだということでした。私が言いたいのは、こういうことなんですよ。要するに、計画が今までしてあったかとか、ある程度手を付けていたかによって、これ程予算が付くか付かないか決まってくるというところを分かって頂きたいと思っております。やはり、思いきって少しでもかじっておかないと、こういった時に乗り遅れてしまう。そういった整備事業にさっと乗って、住民の暮らしを良くする。インフラ整備がぱっと出来る所と、結局出来ない所と、こういったところに違いが出てくるのだと感じているわけです。そして、また今日のニュースでは、新庄市で8,119万円程の予算をとって流雪溝の整備をする。こういう報道が流れました。今日の朝のニュースですね。こういったように各市と町では予算規模も人口規模も違いますけれども、こういったように克雪、或いは住民の生活の向上にかける意気込みが感じてくると私感じたものですから、やはりこの本町流雪溝整備も当然ながら、各町内会で、今この冬に随分水上がりになったという町内会を把握しております。私が知っているところだけでも、長沢町内会、一関町内会、紫山町内会、第三の寺下においては今回3回ですね、消防の出動を要請しているということがあります。去年においては、駅前松葉堰流雪溝組合というところで、農協附近のところで水が上がったと聞いております。やはりこういったことに関しては、町として迅速に取り組んでいかなければならないと思っております。更に、この答弁書の中にもありましたけれども、住宅地が密接する所、投雪する場所がない所、やはり西堀町内会とかは随分要望が上がってきていたけれども、今は下火かもしれません。言ってもだめかもしれないという気持ちでもう言わないのかもしれませんが、でも気持ちの中では、もう少し水が流れてくれればと感じている方は多いと思っておりますよ。そういったところを町ではどの位把握しているのかということ、そういった把握状況について、どの位把握しているのか。どの位町民から要望があるのか。そういったところの把握を町はしているのかということ、これを再質問させて頂きたいと思っております。

**町長：** 把握の状況については、矢野課長から答弁しますけれども、それ以外のことについて申し上げますけれども、今、佐藤議員が言っているのは補正予算のことだろうと思っております。これは流雪溝のみならず全てです。流雪溝の計画云々ではなくて、町全体の計画というものが、例えば舟形町で、流雪溝もある、道路もある、色々な計画があるわけです。只、尾花沢市さん、新庄市さんが、たまたまと言ってもおかしいのですが、タイミングというものがあるのでしょう。私は、計画を先んずる政策ということで課長会議でも申し上げております。計画を作れと。今、佐藤さんが言った通り、いみじくも補正予算が一番良いんです。財源が足りない。これまでも大分ありました。流雪溝計画のみならず、色々な計画で補正予算で作って、去年当たりも繰越明許が大分多かったです。これも補正予算絡みだと思います。財源が足りないというメリットがありますので、例えば、舟形小学校の冷房設備、これも補正です。あれも補助率の増高で、まず4つの教室、冷房室も全部補助予算ですが、要は、そういう流雪溝の計画というようなもの、これは完全な計画ではないというのはご指摘の通りです。これも気をつけながらやって行きたいと思っております。町内の流雪溝については、今矢野課長の方から色々お話があると思っておりますけれども、西堀町内会については、前に実はありました。只、これはポンプアップのやつであります。ポンプアップしますと、当然ハードな面は作りますけれども、管理の面はどうしても利用組合、或いはその町内会で負担するとい

うようなことであります。それから、至る所で水が溢れているということは、やはり流雪溝を作る場合は、ハードな面は町で作るとしても、ソフトの面、管理の面についてやはり管理組合でやって貰わないと、自助、共助、公助の3つの力をうまくタイアップして行かないと難しい問題だと思います。今、スノーダンプ以外での除雪道具での一気に投入とかいうものがありますけれども、こういう、ルールは無視して、大量の雪を投げてはいけないというルールをきちんとするべきだろうと。町の駐車場の件についても、色々ご心配ありますけれども、総務課長の方で流雪溝組合と話をしていると思いますけれども、私から合せてもう上げますと、あの町営駐車場で雪が詰まったということがないように、私なりに指示してみたいと思います。全体的なことについては、矢野課長から。

**地域振興課長：** 流雪溝事業につきましては、以前に農林事業で町全体の流雪溝の整備ということで図面を作成しておりました。そして、西堀地区につきましては、平成10年が11年頃に流雪溝整備をして頂きたいという話がありまして、地元とも協議をしながら説明会に伺った経緯もあります。その段階で、流雪溝の水をどうするかということで、大堰から水を貰う、そしてポンプアップですというような形の検討もされております。地区の説明会に入った段階で、管理組織、それから負担金等の話が出てきた段階で、そういうふうな負担金も伴うようなこと、それから管理も難しいというようなことで断念している経緯がございます。後、水路の水につきましては、大堰から貰う水については農業用水を利用して、今の西堀地区に持ってくることは可能でございますが、水利権がございます。水利権の件で、今まで西堀地区の方々には水利権も払っていないということもございまして、そういう問題も一つあるというようなことでございます。今、あそこの住宅地に水を持って行くということになれば、何ヶ所かの水路を利用して持って行くというような形になるのですが、その水利権の問題をどのようにするか。その水利権の問題をどのようにするか今後検討していかないと難しいと思います。

**4番：** 町長の答弁では、西堀地区に水を流すということはポップアップ等の問題があったということですが、今の矢野課長の答弁のように何ヶ所かに問題があったとしても、ポップアップの問題だけに捕らわれないで、色々な可能性を模索しながら、ほんのちょっとでも水が流れれば良いと、ゴーゴーと本町にある位の水量でなくとも、少しだけでも水が流れてくれれば、自分達が出入りするところをちょっとずつ流して行くという位の流雪溝でも良いのではないかと思います。多く降ればそれは仕方が無いと。そういう整備計画でも良いのではないかと思います。

もう一つ、役場の駐車場のことなのですが、役場の駐車場というのは福利厚生に係ることですよね。要するに役場職員のために用意された駐車場。これがどんどんと流雪溝に投入されればすぐ雪が詰まるだろうというのは誰でも予想出来ることですが、やはり委託業者が配慮して、かなり気を使って投雪して頂いております。そして、やって頂いているので、何回かは詰まることがあったにしても、よほどの苦情が出ることはないと思います。これは投雪者の気遣いだと思います。しかしながら、町の対応はまずいと思うところがあります。流雪溝組合に少しプール金があるので、何年かに亘ってお金は頂いていなかった。組合員からもお金は頂いていなかった。しかし、側溝が詰まれば組合員は人を出して、そこの開通に従事する。或いは、詰まればそこに掛かった費用を組合員が積み立てたお金である程度開通させるということをやってきた訳です。ところが、町が駐車場を作ってからお金を払っていない。詰まっても人は出さない。詰まって機械設備が必要になってもそこにもお金を出すということにはなかったんです。これが問題なんです。今まで組合員が貯めてきたお金を使って、職員の福利厚生に充てている駐車場の雪の詰まりの問題を全部解消してきたと。こういうところに問題がありますから、これは言われる、もう言ってしまったけれども。やはり組合の方から声が出る前に、お互いの気遣いということで、町側からもそういう問題があったなら、私達もある程度何か手を加えますよ、町側からもあって然るべきではないのかなと思っているわけです。それが全く無いものですから、人任せ、業者任せなことを町はやるものだ。そこら辺を是非気を使って頂きたいと思います。要するに雪が降ったらそこに捨てるなど言いたいわけではないのです。捨てるべきではないと言うつもりもありません。やはり、雪が降れば投雪する、職員の駐車場が無ければ確保しなければ登庁出来ないわけですから、一生懸命除雪をやり繰り返しながらやっていますよ。そういったところにも配慮しながら、やはり組合との調整をきちんと今後やって頂きたいと思います。

そして、色々調べてみたのですが、湯沢市のホームページから取ったものですが、町はこういうことを町民に促して、当町とは違うやり方で注意を喚起しているということで、電話しながら色々聞いてみまし

た。町民に対して、こういう呼びかけをしております。「気温が氷点下5度以下の時は流雪能力が低下します。積雪量が25cm以上の時は雪の絶対量が増加します。土曜・日曜・祝日など投雪量が増加します。」ということで、非常にある程度注意を促すと。数字を持って来て市民に対して注意を促す。こういうところが、舟形町には足りないと思っています。それこそ防災無線を使って、投雪量を調整して下さいというような指導を町でやって行っても良いのではと思います。更に、この組合があつての投雪する時間帯を町側が指導しているということなんですよ。町側が。そして、指定時間以外は絶対に投雪しないようにしましょうとか、流れが悪い時は絶対に投雪しないとか。こういった呼びかけをしています。更に、パトロール員、ポンプ操作員に見周りをさせて、注意を呼びかけていると。こういうことが町の情報源から発信されているわけです。後で、もうひとつの市の例も紹介しますけれども、こういった新たなルール作りもひとつの段階に入っていくのではないかと思うのですが、こういうルール作りに対して町はこれからやっていきますよと答弁しておりますけれども、どのような形でやって行くつもりなのか、そこら辺のところを再質問します。

**町長：** まず、ひとつは水の量が少なくとも流雪溝というような質問がありましたけれども、やはり流雪溝の本来の機能は水の量だと思っています。水の量がなければ、流雪溝本来のあり様というのは中々難しいだろうと。今、答弁でも申し上げましたけれども、町道の水路というものは、やはり路面に降った水を流すということになります。これを流雪溝にしますと、ある程度の流量というものがなければならないと思います。或いは、水の深さ、幅の広さ、これがないと流雪溝の本来の役目は中々難しいと思います。少しの水でも良いということでもありますけれども、流雪溝の定義、私は専門家ではありませんので、分かりませんが、基本的なものは水の量、それから深さ、幅、或いは雪がくっつかない構造物、こういうものが大事だろうと。これが本格的な流雪溝であろうと。これを一緒にして今の町道なり、側溝を利用してやっている町内会もいっぱいあるわけです。その中で、お互いに助け合うということがこの流雪溝管理組合のあり様ではないかと思っています。

それから町の駐車場云々、私は負担金を出していないのだとすれば出します。それ応分を出します。私は、組合さんとも、総務課長とも話してうまく行っているのかと思いますけれども、今の答弁を聞きますと、そこまで行っていないということになりましたならば、負担金の方は私の方できちんと出しますから、流雪溝組合でもそういう面でお話を持って参りたいと思います。それから各市段階での流雪溝の指導方法がありますけれども、例えば大石田町です。大石田町では、今佐藤君が言ったように、時間帯が決まっております。あそこは国交省の補助金を貰って、そして管理も電気料も国の方で面倒を見えています。只、この流雪溝組合は徹底しています。朝、昼、晩の3回だそうです。800戸で。そして制限も決まっています。スコップ、スノーダンプそれ以外は駄目だという指導が徹底しています。これを言わないと、やはりある市町村で町の指導ということで、町の防災無線を使いながらも良いと思いますけれども、あくまでもやはり基本は流雪溝組合ではないかと思っています。これが自助、公助、共助の3つの力のスタンスだろうと思いますので、佐藤議員の言わんとする参考意見も注意しながら、もっとも効率の良い管理運営のあり様、私も勉強して参りますけれども、基本的にはそういう感じ。それから大蔵村の清水地区、これも国の方でやっています。これも大規模です。大蔵村長とも話をしますけれども、これも徹底しています。水路は町で全部するそうです。汲み上げのポンプは国交省、この維持管理も電気料も国交省の方でやっています。只、監察員がいるそうです。ずっと見回る監察員が。これですっと雪が降った場合、或いは雪を投入した場合に回るそうです。罰則があるかどうかはそこまで聞きませんでしたけれども、管理組合の方で徹底してこれをやっているということがありますので、その辺はお互いに助け合う精神でいるのかなどと思いますので、答弁しておきます。

**総務課長：** 先程の佐藤議員さんのご質問でありますけれども、一部ちょっと誤解があるのではないかと思いますので発言させて頂きたいと思います。始めに流雪溝組合の負担金でありますけれども、前にもお話をしましたけれども、私の方で予算を確保しておりますし、いつでも払う準備をしておりますけれども、組合の方で担当者が変わったというような経緯もありまして、それはちょっと待って下さいと言われた経過があります。それから町営の駐車場でありますけれども、近隣の方々には7時までということで、特に新雪ですので、堅雪は投入していないと思いますが、町の方で1時間4,500円ということで委託をしております。それから、本町通り、2回ほど水路が詰まったりしましたけれども、それにつきましても私



の方に必ず連絡が入って参りますので、本町通りの水路組合だけではなくて、紫山とか、一関とか、横町とかそういう感じで連絡が入ってきます。また、消防等の要請があった場合には団長の方に連絡をして、これから地域の消防団を出させて良いですかということで団長の許可を貰って、それぞれの地域で対応をしています。町の方では何もしないのではなくて、今回小国川の方に雪が始めて詰まって、全然流れなくなったようでもありますけれども、重機を1.5日間を入れたわけですが、その機械を入れる前にも組合の役員の方々とお話をしましたし、係る経費につきましても必要以上に経費に係る場合は町の方でも出しますよということを役員の方へ伝えております。その結果、思った以上に経費に係らなかったということで、役員の方から今回は水路組合の方で負担出来ますので、町の方からは特に結構ですという答えを頂いておりますので、先程の佐藤議員さんのご質問ですと、町が一切していないような感じを与える気がしますが、私達は電話があれば現場に赴いて、対応しているということだけご理解をお願いしたいと思います。

**4番：** 分かりました。その点はそういうことがあったということであれば理解したいと思います。

総務振興に出された、町の除排雪資料の中の1面をご紹介しますけれども、除雪に対する苦情ということで、今までになかった町側の姿勢が見られましたので、それをちょっと紹介したいと思います。その説明の中では、町民課の苦情という項目が5つ程ございまして、委託業者からの苦情が5つあります。更にここが違うところなんですね。行政側にも苦情があるんですよ。町民側に言いたいことがあるんですよ。5つの苦情が出ているんです。今までは、町民側の苦情を一方的に受けるだけだったけれども、町側としても町民の皆さんにこういうことを協力して貰いたいですよということが出てきたというのは、良い悪いは別として、私は一つの考え方としては進歩してきたと思うんです。そこで、一つ紹介したいのが、北海道の倶知安町という所なのですが、札幌から西に100km位離れた所の雪の条例を作ったところなんです。「倶知安町みんなで親しむ雪条例」非常に分かり易く、体系的に町の条例を真ん中において、町民がすべきこと、町がすべきこと、みんなで協力すべきこととこの条例を囲んでこういうふうに皆で協力して、条例に協力して行きましょうよということで作ったところがあります。更に、この中には、町長の罰則規定というものがあまして、こういうことを守らなければ、町長の指導が出来るというところまで踏み込んで、こういうルール作り。さっきは、湯沢市はただ注意を促すだけでしたよね。こっちは倶知安町はきちんと条例を作って、そういう取り決めの中でやって行きましょうということで、一歩踏み込んだ条例が出来たわけです。この町側が総務振興に示してきた、町側にも言いたいことはありますよと、こういうふうに示してきた状況を考えれば、そろそろ舟形町もこういう投雪の仕方、或いはロータリー除雪者が投雪する所がないとか書かれているわけですが、こういった所の協力体制についても、そろそろ舟形町についても条例等の設置を考えながら、ルールを作る。更に、舟形町全町に亘る流雪溝の整備計画をも考えながら、少子高齢化が進む中でどうやって雪と一緒に生活していくかを考えて行くべき時が来ているのではないかと私は感じております。そういうことで、この条例等の設置、決まり事の設置について、町長はどういうふうにお考えなのかお聞きします。

**町長：** 今、私が条例を見たわけではありませんけれども、そういう地域で支え合うというのが24年度なんです。地域で困っている人がいてどうするかというのが24年度でありますので、今のご質問も検討してみたいと思います。

**議長：** これを以って、4番佐藤広幸君の一般質問を終結します。ここで午後1時まで休憩を致します。(12:48)

**議長：** 再開を致します。一般質問をお受けします。(13:02)

**3番：** 私からは定住促進対策についてと題してご質問致します。平成22年度に作成した舟形町総合発展計画において、「10年後の舟形町の人口目標を6,000人とし、計画的な町づくりを進める」とありますが、年間で70人から80人の人口が減少している現実では、本年12月末時点で6,000人を割ってしまうと予想されます。町としても定住促進に向けて、子育て支援施策や転入促進と転出抑制を図るための公営住宅の整備、さらには企業誘致等雇用の場の確保に向けた努力をしておりますが、なかなか人口の増加にまでは結びついていないのが現状ではないでしょうか。町として公営住宅の整備により定住促進を図る考えがあるのであれば、子育て世代のニーズを把握し、入居希望者が利用しやすい住宅環境の整備を積極的に進める必要があると考えます。また、舟形町オリジナルの魅力ある公営住宅の整備により、転入促進を図ること

も検討してみてもいいでしょうか。

4月からは小学校も統合され、将来的に小学校周辺を舟形町の教育ゾーンにする構想があれば、その周辺の宅地化により公営住宅の整備や宅地分譲などを検討してみる必要があると考えます。保・小・中一貫教育を目指す舟形町にとって、家庭教育と学校教育が一体的になった教育環境づくりが可能になるのではないのでしょうか。「子育てするなら舟形町で」の合言葉の基に、様々な医療支援・教育支援により、結果的には定住促進に結びつくような施設が必要であると考えます。また、最近問題化している空家を町が買取りリフォーム等を行い、公営住宅として賃貸する方法も転入促進に繋がるのではないのでしょうか。

若者・子育て世代・転入希望者が舟形町に定住したくなるようなニーズにあった公営住宅の環境整備を行うことが、定住促進対策の第一歩であると思います。町長のお考えをお伺いします。

**町長：** それでは3番齋藤好彦議員の質問にお答えします。

齋藤議員の言われるとおり、舟形町総合発展計画第6次基本構想の人口指標では、10年後の平成31年度末の人口目標を6,000人としております。計画策定期の平成22年1月末が6,371人、今年平成25年1月末が6,061人と3ヵ年で310人減少している状況であります。毎年、約100人ずつ減少している状況で、計画終了期であります平成31年度末に人口6,000人を達成するのは、大変厳しい状況であります。人口は町勢の大事な指標でありますので、各種少子化対策や定住対策を実施して人口減少に歯止めをかけようとしていただけに、今、現在としては残念な結果であります。しかしながら、平成22年度より定住促進のために企業誘致を進めておりますが、福田山工業団地等の近隣市町村の工業団地を見ましても空地が目立つ状況下では、工業団地等の準備がない舟形町においては企業誘致によって、人口を増やすことは大変厳しい状況であります。従いまして、舟形町としては最上郡の最南端に位置し村山地区に近く、最上郡の中核都市である新庄市に近い、そして庄内方面にも宮城県にも舟形インターチェンジを利用して2時間以内に移動できる等の地理的条件を活かして、岩手県の滝沢村のように「勤務地は盛岡市、住むのは滝沢村」といった形態をつくるのが最善の人口減少対策と考えております。しかしながら、地理的条件だけでは若い世代は住んでくれません。子育てしやすい環境や制度、それと生活しやすい環境、住宅、宅地といったものが整備されて、住んでもらえると考えております。いわば、子育てしやすいソフトとハードが一緒にならないとと考えております。舟形町では「子供養育支援金制度、妊婦健康診査受診費の助成や回数増、就学前までの乳幼児医療費の無料化、中学生以下の入院医療費無料化、予防接種の無料化、中学生の制服購入助成、通学自転車購入費助成等々」の子育て支援ソフト事業を展開してきました。合わせて、出生率日本一の長野県下条村の例にならいハード対策としまして、平成21年度と平成22年度に子育て支援集合住宅（ひだまりⅠとひだまりⅡ）を2棟（10世帯）、定住モデル住宅を2棟建設しております。現在、子育て支援集合住宅（ひだまりⅠとひだまりⅡ）と定住モデルには、大人24人子供23人が住んでいて、大きな少子化対策となっています。

さて、齋藤議員の言われる、若者・子育て世代のニーズにあった公営住宅の整備、舟形町オリジナルの公営住宅整備についてであります。子育て支援集合住宅はまさにそれにあたります。平成19年に若い職員を中心に組織された「定住政策委員会」で、町内に住む若い世代の方にアンケートを実施しまして、若い世代が定住するための住宅政策を決定しました。その結果、所得制限や建築仕様制限のある公営住宅法に基づく公営住宅では若い世代は満足しないことが分かりまして、あえて町単独の予算で子育て支援集合住宅を建築したところです。その特徴は、2階の子供の行動音を気にしないでいいメゾネットタイプ（1階と2階で1戸なる構造）、子供を多く産んでもらうために子ども部屋を多くとった3LDKの間取り、ベビーカーが回転できて収納できる玄関、家事をしながら子供の様子が見えるリビングダイニング、トイレトレーニングができるスペースを持った広い洗浄機付トイレ、乳幼児のお風呂での事故防止のための外鍵がついた扉を有する家族で入れる1坪タイプのユニットバス、2階には子供の成長に合わせて間仕切りができる部屋を設置、また洗浄機付トイレも設置しております。また、観測記録がある明治37年以来観測史上初の3年連続の豪雪となっておりますが、雪国舟形町で定住するためには克雪（融雪）対策も必要であります。そのため、屋根と駐車場に大地熱融雪装置を設置しており、今年の豪雪であっても雪庇部分を除いて屋根の雪下ろしをしておりませんし、玄関前の駐車場はそこだけコンクリート舗装が見えていて入居者から大変喜ばれております。このような特徴をもった舟形町の子育て支援集合住宅（ひだまりⅠとひだまりⅡ）は、遠くは熊本県宇城市のほか、新庄市、尾花沢市、最上町、金山町、大蔵村などからモデル

ケースにされるほど優れたものであります。諸般の事情から平成22年度以降建設しておりませんが、今後建設して参りたいと考えております。

また、空家をリフォームして公営住宅として賃貸することについてであります。持主との権利調整等があり、早急に実現できるか難しいところですが、企画担当課に検討させて行きたいと考えています。更に、ほほえみ保育園や舟形小学校を中心とした地域（ゾーン）は、斎藤議員の言われるとおり、教育文化ゾーンとしたい計画を持っております。併せて、優良な住宅を計画できる地域（ゾーン）としても認識しているところです。従いまして、早急に職員による研究会を立ち上げて、構想を練り、早期に計画実行していきたいと考えております。いずれにしても、子育て支援政策（ソフト面）の更なる充実と、定住するための住宅政策（子育て支援住宅及び宅地開発等のハード面）を全力で進めて参ります。

**3番：** どうも有難うございました。それでは、2、3質問をさせて頂きたいと思います。まず、1点目ですが、子育て支援住宅の今年4月からの入居者募集が広報にありましたが、入居希望者の募集状況はどのようなになっておりますか。教えて頂きたいと思います。

**町長：** 矢野課長から。

**地域整備課長：** 子育て支援住宅の入居希望でございますが、5世帯の子育て支援住宅が2棟建っておりますけれども、今現在満室でございます。その中で、入居希望者は募集をかける度に多数の方が応募されるということでかなり人気がある住宅となっております。そのような形で、いつも満杯ということになっておりますので、今後もそういうことで子育て支援住宅等を検討して行きたい考えであります。

**3番：** 今、満杯の状況なんですか。私が見ているのは古いんですか。入居者募集、子育て支援住宅ひだまりハイム、1戸募集しております。締め切りが3月19日。これは前のやつですか。現在満室なんですか。

**町長：** 斎藤議員、メゾネット方式のアパートの件ですか。

**地域整備課長：** すみません。今現在1室空いております、その募集をかけているところです。今のところ、募集に対して応募はございませんけれども、その期間中に必ず何人かの応募があるかと思っております。

**3番：** 今のところ、応募している方は全然いらっしゃらないということなのですか。私が様々お伺いするのは、先程の町長さんの答弁にもありましたが、かなり入居希望の方が大変多くて、抽選をしているという話を聞いているので、今現在で正確なところ、ゼロなんですか。もう一回確認します。

**町長：** 矢野課長から。

**地域整備課長：** 今、担当の方に確認している段階で、まだ応募がございませんので、これから応募してくる方がいると思っております。

**3番：** 今のところまだ無いということは、3月19日締め切りということは、明日明日締め切りなので、今回これは空き家になってしまうという状況なんですよ。私は、もっともっと人気があって応募者が多数いるのではないかという認識をしていたのですが、今の課長の答弁では、今のところ無いということで、町の方でも様々な支援を行っていて、入居希望者が少ないということは、その住宅そのものに問題があるのか、入居するのに縛りがあるかあって入居される方が少ないのか。元々そういう子育て世代の方が居られないのか。その辺り町長はどうお考えになっておりますか。

**町長：** 今の募集ということについて情報不足でしたが、メゾネット方式21、22、5、5、10世帯入りましたけれども、当時は非常に応募も多かったと思います。それで2年連続でひだまりⅠ、ひだまりⅡを2年連続して建設したということがありまして、今、斎藤議員が言われた通りに非常に人気のある賃貸住宅と捉えておりますので、今の段階で申込がないということはPR不足であると思っておりますので、何とか即急に埋めるように、PRをしっかりとやりながら確保しなければならないと思っております。

**3番：** そうしますと、答弁の中に22年度以降建設していなかった、財源の見通しから建設していなかったが、今後検討したい、建設したいということが答弁の中にございましたが、その辺の食い違いはどうなっておりますか。

**町長：** 食い違いと言いましても、所謂、この3棟目を建てるのかということでありまして、これは子育て支援住宅という非常に人気のある、応募者の多い住宅でありますので、実は、基本計画では25年度の予定でした。実施計画では、只、ご案内の通りに当初予算が非常に窮屈であります。地方交付税も5千万円程減額されるというようなことで、時期を見て、今年度財源を確保出来たならば、私の考えでは今年度

中にでも出来ればもう1棟建ててみたいと思います。

**3番：** 建てて頂くのは大変結構なことですが、冒頭で入りたいという方がいないというところが心配でありますけれども、その辺りも十分に検討されて、その建設に向けて宜しくお願ひしたいと思います。

加えまして、先程の町長の答弁の中に、町営住宅法に基づく住宅は、若者に満足しなかったと、単費であったということでございますので、今後国の補助事業を活用したいというような言葉もございますので、その辺りについて今後町長はどのようにお考えなのかお伺いします。

**町長：** メゾネットの1号棟、2号棟と二つありますけれども、これは21年、22年に建てまして、もう一つ、定住住宅がございます。1戸建て2つ。ひだまりタウンがありますけれども、あれは1戸建てで121㎡から130㎡位の2棟ですけれども、これも非常に人気がありまして、1棟について10件位の応募があったと記憶しております。只、子育てするなら舟形町ということで、今のメゾネットは小学生が2人いれば1ヶ月3万円です。3万円というのはそう管内ではないだろうと思います。今、空き家の募集をしております。まだ見つからないということがありますけれども、これは徹底したPRということを踏まえて、この子育て支援住宅と、定住モデル住宅、これは40歳以下の若い夫婦が入れる様式ですけれども、これは月額4万円です。この2つをお互いに走行しながら、リセットしながらこういうモデルで良いのか、或いはリゾネットで良いのかということを検討しながら、どちらかの建物を建てて見たいと思っています。

**3番：** 宜しくお願ひしたいと思います。

先程の入居募集の関係でございますが、只今1戸募集しているということですが、今回その1戸を募集がある訳でございますが、今までこの部屋に住んでいた方が居るかと思いますが、その方はその後どうされたのか、退去された後どうしたのか。プライバシーのことがありますので、答えられる範囲で結構ですので教えて頂ければと思います。

**町長：** 前の質問で、ちょっとくどいですがけれども、あえて申し上げますけれども、財源が確保出来たならばということをお話したいと思います。今の質問については、矢野課長から答弁させます。

**地域整備課長：** 退去された方については、自分の実家の方に戻られたと聞いております。子供がある程度大きくなったということで、実家の方に戻って育てて行きたいということです。

**3番：** その方が実家の方で、また町内の方で暮らしているということであれば大変結構なことですが、何を言いたいのかと申しますと、この子育て支援住宅の入居の制限に、子供が12歳になったらという下りがございます。子供が12歳になったから、はい出て行って下さいでは、定住促進には繋がらないと思います。確かに、この住宅は子育てが目的の住宅ではありますが、その後も定住出来るような対策も必要ではないでしょうか。町長どうですか。

**町長：** 当時建設する段階で、町内の職員とも色々ディスカッションする中で、まず子育てし易い住宅ということで、その為に、低廉な価格で若い人を入居させるという構想がこの子育て支援住宅で、その間、住んでいる段階でお金を貯めてもらって、前の宅地分譲を買うなり、或いは別の土地の宅地を買うなりという二段構えでしながら住宅政策というようなものを考えて参りましたけれども、その後3年程経過しておりますので、どういう今の状況であるのか、その辺の中身も検証しながら、今入っている10世帯の意向を踏まえながら取り組んで行かなければならないのかなど。今、メゾネットの1つが空いているということなので、私はすぐ飛びついてくるのかなと思って、ちょっと今がっかりしておりますけれども、そういう面で、今入居されている方、私の知る範囲では非常に快適であるし、安くて助かっていますというような声を直接お聞きしておりますけれども、その辺、もう少し全体的に検証しながら取り組んで行きたいと思っています。

**3番：** 今の町長の答弁で、今入居されている方の意向を聞いてということがございましたが、平成19年に定住政策委員会というものを立ち上げまして、現在、子育て支援住宅を建設したというご答弁がございましたが、あれから4、5年経過しております。今、町長がおっしゃられたように、これから入居を希望する方もいらっしゃると思うので、住宅の規模とか、構造とか何らかの形で調査をして、よりよい住宅環境に努めて頂きたいと思います。

質問が変わりますが、今、子育て住宅なり、定住住宅なりに住んでいる方々でございますが、家庭の事情でやむを得ず別居されている方がございます。この方々のお話を聞く限りでは、親御さんの住んでいる

町内に一緒に住みたいんだと、只、適当な住宅がないから仕方なくて、新庄なり町外に住まざるを得ないと、離れて暮らしている方がいらっしゃるようですが、そういう話を町長は聞いたことはありませんか。

**町長：** 私はそのケースは聞いたことがありません。矢野課長、聞いたことがあったらひとつ。

**地域整備課長：** 募集をかける時に、今の状況、それから公共料金の滞納金、どうして舟形町の住宅に入居したいのかという理由を書いて頂きまして、入居してもらっております。その段階で、別居されて入居されるということも当然ながら出てきますので、その辺で確認させて頂いております。

**3番：** 私は家族の分裂を推進するものでもございませぬが、どうしてもという方々もいらっしゃいます。私も実際に話を聞いていますので、せめて町外流出の抑制からも、そういう方々のニーズにあった住宅の整備も必要だと考えますが、町長は話を聞いたことがないということですが、そういうことについてどう感じますか。

**町長：** その中退、離退する方々の意向というもの、どのような思いで離退するのか私は分かりませんが、分かる範囲で矢野課長の方で答弁して頂きたいと思っております。尚、そういう離退する思いをどういうふうな原因なのかが一番大事な要素だろうと思っております。

**地域整備課長：** 別居する理由につきましては、様々個人的に事情がございまして、家庭の事情で一旦は別居しなくてはならないというような事情がございまして、住宅入居の選考員につきましては、町の課長のメンバーで選考する訳ですけれども、その中で、そういった理由、別居する理由、或いは収入基準、滞納とかそういったものを全部網羅して入居の選考をさせて頂いております。ですから、その中で、別居するからこの人は駄目ではないかという判断にはならなくて、条件を満たした方については入居させているという形になっております。

**3番：** ちょっと話がそれてしまいましたが、別居するとかどうのこうののではなくて、実際にそういう方が居るんだと。実際にそういう方の話を聞くと、短期間の生活なので、そんなに広い部屋もいらないんだと、短期間に住めるような住宅の整備をして頂け無いかという話がありましたので、是非何らかの形でそういう方々のニーズを把握して頂いて、要望に応じて頂き、転出抑制に努めて頂きたいと思っております。

質問を変えたいと思っております。空き家の件でございまして、確かに空き家の所有者を特定するのは大変難儀することではございまして、買い取りが可能な物件から順次整備して行ってはどうでしょうかという意見でございまして、空き家対策にもなるのではないかと考えて提案したものでございまして。本日の新聞にも載っておりましたが、空き家の雪の問題が大きな社会問題になっております。そういう対策にも繋がるのではないかと考えて提案したものでございまして、もう一度町長から空き家対策の賃貸の問題についてご答弁をお願いしたいと思います。

**町長：** 昨年でしたか、空き家条例を制定しましたが、これは現在の空き家の管理に関する条例と。それを利用する条例ではありませんでしたけれども、私も昨年条例を提案した時に、これを利用するというように空き家が年々再々増えてくるわけですが、この利用する手法をどうするかということです。答弁でもしましたけれども、権利の問題が随分ややっこしい。単純に町で買いますからどうぞということであれば、私は買い取って、或いは斎藤議員の言われる住宅なども良いのかなと思っておりますが、その辺中々込み入って難しい問題があります。今、空き家の利活用という面で最上町の方で取り組んでおります。これはちょうど中山課長の方で研究しておりますので、中山課長の方から掻い摘んでお願いします。

**まちづくり課長：** まず、最初に住宅政策であります。町の方に舟小の跡地がありましたから、まず若い人に持ち家を推進しようということで今町の方でやっております。若い方が家を建てる場合に、10万円とか子供が居れば15万円とかそういったことをやっております。それから、今の空き家については、リフォーム補助がありますので、そういった方面で、今町の方でやっているということでございまして。

今、町長から言われた最上町の方でありますけれども、最上町の方では、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金を活用しまして整備をしています。現在、最上町さんの方では、5つ空き家の方から借り受けて、それを10年間以上借り受けなければならない要件になっておりますので、10年以上借りまして、それを貸し付けしているというようなこととなります。例えば、町の方で家の住宅の規模によって違うわけですけれども、4万円を町の方で住宅費として月額貰った場合について、町の方で回収している訳ですので、持主には3万円をお支払いしているということで、町の方にも少しお金が残るようにしているようがあります。このように県内では、最上町さん、遊佐町さん、庄内町さんの方でやられているようですけれども

も、最上町さんと庄内町さんの方では先程いった総務省の補助金を使ってやっているということになります。それで、問題が、最上町さんの場合は、やはりその借り受ける場合の線引きが中々難しいと。例えば、道路から離れた所を借りる人が余りいない物件について、役場の方で借りてしまうと、その物件を町の方で管理をしなければならなくなると。空いている場合。現在、5棟中4棟が埋っておりますが、1棟空いております、町の方で管理をしているそうです。そういったところが大変だと伺っております。最上町さんの方に伺ったところ、色んな条件を満たさないと、例えば、中心部でないと中々借りて頂けないという問題もあります。そういったことで、リフォームの方の補助が良いのではないかという担当の考えもあるようです。今のところそういったところで5棟が動いているようです。遊佐町さんの場合については、同じような仕組みですが、総務省の補助金は使っていないようです。入ることが決まった住宅について、単独で直すということのようです。あくまでも、町の方でそういった借りた物を空き家で置いておくというリスクを避けるということのようです。そういったことで、最上さんの方でも空いている所については問題があるというような認識でした。

**3番：** 大変詳しく有難うございました。そういう他町村の事例があるわけですので、それを参考にしながら当町でも空き家についての対策、リフォーム等々について努力して頂ければ。そして、定住促進に繋げて頂ければと思っております。

最後になりますが、先程も申し上げました子育て支援住宅については、若者受けするような住宅ということで建てたわけでございます。今後とも、そういうことを念頭に於きながら、今の子育て住宅はオール電化でございますが、その他に今話題になっている再生化エネルギーをふんだんに使って若者受けするような住宅をどんどん建てて頂きまして、定住促進に結びつけて頂きたいと思っております。併せまして、町のオリジナル住宅や町の魅力と言いますか、そういった辺りをインターネットでどんどんと全国に発信して頂ければ、どんどんと転入者、定住促進に繋がるのではないかと考えておりますので、宜しくお願いしたいと思います。只、1点だけ町のインターネットで舟形町の町営住宅のお知らせ欄を開いて見ますと、募集要項が古くて更新されておりませんでした。定住住宅については平成23年の募集そのまま、町営舟形団地の入居募集も平成23年1月のそのままでございました。この辺り、更新をして頂きまして入居の出来る空き部屋がないのであればそれを表示して、インターネットを活用したPRもどんどんするべきでは無いかと考えてございます。

最後になりますが、町長のご答弁にございました、まず1番目に国の補助事業の活用によりまして公営住宅を今後共建設して行きたいという話と、次に空き家を賃貸することについては担当課に検討させて行きたいと、3番目に教育ゾーンによる研究会を立ち上げて行きたいというこの3点ご答弁ございましたので、このご答弁の内容を実現できますように、切にお願い申し上げまして質問を終わりたいと思っております。以上です。有難うございました。

**議長：** 以上を以って、3番斎藤好彦君の一般質問を終結致します。

**1番：** 通告しております2つの質問をさせていただきます。まず、始めに、校舎等跡地利用検討の進捗状況はと題して質問をさせていただきます。4小学校が長い歴史に幕を下ろし、4月より新舟形小学校が開校となります。子供達も交流学習を経て、喜び、希望、不安を胸に新しい仲間と出会えることを楽しみにしていることでしょう。「豊かに学び、笑顔あふれる子どもの育成」に協力し、見守っていきたく思います。その傍ら、廃校となった3校が地域の役割を担ってきた部分を今後も継続していくために、学校跡地活用検討委員会を組織し、町民のアンケートを頂き検討されていますが、今後どのように進めて行く予定ですか。過疎、高齢化が加速する中、えんじゅ荘、ほなみでは、多くの入所待機者がいます。人口減少の中、介護事業のピークが2035年頃とも言われています。町でも、安全、安心な高齢化社会に対応していくため、多機能型福祉介護施設として廃校舎を活用し地域と係わりを持っていくべきだと思います。それに加え、農業の大切さ、素晴らしさ、大変さを農業体験で学ぶ「教育フォーム」の取り組み、農業後継者、担い手の育成をしていく施設の検討もして頂ければと思っております。

続きまして、町有地の利用計画は。今般の県予算の重点施策の中で山形西口に約32,000㎡の県有地が空地状態であり外部監査で年間1億5千万円以上の損失との指摘を受けているが、町の遊休町有地はどのようなになっているのか、利用改善計画があるのかお聞きします。

**町長：** 1番佐藤勇議員のご質問にお答えします。

平成25年4月1日の新舟形小学校の開校に向けて準備が進んでいます。統合への課題解決に向けた「統合準備委員会」も定期的な会合を積み重ね、新舟形小学校の「校歌」、「校章」も決定しています。新しい学校のスローガンも「希望と喜びが実感できる日本一の学校づくり」と大きな期待を寄せています。開校に向けての教室の増工事や車庫の新設、スクールバスの整備など、新小学校の教育環境整備に万全の体制で臨んでいます。これから、各小学校での卒業式や、閉校記念式典等の行事が予定されていますが、各議員の皆さまにおかれましても、ご出席くださり、ご指導を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

4月1日の新舟形小学校の開校に伴い、長沢小学校・富長小学校・堀内小学校の3校が廃校となります。町では、統合の計画を受けて、教育委員会を含む関係する課を中心に、昨年の1月に「小学校統合に係る空き校舎利用内部検討会」を立ち上げ、内部討議を行ってきました。検討の結果、「小学校区毎の地域の皆さまの意見を聞くことが先決ではないか」との意見が大勢を占め、「小学校跡地活用検討委員会」の設置について、協議を重ねてきました。検討委員会の委員についても、地域の声を広く反映させたいと、町内会長・民生児童委員・老人クラブ・女性委員・青少年育成町民会議・PTA役員等の皆さまに、委員をお願いしました。各小学校とも10人の委員で「小学校跡地活用検討委員会」を設置しました。第1回の跡地活用検討委員会を8月22日に開催しています。各委員からは、地域住民の意見を聞くため「全戸を対象にしたアンケート調査の実施」や「インターネットで全国から募集できないか」、「企業に積極的に呼びかけられないか」等々の意見が出されました。町でも、町民の皆さまから協力を頂き、12月に廃校の利活用について、校舎・体育館・グラウンドのアンケート調査を実施させて頂きました。全町を対象にして調査を行い、長沢学区内50名、舟形学区内136名、富長学区内73名、堀内学区内50名、合わせて309名の方から回答を頂きました。地域の事情により利活用について多様な意見が出されていますが、校舎については老人・福祉施設やカルチャー教室、災害時の避難所として利用していくが、多く出ています。中には、校舎の維持管理費が嵩むので解体した方が良く、との回答も複数でています。体育館については、災害時の避難場所として利用するが最も多く、次に地域の交流の場や、スポーツ・サークル活動の場としての順になっています。グラウンドの利用については、地域のイベントやスポーツ大会、子どもの遊び場にして欲しい、などの意見が出されました。今回のアンケート結果を検討委員の中で報告し、これからも協議を重ね、有効に利活用していくように検討していきたいと思っております。舟形町の廃校予定の3校を除いた、これまでに最上管内の統廃合された小・中学校の数は18校あります。その内、金山町の谷口分校の「がっこうそば」としての活用や、新庄市の山屋小学校の「そばまつり会場や教育施設としての宿泊機能によるセミナー利用」などとして、利活用されている廃校者が8校あります。残りの10校については、利活用の検討中が6校、取り壊しが4校となっています。最上町の瀬見小学校は平成23年3月に廃校となり、その後の利活用について、地元住民と町担当課で組織した「校舎活用検討委員会」を設置し、2年間検討してきたが、なかなか良い結果には結びつかないとのことでした。

今後も全国的に廃校が増加する事が予測されています。廃校舎の利活用により、地域の活性化に繋がるような、国の支援についての要請も行って行く必要があるのではないかと考えています。新年度から、本格的に跡地活用検討委員会で協議を重ねていきますので、佐藤議員が提案されました内容についても、大いに検討させて頂きたいと思っております。当面の間、使用電力の契約の見直しなど、維持管理費の削減に努めながら、適切に建物の管理を行なって行きたいと考えています。災害時の広域避難所としての機能については、これまで通り責任を持って対応して参りたいと考えております。

次に、2番目の「町有地の利用計画は」についてお答えします。土地は生活や社会活動の大切な基盤であり、限られた貴重な資源でもあります。土地利用においては、公共性を優先させながら、自然環境との共生や、土地の持つ多面的な公益的機能を基本に、長期的な計画に基づき、統合的に利用し、町土の均衡ある発展に寄与することが重要であると思っております。町所有の土地の面積につきましては、9月定例議会において、前年度末での公有財産として報告しています。庁舎用地や学校用地、公営住宅、公園、宅地、山林、その他を合計しますと3,043,740㎡となっています。

町の有する遊休地の管理についての質問ですが、以前に町有地を中心にして、町有財産の状況調査を実施したことがあります。宅地であっても、周辺に除雪した雪を堆雪する場所がない場合には、空き地として確保することも必要ではないか、との意見が出されていました。現在、宅地分譲地の販売活動や、その他の宅地の有効活用について周知活動を実施しながら、宅地の有効活用を推進しています。具体的に

は、ひだまりタウン分譲地10区画の内、残り2区画分、631.72㎡の販売に全力を尽くしております。また内山分譲地5区画分2,025.27㎡の販売につきましても、大幅に分譲価格を下げるなどして、販売努力を続けております。平成18年に購入しました、長沢地区の宅地1,074.09㎡の利活用について、これまで地域の方々とも協議を重ねてきた経緯があります。今後とも地域の声を大切にしながら、有効活用を目指して参りたいと考えております。

その他にも、新庄もがみ農業協同組合の本店機能が新庄市より舟形町に移転した事により、本店勤務職員が増加し、遠方より車で通勤するため、駐車場不足が課題となりましたが、それらの課題解消に向け、役場周辺の町有駐車場の整備拡充を図るなど、町有地の有効活用により、安心して本店機能を舟形町に移転することが可能となりました。これからも町有地の管理を徹底し、分譲地の販売促進は当然として、特に、宅地の遊休化の防止に努め、有効活用に努めて参りたいと思います。以上であります。

**1番：** 4月より開校の統合小学校に向けては、ハード面など色々な形の中で着実に準備が整っているわけですが、先般、確か2月14日に大変痛ましい事故が大阪の方で起こりました。廃校を中止して下さいという子供の文言を残された中で、母親の携帯電話には、「今まで有難う。家族皆大好き。」というメールがあったそうです。そういう子供の繊細な気持ち、そういうものに対するケアというか、アドバイス等々を、これも恐らく学校統合に向けて各4校の小学生が1校に集い心の学習、体験等々を2、3回重ねて、その他にも個人個人心のケアをしてきたと思いますけれども、その辺の対応の内容を詳しくお聞きしたいと思いますので、宜しくお願い致します。

**町長：** 4月1日に4つの小学校が統合になるわけですが、統合準備委員会というものを柱にしながら、或いは校長会、教頭会それぞれの各領域の分野の先生方、この統合が速やかになるようにということで教育委員会が中核となって進めて参りましたので、その辺の状況と申しましょうか、大阪のようなことがあってはならないわけですので、準備万端、教育委員会の方で取り組んでおりますので、教育長の方からお願いします。

**教育長：** 今、1番議員さんの方から例として上げられました痛ましい事故があったわけですが、教育委員会としてはそういうことにならないように充分学校長と相談をしながら、今回の統合の準備を進めて来たところであります。私達としては、条例の議決を頂いた以降、準備委員会を立ち上げました。それらについては、学校、保護者、また地域の代表の方々ということで、子供達に関わる全ての委員の代表の方々を網羅して、この統合を進めて来たところであります。子供達が主役になる学校でありますので、大きなスローガンとして統合小学校が「希望と喜びが実感出来る日本一の学校を作りましょう。」これを大きなスローガンとしまして、各各々の立場の中で進めて来ております。そのためには、どのようにするのかという形の中で、4月1日にすぐ教室の中に入るということでは、どうしても子供達の気持ちが一つになるというのは困難でありますので、そういうふうなことにならないようにということで、2年間を掛けまして、合同の授業を組んで来ております。また、色々な遠足とか、課外活動についてもそういうことを取り入れてやって来ております。その一番最後のやり方としましては、保護者の方々からも検証して頂くということで、確か11月18日ですけれども、新しい小学校になる場合にはこのような授業風景になりますよということで、教室も2学級になる教室、1学年が単学級になる教室、そういうふうなところで、例えば体育とかではなくて算数とか国語の授業がこのような形で展開されますよということで、子供達も父兄も実感出来るようにと、そのような配慮もして来ております。また、心の動きということもありますので、以前にもご報告しておりますが、子供達の心理状況というようなこともありますので、それらの色々なデータが統合後も比較出来るということで、Q Iテスト等も実施しながら、また、学校カウンセラーという専門の職員も配置しながら、子供の動きも統合後もつぶさに比較出来るように配慮して来ておりますので、その辺今ご指摘があったところについては、何時でも心配がある部分については教育委員会の方に、また学校の方に申し出て下さいということで保護者と共々にやって来ておりますので、議員さんも色々な課題が見える場合は、即教育委員会の方にご指導頂ければ対応して行きたいと。そういうことで、万全にということを目指して来ておりますので、今後共、何かございましたらご指導願います。

**1番：** 当町の方では、今般小学校が統合になるわけですが、5年程前に保育所が統合になって、生徒達は今年入学する生徒、殆どの生徒が再会というようなことで、同じ学校に集まるわけです。これも喜びに満ち溢れているのではないかと思いますけれども、私達も随時見守って行きたいと思っております。



しかしながら、やはり殆どの地域がバス通になってしまうわけです。中々顔を合わせることがないというのが非常に寂しいと思うわけです。これはやはり廃校になる地域の方々には、更に寂しさがひとしおではないかと感じます。

その中で先程言いましたように、介護のピークというのが、人口の増減に比例して、概ね20数年後ということで、言われていると思いますが、町の方では例えば要支援者、年金受給者は65歳以上から見て、例えば一人暮らしの方、夫婦連れ二人暮らしの方ということで、どの位の範囲で、どの地域に、どの位いますかというデータは取られているでしょうか。

**町長：** 1番最初の質問でありますけれども、教育長が言った通りに、統合準備委員会を核として今進めておりますし、要は、昔からある言葉で、「学校、家庭、地域、三位一体」という言葉があります。その中で一番これから大事なことは、学校の先生方と児童の信頼関係を構築すること、これが一番であろうと思います。これさえあれば、色んな不安は無くなるだろうと思います。

それから、2番目のことについては、今65歳以上は1,968名います。一人暮らしは128名、二人暮らしはその倍ということになりますので、介護施設等の待機者は約50名から60名いるだろうと。ほなみが今34名いますけれども、それで解消になったのかなと思っておりましたが、やはり年々再々高齢化が進みますので、待機者も必然的に増えてくると。所謂、要支援から介護度5までの方が増えてくるという予想は、やはり否めないと思いますし、待機者も大体横ばいになっていると。数値が高橋課長の方であれば高橋課長の方からお願いします。

**健康福祉課長：** 町長のお話にもありましたけれども、24年4月1日では人口は6,107人、それから65歳以上が1,968人、高齢者比は32.2%ですね。それと、介護度認定を受けた方は1,968人の内、362名の方は要支援1から2、それから介護の1から5の認定を受けた方は362名の方がいらっしゃいまして、この率は高齢者比率、1,968名から見ますと18.39%の方が介護認定を受けていることになります。以上です。

**1番：** その数値から見ても、やはり今の状況から行くと待機者が年々増えて行くという状況になろうかと思えます。高度医療の方も凄く高度な技術を持って、今回発表されたように長寿命化になってきているわけです。その中で、やはり介護される側、私も30年、20年すれば介護される側になろう側になるかと思えますが、もし介護されるのであれば地元でという願いが介護される側では多いのではないかと思います。介護に対して介護される方が同じような年齢になるわけです。そういう意味をもって、各地域の今まで小学校として課せられていた役割を担うためにも、位置づけるためにも小学校等の跡地利用については、出来ればそういう在宅介護であれ、福祉、または高齢者が生活が困難である場合を踏まえての高齢者住宅というようなことで、有料的な老人ホーム等の計画を是非して頂きたいと思えます。それと同時に、今舟形町の基幹産業である農業で、学校の跡地利用というホームページを見ますと、農業分野での利用というのも多々あります。その中で、ここに書かせて頂きましたけれども、教育ファームというものが今あるわけですが、例えばホームページの一例を見ますと、隣の福島、喜多方市。全国初小学校農業化の試みをいよいよ5年目ということで、子供が変わり、地域も変わったというようなタイトルでホームページに事例として載っております。小学校の中に、農業科というようなものを設けて学習しているというような課程の文言であります。その中で使われる教科書は、近くの農業高校に依頼して、喜多方市で言うと喜多方小学校農業科という副読本を利用して、体験しながら農業を学んで行くというようなスタイルでやっているそうです。今、当町の農業面が衰退している状況の中で、やはり子供の時から農業の大変さをしっかりと学んで貰って、その経験を基に舟形町にしっかりと根付いて貰えるような農業教育をするために、是非こういうふうな取り組みも考えて頂きたいと思えますけれども、どうでしょうか。

**町長：** 今、2点ありましたけれども、1点目の介護関係の施設、アンケートの中でも一番多かったと思えます。今の少子高齢化ということで、前に3番の斎藤議員は少子化で定住の質問がありましたけれども、高齢化というものもこれから先避けて通れないわけですが、端的に自分の住んでいる場所で介護を受けたいという願望は一人の人間として当然だろうと思えます。それにプラス人口増を図るための介護施設のリフォームと申しましょうか、研修というようなものも、地元の介護を要する方と人口を増やす介護施設というようなものを今両面で考えています。この構想は4年前からして参りましたけれども、今佐藤議員が言われるようなものも踏まえて、学校の利活用というのは、非常に広大な敷地、広大な建物でありますので、ひとつのメインを作って行かないと中々難しいと思えます。そういうふうな面で、ひとつはそ

ういうふうに考えております。

それから農業のファーム関係は当然だと思います。これもひとつ考えて見ます。これは富長小学校です。富長小学校に今山形県立農業大学のサテライト、分校を要望しております。今、佐藤議員が言ったように現場の実践で、子供達、担い手さんの農業に対する研修、これを現場でやらせるという意味でも、県立農業大学のサテライト、演習の会場に要望をしております。これは先月、信夫議長さんと最上総合支庁に要望書を出しております。昨日、一昨日でしたか、県の方から来まして、その後の町の要望を聞きたいというようなお話がありましたので、これが具体的になればひとつの核が出来ると思います。

それから、もうひとつの学校の方に、NPOを中心とした農業なり、或いは観光なりという面で考えております。これも町からこうなさいよということではなくて、町民の意見を聞きながら、うまくミックスしながら進めて行かないとどうかと思いますけれども、今現在3つの考え方を町としては持っておりますので、機会があればもう少し具体的なものがあれば皆さんの方にお示しして行きたいと思っております。

**1番：** 今、農業大学の方に要望書ということで、この前見させて頂きましたけれども、今、大学の方では古くなった宿舍、寮舎を新しく改築する予算が計上されていると聞きました。あそこの宿舍は食堂等が完備されておりまして、教育棟並びに実習棟までの連結になっており一体化しておりますけれども、分校、サテライトというような形で要望して行くと。それが、やはり地域と深い繋がりになって行けば最高に良いのではないかと考えておりますので、宜しくお願い致します。その中で、廃校は今あるデータで見ますと、日本全国に400校から500校廃校になっているそうです。その中で、ここ10年間の中で5,000校近い廃校の中で、利用されているのが概ね半分、70%近く何らかの形で利用されているようではありますが、完全に成功しているのが半数位ということで、是非年数を置くことなく、やはり年数を置けば置くほど、住宅の廃屋ではありませんけれども、どんどん廃屋になって行きます。やはり進捗が早いような計画を持って、色々な前向きにご検討して頂きたいと思っております。

前向きというようなことを申し上げますけれども、舟形町の町有地、遊休地ですけれども、前向きな方向でこれも、是非是非検討して頂きたいものですが、色々な数ある中で、山林原野は長期的な計画で以ってやっていくということはやぶさかではないかと思っておりますが、長期的な計画と言えども18年度に購入された長沢の1千数百㎡の土地、全く手付かずの状態、その以前に宅地造成された内山の区画も殆ど進捗が無いような状況であります。そのまま宅地のままで分譲しようとし続けるのか、改めて方向を転換して、早期に利用出来るような改善策を持っていないのか改めてお伺いします。

**町長：** まず、廃校については今佐藤議員が言った通りに、全国で1,000校あるそうです。西川町の方で最近、この廃校の利活用ということで大変クローズアップされています。町で利用する建物と、地域で利用する建物と、そして企業が利用する建物と3つに分けて今やっておりますけれども、小川町長から聞いたら、中々難しい面はありますけれども、その3つのサイクルでなるべく早くして行かないと困るということで、お話をお伺いしております。いずれにしましても、人のいない建物というのはすぐ老朽化のスピードが速いわけですし、これも念頭に置きながら進めていなければならぬと思います。

それから、遊休地であります。長沢の1,000㎡の官有地についても手付かずの状態というのはその通りでございます。長沢の方から色々お話を聞きますと、あそこに道路を作って欲しいという要望が最近強くなったように思います。雪の投げ捨て場のスペースの問題もありますし、只、道路を作るにしても真ん中に作ってもどうしようもないわけです。どちらか端に作らないと土地の有効利用が出来ないということで、私はあそこに、先程の定住ではありませんけれども、一つ位定住モデル住宅を建てても良いのではないかと考えておりますので、それも念頭に置きながら進めて参りたいと思っております。内山については、今5区画の内1件、申し込みというか見てみたいというようなことがあったようです。基本的にはあそこは無償貸付というようなことで取り組んでも良いのかなということで、職員の方にも申し上げておりますけれども、半分位価格を下げましたけれども、もっと下げても良いのかなと考えております。それと同時に、企業にあそこを貸すということも良いのかと今考えております。いずれにしましても、この4月から、この定住ですね、学校跡地、それから空き家等について集中して指令塔の役割を果たす課の再編ということで、課の設置条例を今提案しております。まちづくり課の方で定住計画、或いは学校の跡地、空き家で人口の増を図って行くという施策をこれから講じてみたいと思っております。

**1番：** 住宅、もしくは企業ということで今後販売計画を進めて行くという形ですけれども、私としては

宅地、建物を建てるのを諦めて、農地に戻した方が絶対良いのではないかと私なりには思っております。ある内山の人から、「キュウリを作りたいから、畑が無いかな。」というような声を掛けられたことがあります。直接ではないですが、あそこはキュウリを栽培するには最高に最適な土地ではないかという思いがあります。まず以って、利用出来る範囲に計画を変えても良いので手を付けるべきではないかと思えます。

それから、改めてお伺いしますけれども、町民の意向で1,000㎡の国道添いの用地に道路を作ってはという意見があるという考えを伺っているということですが、ということは、元々購入した時は、町では何の計画もなく買ったわけですか。

**町長：** その件につきましては、ちょっと私が全てのことを理解しておりませんが、何か計画があったのであろうと思えます。

**1番：** どうしても利用検討がなされないのであれば、元の地主から買い戻してもらった方が最もベストではないかと私は思うのですが、それは中々出来る状況ではないと思えます。いずれにしてもあのような状況のままで、放置したような状態で、車を置く人は便利かもしれません。しかしながら、不衛生で不安全です。是非、その内というように形でなくて、これも速やかに早い時期に検討をして、利用されますように強く願まして、質問に変えさせていただきます。有難うございました。

**議長：** 以上を以ちまして、1番佐藤勇君の一般質問を終結致します。

#### 日程第8

**議長：** 日程第8 発議第1号 舟形町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。提案理由の説明を求めます。まち活性化特別委員会委員長、八鍬太君。

**まち活性化特別委員長：** 議案書8頁でございます。発議第1号 舟形町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり舟形町議会会議規則第13条の規定により提出します。平成25年3月5日。提出者 舟形町議会まち活性化特別委員会 委員長 八鍬太。提案理由であります。地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部を改正する法律（平成24年9月5日法律第72号）の公布に伴い、今回追加なる3項の条文が地方自治法から削除されたことから条例で制定する必要が生じたため、委員会条例の一部改正が必要であり、提案するものであります。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（無しの声）

これをもって質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（無しの声）

討論なしと認めます。これから発議第1号を採決します。

発議第1号を原案の通り決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって発議第1号は原案の通り可決されました。

#### 日程第9

**議長：** 日程第9 発議第2号 舟形町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について議題とします。提案理由の説明を求めます。まち活性化特別委員会委員長、八鍬太君。

**まち活性化特別委員長：** 議案書の10頁でございます。

発議第2号 舟形町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。上記の議案を別紙のとおり舟形町議会会議規則第13条の規定により提出します。平成25年3月5日。提出者 舟形町議会まち活性化特別委員会 委員長 八鍬太。提案理由であります。地方自治法（第22年法律第67号）の一部を改正する法律（平成24年9月5日法律第72号）の公布に伴い、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったため、会議規則の一部改正が必要であり、提案するものであります。また、議会活性化を図るため、質疑の方法を一括質疑から一問一答方式に変更し、更に、執行機関に反問権を認めることと致しました。

今回の改正内容につきましては、まち活性化委員会で議会改革について2年に亘りまして議論を重ねた結果であります。全会一致で決議賜りますよう、お願い申し上げます。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（無しの声）

無いようですので、これをもって質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって発議第2号は原案の通り可決されました。

本日の日程は全部終了致しました。本日はこれにて散会致します。(14:24)

明日は午前10時より行います。午前10時15分前まで9時45分までお集まり頂きたいと思います。ご苦勞様でした。



平成25年3月6日（金）  
平成25年第1回定例会第2日目  
午前10時00分開議 欠席無し

**議長：** おはようございます。只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。只今から第2日目の議会定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。昨日議会委員会条例と議会会則規則の一部改正が可決になりましたが、その改正内容について本日から執行する事になりました。よって今日から質疑方法が一括質疑から1問1答方式に変更になり、また反問権については質問内容等を確認する範囲内で認める事にしましたのでよろしくお願いを致します。

**日程第1**

**議長：** 日程第1 議案第4号 平成24年度舟形町一般会計補正予算（第10号）を議題と致します。朗読説明願います。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑につきましては頁款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いを致します。最初に歳入についての質疑を許可致します。

**9番：** 20頁です。諸収入の雑入ですけれども、この中の指定管理者納付金約100万円程あります。多分町振興公社の事だと思うのですが、皆さんご承知のように毎年6月に4月決算の状況報告を受けている訳ですけれども、この途中中での納付金というのはどういう理由があるのか一つ伺います。

**産業振興課長：** 今の指定管理者の納付金の99万9千円ですけれども、この間も温泉の役員会行いまして、町の決算が3月になってますので、これは当然3月の見込みでありますけれども、その後正式に5月に決算をした段階で毎年2回に分けて納入している感じが致しますので、これはあくまでも3月末までのとご理解して頂きたいと思えます。利用等につきましても、まだ震災前の利用者まで戻ってないような感じが致しますし、または燃料、特に石油等が今年どんどん高騰しまして、非常に厳しい状態が続いている訳でありますけれども、町の方からも色々期待されているということで、まず従業員一同何とかこの金額を町の方に納付したいということで今頑張っている所ですので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

**9番：** 町の決算に合わせて、年2回の納付をしているという内容のようですけれども、年2回に分けている事について、ここで100万円を納付すれば、例えば今のように状況が厳しいという中で、本当に決算を見据えた段階での納付金というのは減ってくる可能性もある訳ですね。そういう中で、私はきちんと決算期を迎えて、はっきりした段階で負担金と言いますか、この納付金を確定した段階でもらった方がはっきりしているのかなど。もう一つ付け加えれば前も言ったかも知れませんが、ある程度納付金の額というものも限度を設けて、ある程度振興公社の自主性と言いますか、経営努力というものも即していかなければならないのではないかと考える訳です。その辺、町の決算は確かに3月かも知れませんが、ある程度振興公社サイドでの決算を主体にしてもいいのではないかとと思うのですがいかがでしょうか。

**産業振興課長：** 今八ヶ岳議員からご指摘ありました、会計年度がそれぞれ違うということで、これから役員会でも検討致しますけれども、基本的に剰余金等出してしましますと税金等の対象になってしまうということがありまして、なるべく手元の方には剰余金を出さないというように、これまでずっとやってきた経過がありますので、そこをまた役員会等で議員さんの指摘ありました内容等についても、例えば5月で決算した後に一括して決定した金額で計上するとか、それを含めて役員会で検討させて頂きたいと思えます。

**議長：** 他にありませんか。

（異議無しの声）

無いようですのでこれをもって歳入についての質疑を終結致します。

続きまして歳出の第1款議会費から第5款労働費についての質疑を許可致します。

**2番：** 24頁であります。定住推進事業費の80万円の減額、これは婚活推進事業のマイナスの80万円ということでもありますけれども、これが減った理由と、この婚活事業における実績と言いますか、状況等についてお聞きしたいと思います。

**まちづくり課長：** まず、80万円減った理由でございますけれども、当初その前の年までは70万円位で推

移をしておった訳ですが、町長の施策の展開もあり、今年度は150万円に増額をしました。150万円の内容については今まで通り商工会さんの方には70万円程度ということでお願いをしております。残りの80万円については、農家のお嫁さんということでJAさんの方に昨年お話をしました。それからエコリサイクルネットワークの方にもしまして、両方で80万円程度の婚活事業を展開するということで、計画をしておりましたが、東北エコリサイクルについては準備が整わないということで25年度にしますということでお話を頂いて、今年度についてはまずは勉強させて下さいということでお話がありました。JAさんについては、なかなか事業するのは難しいということでお断りを受けまして、今回その80万円を減額をしたと、今まで通りの商工会さんの委託費のみの実績になる予定でありますので、80万円を減額したということになります。

それから、今までの事業展開でありますけどもちょっとお待ち下さい。婚活につきましては、22年度から実施をしておりますが、今年につきましては実際のパーティ等については9月29日に新庄の方で行っております。人数を少数にする事によって、お話が展開できるということで男女12名ずつをしました。実績につきましては2組ができましたけども、その内町内の方は1名だけということで1名の方がカップルになっております。それから2月23日に25才から35才限定でやりました。これにつきましても、10名ずつということで募集をした所、11人ずつ来ましたが、その内3組のカップルができて、内3人が舟形の男性でございます。それから広域の事業がありますけれども、広域の方につきましては9月10日に未婚の方のスキルアップ、スキルを上げるための研修会をまず実施しております。

ツアーとしましては11月11日。これは男女38名、最上管内の方々が参加しまして2組ができましたけども、残念ながら舟形町の該当者はございません。それから、11月16日シングルマザーを対象にした出会いのパーティをしております。シングルマザーですので、男性の方のスキルアップ講座も一緒に実施をしながら、シングルマザーの方と付き合っていくためのスキルアップ講座も一緒に実施をしております。これにつきましては、10名ずつ集まりましたけれども、これについては実績がございません。ただ、舟形の方も参加をしております。それから11月23日もシングルマザーのパーティをしております。これにつきましては15名の参加でございましたが2組のカップルが出ておりますけれども、残念ながら舟形町は該当者がいなかったということです。

2月9日、これは幅を広げた年齢層を広げたもので男36人、女38人、74名の方が参加をしまして、6組のカップルができております。これも舟形の男性が1名カップルになっております。ここまで至るまでのツアーまでの会議等がかなりありまして、それらも含めて実施しているということになります。以上です。

**2番：** 昨年の12月頃から募集をしておりましたTV放映の件については、どういう状況になっているのでしょうか。

**まちづくり課長：** TV放映の募集をずっとしまして、商工会青年部さんを中心にいろんな所にお話をかけております。実際は20名以上でないといふTV局さんの方では駄目だということでありまして、それに向けて集めた所ですが17名で今の所止まっております、今も継続して集めてますが、商工会青年部さんの方はこれ以上なかなか町内だけで集めるのは難しいという状況になっておりまして、加えまして先程言いました2月23日に町の婚活をやった訳ですが、先程申し上げました通り実績が3名ありまして、この17名の方がTVに出るといふ方がここで3名カップルになりまして、またそこが抜けていきましたのでなかなか厳しい状況になっているということでございますが、尚今も引き続き集めるように努力をしているということになります。

**6番：** 私からは36頁の農業振興費についてお伺いします。この中で800万円程減額になっているのですが、町ではいろんな計画の中で。失礼しました。撤回します。

**4番：** それでは24頁の内容の確認程度の質問になろうかと思いますが、財産管理費の1、2、3の項目の25頁になりますね。3の各種基金利子の積立金事業ということで114万円程上がっておりますが、この利子の積立というその事業の内容について質問します。

**会計管理者：** それでは舟形町に基金がある訳ですけども、その運用収益は予算で議決してもらって積み立てるといふことでございます。それで、当初基金利子142万円程予算化しておったんですけども、精算した結果14万円余計に積み立てることが可能であるということで114万円を積み立てるといふことになります。これはすみませんけども、歳入の方の19頁ご覧になって頂きたいと思っております。19頁の財産収入において当初14万円を補正しておるといふことでございます。全体的にこのようなことで歳入、歳出の積立

がイコールとなる。全体では基金利子積立は159万2千円になる予定であります。

**4番：** すいません。ちょっと分かりにくかったのですが、要するにもう少し簡単に、何故利子に対する積立金というのが必要なのかという所からご説明して頂きたいなということです。その次に、数字の行ったり来たりというのが出てきて欲しいなという、そういう期待を込めながらの質問だったので、まずこの事業の内容についての答弁を頂きたいなと思うのですが。

**会計管理者：** それでは舟形町の基金条例、全ての基金において基金条例がございます。その中で収益の処理或いは収益基金の処分というものがございます。そして、基金から生ずる収益は予算に計上にして処理するということがございます。それで基金の収益、いわゆる利子は基金に積み立てますよということで、歳入の方で基金利子が幾ら発生するかというのを精査します。そして、歳出の方でそれを積み立てるというようなこととございます。それで各基金全部で基金の利子が。

**議長：** ちょっと休憩していいですか。ここで休憩させていただきます。(10:39)

**議長：** それでは休憩前に復し本会議を再開致します。(10:43)

**会計管理者：** 当初100万円を積立利子、積立基金で見えておりましたけども、それを14万円補正して114万円としたということとあります。

**3番：** 今の件でございますが、そういうことであれば100万円というのはどう考えれば。当初予算で見えておったということですか。当初予算で見えておるのならばこの114万円とは出てこないのではないのですか。多分1,014万円という数字が出るのではないのですか。その質問から理由教えて下さい。

**議長：** 10分間ですけど、議会控え室の方で暫時休憩致します。(10:45)

**議長：** それでは休憩前に復し本会議を再開致します。(10:57)

**総務課叶内班長：** では、25頁の財産管理費の利子積立についてお答え致します。今回の利子積立の総額は全体で159万2千円になります。当初予算の方で45万2千円取っておりますので、今回114万円を補正して159万2千円の利子積立をするとなります。歳入につきましては今回14万円補正しておりますけども、当初予算の方で145万2千円ありますので、歳入歳出合って参ります。以上です。

**8番：** 26頁の賦課徴収書についてお伺いします。賦課徴収費で20万9千円の減額補正になってますけど、この内容の説明をお願いします。

**まちづくり課長：** これにつきましては、納税組合に対する奨励金でございますけれども、1年間課税が終わりまして、それで納税組合の方が確定しておりまして、その精算の減額になります。減額につきましては特に昨年から減った要因と致しましては、まず納期の時に引き下ろしをする訳ですが、その時に通帳に残高がなくて引き下ろせない場合については納税組合さんの方にはその奨励金は入りません。それから今現在県と一体となって、特別徴収をなるべくしていこうと、法的に決められている事業所3名以上についてはなるべく特別徴収の方に移って頂きたいという取り組みを県全体的にやっております。そういった事で特別徴収にされますと、納税組合の方からその部分が町県民税が抜けます。そういった事でその分が段々少しずつ減ってきております。

それから、世帯主の通帳から基本的に納税組合の方に引きざりになるということとございますので、そういった自分の税金であるにも関わらず、普通徴収の方で納税組合に入っている方は、その世帯主の通帳から引かれるということで、それが不都合だという家庭があります。そういった方については、その部分について一部脱退という手続きをして欲しいという要望がありまして、そういう方々が抜けております。そういった3つの要因でトータルしますと、納税奨励金が減っていくということで、今回20万9千円が精算的に余剰であったので減額をするものであります。

**8番：** それでは、今までの徴収率は同じだということで、未納金も増えないということと理解していいのかその辺。

**まちづくり課長：** 現況におけますと、徴収率は昨年と基本的には大体同じペースで行っていると思っておりますが、出納閉鎖までの5月末まで徴収期間になっておりますので、滞納整理につきましては特に4月以降について滞納者を中心に特に呼びかけをしております。現在も今ずっと滞納者については呼びかけをしておりますので、例年通りの徴収率に向けて今の段階で努力をしているということとあります。現段階では大体で概ね同じ位であるのかなと考えております。

**4番：** それでは34、35頁の4款衛生費の7目環境衛生費、合併処理浄化槽事業の減額80万円という内容について、なぜ減額になったのか質問します。



**地域整備課長：** 合併浄化槽、当初7人槽と5人槽を見ていた訳ですけども、5人槽が減りまして7人槽1基ということだった訳です。それで町補助分、それから県単独補助分の補助金がそれぞれ町分は60万円、県補助分が20万円の減額ということで、合計で80万円の減という形になっております。

**4番：** そうしますとこの合併浄化槽は当初から1軒のみの想定で予算を計上していたという理解をしてよろしいのか。

それと仮にこの減額によって、やりたいという方ができなくなるような事態が起きていないのかなと感じる訳ですけども、そこら辺の質問です。最初からもう1軒のみの予算計上だったのかという所と他にやりたいという人が迷惑を被っていないのかという所の質問を致します。

**地域整備課長：** 合併浄化槽につきましては申し込みを頂いて補助金を付ける訳ですけども、当初5人槽1基、それから7人槽1基を見ておりました。その途中で、5人槽の方が7人槽に変えたいという形で7人槽2基を見た訳ですけども、結果的にその方が辞退したということで7人槽1基分になった訳です。その分の減額という形になります。

**議長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって歳出の第1款議会費から第5款労働費についての質疑を終結致します。

続きまして歳出の第6款農林水産業費から第13款予備費についての質疑を許可致します。

**9番：** 38頁です。若あゆ温泉管理費等の管理費の中で温泉事業の基金積立金99万9千円とありますが、これは先程管理者納付金の額なのかということの一つ。もうそうだとすれば99万9千円という非常に半端な数字、何故予定納税的に納めた金額の中でこの半端な数字になったのかなということお伺いします。

**産業振興課長：** 先程も答弁致しましたけども、99万9千円ですけども、当初予算で存目として1,000円上げてありますので、合わせまして100万円というように考えて頂きたいと思います。

**9番：** 分かりました。そのまず存目を入れて100万円ですけども、先程の答弁ですと町の3月決算金に合わせて中間的に2回に分けて納付をしているということですが、この99万9千円をこの積立金として100万円でもいいですが、積立金として町の24年度決算を迎える意味というのがちょっと分からないです。それと先程の答弁の中で、振興公社は利益を出すと税金に影響するという話でしたけども、一決算期中で2回、3回に分けようが納付金額によって、納付回数によって剰余金の分が違うというのはないような気がするんですけども、その辺をもう一回説明をお願いします。

**産業振興課長：** 当初の決算は5月でありますので、5月の段階でこの例えば100万円でありますけども、営業努力を致しまして100万円を納付して、そして最終的に歳入歳出の残分を極力例年ですと小さい金額にして、そういった課税対象にならないようにこれまでもしてきた経過があるようであります。また金額につきましても、先程の質問の中でもまだ3月、これから決算まだ分からない訳でありますけども、やっぱり年度額思った以上に毎週のように上がっているということもありますし、また工事関係とか色々ありまして利用者、温泉に来られるお客さんが若干減ってはいるということも想定しながら、全職員まず努力してこの100万円を何とか町の方に納付したいと考えておりますので、何とかこの数字ができるように最大の努力はしていきたいと考えております。

**7番：** 同じ頁数で若あゆ温泉管理事業の中で修繕費と工事経費127万7千円と140万円の内容を説明お願いします。

**産業振興課長：** 若あゆ温泉の工事関係でありますけども、修繕費とありますけども、温泉の方に例えばお客さんが沢山一時に来ますとお湯が大量に使いますので、今ストッパー等付いてなくて、水がぬるくなったりとかちょっと冷たくなるというお客さんの声がありまして、キャパと言いますか、容量が小さいものですから、それを今回全面的に新しく改修したいということでこれ後で先程も話ありましたけども繰り越す金額になっていきますけども、140万円のこれも繰り越して工事は次年度にやるとしてありますが、お客さんの声としてやっぱり水がぬるくて髪とか洗えないという非常に、それだけの利用客が多いということですけども、容量の小さいのを大きい容量に改正したいということですので一つ宜しくお願ひしたいと思います。

**7番：** そうすると当初予算で496万5千円になっておりますけども、これも合わせて25年度で工事かかる訳ですか。私もこの間そんな事がありました。温泉正月過ぎ、40回程私体が悪いので入らせてもらっておりますけども、その中で土日、祝日結構混んでいる時はお湯が水が出ていた時ありました。また裸にな

っているものだからインターホンでフロントの方に電話かけたら、「ちょっと待って。今すぐ出しますから。」とすぐ分かるようでした。容量があつたと課長の説明ですけども、小さいので対応できないのかなと思って、温泉の人からも聞いておりますけども、町民だけでなく町外の方が大半多いようですので、それとフロントの方、受付の方が暗い所にいつでも立っておりますけども、灯りは上にあるが暗い。人の対応に対して暗いイメージがあります。その所をこれからの考えはあるかないかお願いします。

**産業振興課長：** 今野尻議員さんから、始めのご質問ですが、当初予算で350万円計上しておりますので、今回3月の今の提案しておりますけども、140万円合わせて490万円、これに先程の繰越明許費の中でも説明させて頂きましたけども、それと給湯発生器の取替え工事を早急にやらさせて頂きたいと思っております。特に冬期間水が非常に冷たいですので、どうしてもそういった事が起こりまして大変申し訳ないと思っております。

また、接客の件でありますけども、そこも役員会の中でもそういった話出ておりまして、職員の皆さんにはそういった事のないように特に気をつけていくということで社長中心に、また支配人、副支配人の方でもそういった配慮しておりますので、そういう指摘されないようにしっかり頑張りたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。

**5番：** 同じ39頁の中で、農村環境改善センターの管理費の中でこの49,000円の中身を教えてください。

**まちづくり課長：** これにつきましては、人夫雇上賃金でございますが、農村広場の桜の枝がそこで子供達が使っているための照明灯にかかって、照明が暗くなってしまうと。照明が閉ざされてしまうということがありまして、その枝を払って欲しいというような要望がございまして、邪魔になる部分について伐採をするというように考えております。

**6番：** 私からは、36頁の農業振興費についてお伺いします。800万円程減額しているのですが、これは事業申請しているのだと思っておりますが、受け手農家がなくて減額になっているのか、その内容をお聞かせ願います。

**産業振興課長：** 活力ある園芸産地創出支援事業援補助金800万円の減額でありますけども、議員さんがご理解していると思っておりますけども、当初予算を作る時に大体稲刈り時期が終わりまして、秋口辺りから来年度の事業についてそれぞれ農家の方とか、また団体の皆さんと協議しながらいろんな国県等のメニューと相談しながら来年度事業決めていく訳ですけども、当初は例えばですけども、ハウス関係とかトマトの関係、それからキュウリとか山菜とかこういった事業やりたいということで、この事業で計上した訳でありますけども、いろんな諸事情がありまして最終的に実行できなかったということで、4人の方が不調でいろんな都合等がありまして、最終的に事業まで実施する事ができないということで、今回非常に大きい金額でありますけども、残念ですけども減額をさせて頂きました。

**6番：** 話の内容は分かりましたが、やはり舟形町は農業の町としていろんな取り組みをしている訳ですが、そうした中でできるだけやはり農業に携わる方の要望を考えてくれるのはありがたいのですが、そういうように逆に言えば早とちりでは、早めに予算計上してこの事業を費やそうと思っても受け手がないという事例も出てくると思います。その辺も精査しながらより良い姿でお願いしたいなと思うのです。

**産業振興課長：** 担当の方でも農家の方と真剣に話し合いを積みまして、町も実施できるということでヒヤリング等に臨んでいる訳でありますけども、その以降例えば家族の中で亡くなったりとかいろんな事情もありまして最終的にこういった結果になりまして大変申し訳ありませんけども、また来年度に向けまして必ず課題にする事はできませんけども、農家の皆さんと信頼関係を強めながら、計画をしたものは必ず実施できるように主導もして参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

**3番：** 38頁6の1の8でございます。39頁の方に13委託料でございます。その2番目でございます。農業用河川工作物応急対策等事業、大堰の改修工事と聞いてございますが、450万円計上なっております。前にご説明頂きました繰越明許で3月補正で500万円見込んでございますが、これと500万円と450万円の差額はどうか考えればよろしいですか。

**地域整備課長：** 今回の450万円の補正につきましては現予算で280万円の予算がありまして、その不足分としまして450万円追加しております。最初繰越分につきましてはそれとはまた別個の形となります。

**3番：** そうしますと繰越明許の方に書いてある500万円と450万円は別物であるということでございませうか。来年度の予算の概要の説明の時に繰越明許事業一覧の中にこの事業がございまして金額500万円、国の補正予算で対応3月補正500万円と書いてございますが、これと450万円は別物だということでございませうか。

すか。

**地域整備課長：** すいません。間違いました。全体の730万円ですけども、その中の500万円が繰越という形をお願いしたいというようになります。

**4番：** 50頁、51頁の教育費文化財保護費の中の用地購入費130万円程減額になっておりますけども、全額で150万円。購入に至らなかった理由について質問します。

**教育次長：** 用地購入費につきましては当初500万円予算計上しておりました。現場等の現地地目等見て単価等で安くして頂いたという経過の中で130万円の減になっています。

**3番：** しつこいようでございますが、そうしますと500万円と450万円の差額の50万円というのはどこから捻出すればよろしいのですか。

**地域整備課長：** 全体の730万円、今回の補正で450万円補正して頂いて730万円の予算があります。その中で500万円を繰り越したいとなります。残りの230万円は当年度で使わせて頂いてその残り500万円が繰り越したいという形をお願いしたいとなっております。

**3番：** すいません。ちょっと理解できない。700某の数字はどこから出てきたものですか。順序立てて説明をお願いします。

**地域整備課長：** 当初予算で280万円の予算があります。それに今回450万円の補正を頂きまして合計で730万円の予算になりますけども、230万円については当該年度で委託料として使用させて頂いて、残りの500万円については繰越という形をお願いしたいという予算の計上であります。

**9番：** 今の質問に関連しますけども、補正予算書の8頁に繰越明許費ありますね。その中で農村災害対策費が360万円、それから農業用の河川工作物の応急対策事業ということで500万円ある訳です。今言っている39頁のため池等の整備事業の中で同じような項目で360万円と今度は450万円と出ている訳ですね。その辺の違いと言いますか、事業内容が違うのではないかと思うのですが、その辺もう少し詳しく説明してもらえると理解できると思うのですが。

**地域整備課長：** 全体で当初280万円、今回450万円の形の730万円ですけども、230万円については精算という形で24年度分の予算で執行したいというようになります。500万円については先程も申しましたように繰越をお願いしたいという予算の計上となっております。

**議長：** 暫時整理するまでここで休憩させて頂きます。(11:22)

**議長：** それでは休憩前に復し本会議を再開致します。(11:24)

今の件について矢野地域整備課長答弁をお願いします。

**地域整備課長：** 当初予算で280万円予算を見ておりましたけども、280万円の内50万円が精算で残っております。その分が450万円という今回の補正ということで合わせて500万円の繰越という形になっておりますので、その辺をご理解頂きたいと思っております。

**9番：** 50頁の文化財保護費に関連して、先程もありましたけども文化財の保護事業であります。実は紫山の夫婦センノキということでコミュニティ事業を頂いて整備した事業がありましたけども、残念ながら去年色々樹医の方からも見てもらったのですが、2本の内の1本はもう枯れてるということであります。そんな事で今民家の方に倒木というか、倒れたりすると危険だということで町内会の方から町の方にも伐採の要望が来ていると思うのですが、折角夫婦センノキは日本で3番目の太さだということに認定もなった訳ですので、東日本の震災の奇跡の一本松までには行かなくても何とか痕跡を残すような事業を組めないものかなと思っている訳ですけども、そういう考えどうでしょうか。

**まちづくり課長：** この件につきましては、まちづくり課の方の地域協働事業で伐採等について事業を実施したいというお話があります。それと紫山線もう1本神社までの道路の整備ということで、うちの方では1地区1箇所というようにしておりますので、どちらかを町内会さんの方で選択をして欲しいということをお話しております。こちらについてはそういうお話があるのですが、地域の方々のこのセンノキについてどのように保存するかとかですね。そういった事について地域の方でお話を頂いて、それに向けて町の方で保存をしたいと、今うちの方に来ているのは伐採をしなければ危ないだろうということですが、それを伐採した後の保存等について、こんな事をしてみたいということがあれば、うちの方で相談を頂いて、どうすればいいのかということについては地域の方々の考え方を一番大事にしまして、それで実施したいと考えております。来年度については、地域作りの総合交付金的なものも話し合いのソフト的なものですが、そういったものを創設をして地域の方々が、地域のためにどのようにして行

けばいいのかという話し合いの事業費を、今後当初予算ではご提案をしたいと考えております。そういった金をお使い頂いて地域の考え方をまとめて頂いて、一番いい方法について一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、今の段階では地域の方からは伐採ということだけしか伺っておりませんので、その考えしか今の所は持っておりません。

**教育次長：** 関連で、教育委員会サイドで文化財保護委員会というのがあります。その中では、文化財という指定はしていません。この機を捉えまして文化財保護委員会の方に話を話題として出していきたいと思っております。

**9番：** 今まちづくり課長の答弁でありましたように、地域の要望もあるということですので、危険性があるものですから、伐採の方を是非検討お願ひしたいということと、その後段の方ですね。折角そのような日本で3番目の太さという一つの記録も持った木ですから、是非痕跡を残すというような事業を考えてもらいたいというように要望しておきます。お願ひします。

**4番：** 38頁、39頁の6款農林水産業費の13、担い手等支援等対策事業の青年就農給付金150万円の減についての理由をご質問致します。

**産業振興課長：** 青年就農給付金につきましては、農業就農者を他産業から誘導していくということで、県の方の事業でありまして100%の補助でありますけれども、先程大場議員さんにも答弁致しましたけれども、当初この事業で1名の方が申請していた訳でありますけれども、大変申し訳ないのでも身体的な都合でどうしても出来なくなってしまうということで、この金額を減額させて頂きました。1名分でございますけれども減額させて頂きました。

**4番：** 来年度に向けてこれから審議する事になるかと思ひますけれども、確か2名位だったか、こういった就農者に向けてがあると思うのですが、こういった事がないようによく人、或いは体等の見極めを行って、こういう事がないようにやっぱり農業の発展というのは舟形町にとって一番大切な所だと思ひますので、しっかりとやって頂きたいと思ひます。

**産業振興課長：** 今佐藤議員からご指摘されましたように、新年度予算で担い手事業で町内2名の方が、男子女子それぞれ1名しておりますので、その辺りの件も含めながら実施できるようにしていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

**2番：** 42頁であります。除雪対策費についてであります。今年の豪雪によりまして今回の町道除雪業務委託料1千万円の補正の内容でありますけれども、これから排雪ということが出てくる訳でありますけれども、今回の補正でこの排雪分が含まれて、あとは補正ということがないのかということが第一点。

今回の土木費の中での、この補正後の除雪対策費が1億6,600万円という数字になる訳でありますけれども、直接別の款で除雪の費用、各課で出しているようでありますけれども、一体全体この舟形町全体の中では役場で支出している除雪対策費と言うか除雪の経費幾ら位になっているのか、掘みで結構なのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

**地域整備課長：** 除雪費の排雪分でありますけれども、一応3月末までに今回補正して頂いた1千万円も含めまして除雪の排雪等を計画しております。それで当該年度分としては、終了したいと考えておりますけれども、どうしても春先になってから4月以降に出てくる可能性もあります。その分については、当初予算等で対応させてもらうという形も出てくる可能性もありますので、その辺をご理解頂きたいと思ひます。

**総務課長：** 2点目のご質問でございますけれども、予算の方それぞれ各課の方に施設の管理して頂いておりますので各課に予算の配分をしておりますので、後程全部こちらの集計致しまして、資料と致しまして後でお出ししたいと思ひますのでよろしくお願ひ致します。

**2番：** 分かりましたけれども、今回の補正で何度か間に合わせたいという町の思ひも分かりますけれども、是非これから豪雪の排雪ということを考えていきますとやはり町民の方々から苦情がないような対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

**4番：** それでは46、47頁の消防費の防災費、この390万1千円の減の理由について質問します。

**総務課長：** この事業は今年度から出ました県の2分の1、町が2分の1の事業でありますけれども、災害に強い地域作り総合支援の補助金ということで、地区内にあります公民館の耐震調査行いまして、補強工事に充てたものであります。今年度は長尾地区と実栗屋地区と新堀地区の3公民館の事業を行っております。これはあくまでも補強だけありますので、当初見積もった金額よりも若干安くなっているのではないかなと思ひます。精査を致しまして、それで減額をさせて頂きました。この事業の3ヶ年ですけれども、

町の方では24年度、25年、来年で全て地区の公民館の耐震工事を全て終えていくという計画になっておりますのでよろしくお願い致します。

**6番：** 先程7番議員からお話がありましたが、38頁の若あゆ温泉の件でお聞きします。先程課長からは、いろんな指導をしながらより良い温泉の利用者にしたいと話ありましたが、私の耳にも対応が悪いというような素晴らしい言葉を言う人がおります。そんな中で挨拶語が悪い、或いは対応が悪いというような話が時々出てきます。その辺、毎年努力はしているという言葉は分かるのですが、その努力の結果が見えないと私は感じております。その辺をどう先程も指導しますという言葉が入りましたが、その辺の対応をもう一度お聞きします。

**産業振興課長：** 若あゆ温泉のお客さん、商売でやっている訳でありますので、どうしても対応、接客が一番大事になると思いますし、そういった一日の疲れを癒すために他町村からも来て参りますので、一声掛ける事によってさらに気持ちも安らぐのではないかなと思います。前にも挨拶の件、随分言われておりますので、きちんと朝礼の時に言葉に出して「いらっしゃいませ」「ありがとうございました」というように声を出していくとか、または制服等についても言われておりますけども、作業服のようなものを着ておりますけども、これからまた役員の方とも検討致しますけども、少し明るいようにするとか、どの方が事務員か分かるように、そういった身なりから整えて、きちんと挨拶をするというのはどこの社会でも同じでありますので、基本に立ち返りまして大場議員さんから指摘される事のないように、結果を示していきたいと思っておりますのでもう少し時間を頂きたいと思っております。

**6番：** 課長の対応は、これは素晴らしい経営者としてのやり方はいいいのですが、あそこに医療器具の一つやっている人がいます。あの人の対応は素晴らしいものです。「いらっしゃいませ」「ありがとうございました」逆に、医療器具を扱っている人達は対応は素晴らしくて、「あなたは素晴らしい。」と褒めてきた訳です。ところがそれに反して職員の対応は「いらっしゃいませ」もあまりない。「ありがとうございました」も言わない時がある。医療器具を扱っている人でさえもそう言われているという話をしました。もう少し、やはり商売をするにはそれなりの姿の指導というものがないと、今誘客も少なくなっているという話を聞きますと、これからどんどんと、片方では温泉では「何とか入って下さい。」と誘客を進めておきながら、内部の方でそれができないとすれば、またまた少なくなると心配される所です。その辺の内容に今後のご指導よろしくお願ひしたいと思っております。

**産業振興課長：** ちょうど4月から新年度が始まりますので、新たな気持ちで対応していきたいと思っておりますし、8月位に温泉回としまして300万人が8月当りに達成するのではないかとそういった懸念もございしますので、心機一転して対応して参りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

**議長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって歳出の第6款農林水産業費から第13款予備費についての質疑を終結致します。

これをもって議案第4号の質疑を終結致します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第4号を採決致します。議案第4号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第4号は原案の通り可決されました。

**議長：** ここで午後1時まで休憩をしたいと思います。(11:40)

**議長：** それでは休憩前に復し会議を再開致します。(13:02)

## 日程第2

**議長：** 日程第2 議案第5号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第3号)を議題とします。朗読説明願います。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第5号を採決します。議案第5号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第5号は原案の通り可決されました。

### 日程第3

**議長：** 日程第3 議案第6号 平成24年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。朗読説明願います。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（異議無しの声）

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから議案第6号を採決します。議案第6号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第6号は原案の通り可決されました。

### 日程第4

**議長：** 日程第4 議案第7号 平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）を議題とします。朗読説明願います。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**9番：** 104頁です。この介護サービス当初費ですけれども、介護給付費が2,400万円某減額になっていますけれども、これは単純に当初予定した介護サービス費が当初よりも少なく済んだというように理解しているのかということと、特定財源国県の支出金が減っているのに対して一般財源が1千万円程増えています。この辺について質問します。

**健康福祉課長：** 給付事業費の減額につきましては、当初想定しましたよりも介護度の低い方のサービス提供が多かった。要するに、介護度5ですと大体1ヶ月35万円程かかります。それに応じて、利用者負担は1割の35,000円。それに応じて、国県の補助金とか支払い基金からの交付がありますので、介護度の高い方が入所すればそれなりに事業者施設の方は潤うという考えになります。国庫補助金等も入ります。従いまして、当初想定しましたよりも介護度はある程度当初は4と5が多くしたと仮定しますと、介護度が低い方でも緊急度の高い方を入所させたために歳出分の支出が減って国県費も減ってきたということになります。ただ、一般財源がどうして1千万円程増えたのかという理由ですけれども、国庫補助金についてはある程度そろそろ補助金申請等を行います。ある程度決算ベースで国庫補助金を見させて頂いたために今後国保の医療費と介護保険については3：2ベースと言いまして、3月で決まったものが4月に支払うということがありまして、まだ事業は続いています。3月分は4月になりますので、その辺で一般財源である程度歳出分を確保しておかないと、新たな需要ができた場合に支払いができなくなるという恐れがありますので、国県費については補助金申請の通りに減額をさせて頂いて、一般財源である程度見込まれる需要があればということで、今回はそういう財源内訳での処理をさせて頂いた所です。

**9番：** 介護度の低い方が多かったということですが、ここに一つ12月審査分ということで国の資料があるのですが、これを見ますと介護サービスでは一人給付金の平均が19万円位に出ています。今町ではその対象者と言いますか、何人位で、もし平均的な給付費の額が分かればお願いします。

**健康福祉課長：** 介護度に応じて支給限度額というのがある程度定まっています。介護度1については一月16万5,800円、利用者負担金は1割になります。介護度2が19万4,800円、介護度3が26万7,500円、介護度4が30万6千円、介護度5が35万8,300円となっています。ただ、介護認定の度合いについての内訳と言いますか、それは手元に持ってきておりませんので、調べてから提出させて頂くようになると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**議長：** 他にありませんか。

（異議無しの声）

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから議案第7号を採決します。議案第7号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第7号は原案の通り可決されました。

## 日程第5

**議長：** 日程第5 議案第8号 平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。朗読説明願います。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（異議無しの声）

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから議案第8号を採決します。議案第8号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第8号は原案の通り可決されました。

## 日程第6

**議長：** 日程第6 議案第9号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。朗読説明願います。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（異議無しの声）

質疑無しと認めます。これをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから議案第9号を採決します。議案第9号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第9号は原案の通り可決されました。

## 日程第7

**議長：** 日程第7 議案第10号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。朗読説明願います。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（異議無しの声）

無しの声があります。これをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（異議無しの声）

討論無しと認めます。これから議案第10号を採決します。議案第10号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第10号は原案の通り可決されました。

**議長：** それでは先程議案第7号に対しましての9番議員からの質問に対しての高橋健康福祉課長の答弁を許可致します。

**健康福祉課長：** 先程9番議員さんからご質問頂きました介護度の認定者数ですけれども、1号被保険者65才からの方で要支援1と言う方は1月現在で44名、要支援2が50名、計支援の方は94名になります。それから介護度1が70名、介護度2が52名、要介護3が45名、要介護4が46名、要介護5が51名で要介護と認定された方は264名で要支援と要介護を足しますと358名の方が認定されています。ちなみに、介護老人福祉施設要するにえんじゅ荘、それから最上の紅梅荘等の管内の介護老人施設に入居している舟形町出身の方では要介護1が1名、それから要介護2が6名、3が7名、4が25名、5が31名、合計70名。それから、地域密着型ほなみですけれども、ほなみについては介護度2が4名、それから3が8名、4が12名、5が5名、合計29名となっております。以上です。

**議長：** それでは本日の日程は全部終了致しました。本日はこれにて散会致します。(13:38)

明日は午前10時より行います。15分前までご集合お願い致します。どうもご苦勞様でした。

平成25年 3月 7日 (木)  
平成25年第 1 回定例会第 3 日目  
午前10時00分開議 欠席無し

**議長：** おはようございます。只今の出席議員数10名です。定足数に達しております。只今から 3 日目の定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

**日程第 1**

**議長：** 日程第 1 議案第11号 舟形町鮎中間育成施設等の指定管理者の指定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**産業振興課長：** おはようございます。よろしくお願ひ致します。それでは議案書の16頁をお開き願ひたいと思います。議案第11号。提案の理由でありますけれども、下段の方にありますけれども、当該施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により提案するものであります。

中程に管理を行わせる公の施設の名称とございますけれども、これは平成23年、24年の 2 ヶ年に亘りまして指定管理者制度を行った訳でありますけれども、今年度で期間が切れてまいりますので、前回と同じ管理棟からフェンス、アスファルト舗装までありますけれども、それを小国川漁業協同組合さんの方に平成25年 4 月 1 日から30年 3 月31日までの 5 年間で委託したいということで提案するものであります。

ここで若干ご説明申し上げますけれども、小国川漁業協同組合につきましては皆様方もご承知の通りだと思っております。水産業協同組合法に則りまして法人加工を有するものであります。そして、公共性とか広域性そういったものを備えているのではないかなと思っております。過去 2 年間におきましても、誠心誠意込めまして管理運営等に当たって来た経過があると思っております。

また、水産業を管理指導しております山形県の農林水産部推進室でありますけれども、そことも頻りに連携を取っておりますし、また特に鮎の中間育成等につきましては内水面水産試験場、これは米沢にありますけれども、その専門の職員との指導を受けたりとか、また鶴岡市の三瀬の方に財団法人山形県水産振興協会等もございまして、ここで栽培技量センターの中で稚鮎を栽培している訳でありますけれども、そういった孵化から稚鮎の栽培センターにつきましても、頻りに足を運びながらそういった生育の状況等のつぶさに視察等を行いながら、舟形町の方にもう既に稚鮎が入っておりますけれども、入る以前から連携を取りながら稚鮎の状況とかまた水質関係とか、また温度等によりまして餌付けが非常に難しいと聞いておりますけれども、そういった事も最新の注意を払いながら、稚鮎の中間育成にこれまで 2 年間携わってきた経過があると思っております。

または、昨年でありますけれども、大震災等の影響がありまして、太平洋側の方でそういった育成ができないということで、栽培センターの方で他県の鮎を大分栽培しなきゃならないということで、去年は若干予定数よりも少なかったりとか、また品数に若干問題があった訳でありますけれども、今年は例年にないそういった栽培ができたということで、関係者もこれから中間育成、それから放流に入る訳でありますけれども、大きな期待を持っております。過去 2 年間の経過を踏まえまして、さらに今後 5 年間小国川漁業協同組合さんの方に管理委託等をお願いしたいということで提案するものでありますので、どうぞよろしくご審議の方をお願いしたいと思います。

**議長：** これより質疑に入ります。

**4 番：** それでは 2 点質問致します。まず、この鮎の中間施設を町が建設すると。町のものということでありますが、町が建設するというそもそも建設するに至った経過というのを少しご答弁願ひたいと思います。

または、その施設を建てるにあたって県の補助を受けながら、今現在まで維持をしてきているのかという 2 点について質問致します。

**産業振興課長：** 建設の経過でありますけれども、当然舟形町は昔から清流小国川がございまして、鮎で有名でありますし、また鮎を中心とした地域おこし、また町の活性化の一つの大きな要因になっております。例えば 9 月の土日、2 日間行われます若あゆまつり、これは今 2 番議員さんの方が舟形に見えていますけれども、そういった鮎等を提供していくためにも、そういった施設がまず必要になりますし、また小さいものを作る事によりまして、毎年天然鮎は遡上して参りますけれども、気候等によりまして多かったですり少なかったりしますし、そうしますと釣り人にとりましても非常に誘客が不安定になりますけれども、そうい



ったものを補填するために、中間育成施設できちんと管理して、計画的に小国川に鮎を放流する事によりまして、安定的に全国からお客さんを誘客して、それがいろんな面で舟形町の経済的な大きな効果を非常にもたらすということがあります。

また、子供達にも教育の一環として稚鮎の放流とか、稚鮎の放流を通じて環境とか、または水辺の親水事業を理解して頂くということで、そういったものを町が責任を持って拠点となる施設をこれまで建設して管理した経過がございます。当然事業によりましては、国の事業2分の1とか、県の嵩上げとかまたは当然町でも大船予算は出しておりますけども、組合の方でも経営的に色々厳しいと思いますけども、その中での話し合いを通じながら、応分に負担をしてきたという経過があります。そういった意味で町にとっても、鮎の中間施設全体的に今回お願いする施設ですけども、非常に重要な位置を占めていると思いますし、これからも漁業組合さんをお願いしながら、町の方でもその管理維持について全面的に協力していきたいと考えております。

**4番：** ありがとうございます。町としても重要な拠点施設だと考えているということですが、ちょっと質問の仕方が悪かったのだと思いますけども、この施設を建設するにあたって国或いは県の何かという補助制度、何かのそういう補助金を受ける制度を使って、プラス舟形町のそういう発展計画に乗ったということで、建設したのだらうと思いますけども、その国或いは県、何と言う補助制度でこれを建設したのか、或いは町の単費でこれを建設したのかという所が聞きたかったですけども、その答弁をお願いします。

**産業振興課長：** 設置してから大分時間も経過しておりますので、詳しい事業面までは後で連絡致しますけども、国の方の内水面振興に関するそういった補助事業を利用して、これまで設置した経過にあります。または今年度も井戸一本掘ったりしていますけども、それは町の方で単独に試し掘りしたりとかありますけども、大きい事業等については基本的に水産関係の国の補助事業を受けて事業をやっております。

**6番：** 今の件ですが、漁業組合が発足してから小国川に鮎の放流は今は日本一の川だと言われておりますが、昔はもう再建もおぼつかないような時期が最初は発端した時がありました。ところが、それをこのように盛り立ててきたのが地域住民、小国川を愛する方々が一生懸命になって、今の小国川を作ったと思うんです。それはいいのですが、その後鮎の稚鮎を持ってくるのは琵琶湖、北上川、両方から、主に一番多かったのは琵琶湖だと思います。それから、金を出して買ってきて小国川に放流した訳です。それが、今は日本一の小国川の鮎の名産となった訳ですが、それも今まで先人達が素晴らしく苦勞して、今の小国川を作った訳です。ただ、今鮎中間育成施設の指定管理者というような話はなっているのですが、ただそこまでして鮎を舟形町だけでなくちゃいけないのかなと、今までだって琵琶湖から北上川からどんどん改良しながら鮎の放流をしてきた訳です。だから逆に言えば、私が心配なのはこれから先も計画的な事業の中で建物が悪くなればまた町が出費する。或いは井戸が悪くなれば井戸も掘り直す。そういうものがだんだんと多くなってその維持管理費を町だけで持っていくのは大変だろうなという感じがするんです。その辺をちょっとお聞きしたいなと思うんです。

**産業振興課長：** 以前は大場議員がおっしゃられましたように、琵琶湖の方から稚鮎を購入して放流したというように経過聞いておりますけども、当時冷水病等が非常に蔓延しまして、そういった感じで山形県としましては琵琶湖の鮎を県内に入れないとそういった考えがありまして、なるべく山形県内の内水面の河川等につきましては県内で栽培したそういった健全な稚鮎を放流したいということで、これまで来た経過があるのではないかなと思います。

舟形町中間育成施設は、当然小国川が一番放流いい訳でありますけども、他の河川等についても舟形の鮎が県内の各地の河川でも放流されております。大場議員さんが心配されますように施設ですので、当然老朽化とか年と共に大分不具合が出てくる訳でありますけども、そういったものの普通の建物と同じように補修したりとか、またはある程度年数が経ったものに対しては、稚鮎の育成に影響のないようにある程度手立てをしていかなければならないと思いますし、また時期が来れば全体的に改修等も入ってくるのではないかと思いますし、そういう時には当然町だけの問題ではありませんので、県の方をお願いしながら、また国の支援を受けながら、その時は対応していくのが一番よろしいのではないかなと考えております。

**6番：** 課長の説明分かりましたが、ただそうする事によって町が潤うと鮎がどんどんと益々これから脚光を浴びるんだというような姿は分かるんですが、ただ維持管理自体を見ますと大変だなという感じがします。中間施設の育成場所がこの舟形でしかなかったのか、或いはまた他の地域からの要望はなかった

のかその辺と、ただ私なりに心配するのがそれが今でも予算化を漁業組合に出している訳です。稚鮎を500kgですか、それはいいのですがその他に施設の維持管理も全部含めるとなると、これから本当に先心配だなと私なりに感じているんです。今課長はその時期になれば検討は国の方で貰いながらやっていくという話がありますが、あくまでもこれは本来ならば即決した姿ではない訳であります。町と第3セクターとして指定管理者をすることそのものが私はちょっと変だなと思う反面があります。そういう姿をどのように考えているのかとよろしくをお願いします。

**産業振興課長：** あと小国川以外に他の地域でそういった栽培している所あるかということですが、尾花沢の方でも一部量は少ないのですがありますし、庄内の方の赤川関係とか、最上町の方で民間でありますけども前の養鰻やっていた方おりますけども、そこは別の会社の方がそれを買収しまして、そこで規模は小さいのですが中間育成していきたいということでそういった動きがあります。ですけどもやっぱり小国川の中間育成施設がダントツに大きいと言いますか、そういった県の期待もありますし、山形県全体の河川の鮎をちょっと言い過ぎる所もあると思いますけども、そこで舟形の中間育成が県内の河川の鮎を支えていると言っても過言ではないかと思えます。そういった経費に対する不安も確かにあると思えますけども、舟形町のキャッチフレーズもやっぱり若鮎というもの使っていますし、明治天皇に献上した天下一の鮎なんだということも町長の方からこの議場の場でも何回か話して頂いた事もありますけども、そういうように舟形小国川と言えば鮎が全国的に知れ渡っていますので、それを守っていくことが舟形町の町民にとっても大きな利益に繋がっていくのではないかなと思えますし、また未来の子供達の為にもやっぱり川を守りながら、また鮎を守っていく事が理に適っている事ではないかと考えております。

**議長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

それでは無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第11号を採決します。議案第11号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第11号は原案の通り可決されました。

## 日程第2

**議長：** 日程第2 議案第12号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**まちづくり課長：** 17頁になります。議案第12号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更について。

19頁の方に提案理由を整理しておりますが、重要な変更となる舟形町過疎地域自立促進計画本文の一部追加変更並びに「経営近代化施設」、「観光又はレクリエーション」、「市町村道」、「電気通信に関する施設」及び「水道施設」の事業追加及び各事業の見直しのため、舟形町過疎地域自立促進計画（平成22年9月策定）の一部を変更したいので、提案するものであります。これにつきましては重要な変更と申しますのでは、例えば19頁のこの表ありますけども、この表の縦の列の左から2番目、事業名（施設名）というものがあありますが、これを追加する場合は一つ重要な変更となります。

18頁の方のここの（5）、左から2つ目の列の（5）電気通信施設等情報化のための施設、防災行政用無線施設これが新たに追加になっていますのでこれも一つ重要な変更になります。それから、一番左側の表の自立促進施策区分、こちらの区分毎に2割以上の変更があった場合については事業費の額の2割以上の変更があった場合については重要変更となります。

それから、今回本文の修正もしておりますが、この過疎計画の本文の修正を伴うものについてはこれも重要な変更となります。この重要な変更の場合については、議会の議決を経て県を通じて国に提出する事になっておりますので、今回この重要変更該当するという事で提案をしているものであります。以上です。

**議長：** これより質疑を行います。

**2番：** 18頁の（8）道路設備機械等の中の一番上、建設機械整備事業（雪寒建設機械）とありますけども、どういう機械なのでしょう。

**地域整備課長：** 雪寒建設機械というのは町道が1、2級、その他とありますけども、その1、2級の中で雪寒指定路線として定められている路線があります。その路線について除雪機械の補助が貰えるとい

うことで、その補助を貰うための指定路線が雪寒道路である訳です。その雪寒道路指定になっているために除雪機械が補助を貰って購入できるという仕組みになっていますので、そのための雪寒建設機械の補助事業という形になります。

**課長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第12号を採決します。議案第12号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第12号は原案の通り可決しました。

### 日程第3

**議長：** 日程第3 議案第13号 舟形町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**まちづくり課長：** 20頁になります。議案第13号 舟形町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について。下の方に提案理由をまとめておりますのでこちらを読ませて頂きます。本件条例改正は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置の適用期限が延長されたことに伴い、当該条例の一部の改正が必要であるため提案するものであります。ここに条例にあります通り、改正文にあります通り平成33年3月31日まで町の条例を課税免除条例を延長するものであります。以上です。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無しの声があります。これをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第13号を採決します。議案第13号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第13号は原案の通り可決されました。

### 日程第4

**議長：** 日程第4 議案第14号 町長等の給与の特例に関する条例の設定を議題とします。朗読理由の説明を求めます。

**総務課長：** それでは21頁をお願い致します。議案第14号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について。提案理由でありますけども、国県経済が低迷しているなか、町にあっても、なおも財源確保が極めて難しい状況に鑑み、町長、副町長及び教育長の給与について24年度に引き続き減額するため提案するものであります。内容等につきましては、昨年と同じでありますけども、給料月額から町長におけますは30%、副町長におけますは15%、第2条にありますけども教育長職におけますは10%減ずるものであります。この条例は25年4月1日から施行する。この条例は26年3月31日限り、この効力を失う。1年に限定しております。以上よろしく申し上げます。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第14号を採決します。議案第14号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第14号は原案の通り可決されました。

### 日程第5

**議長：** 日程第5 議案第15号 舟形町障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。朗読説明をお願いします。

**健康福祉課長：** それでは議案書22頁をお開き下さい。議案第15号 舟形町障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由でございます。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）が施行されることに伴い、必要な改正を行なうものであります。よろしく申し上げます。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第15号を採決します。議案第15号を原案の通り決定する事に賛成の方举手願います。挙手多数です。よって議案第15号は原案の通り可決されました。

## 日程第6

**議長：** 日程第6 議案第16号 舟形町課設置条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**総務課長：** 23頁お願いします。議案第16号 舟形町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由でありますけれども、課の名称と分掌事務の一部を見直し、業務の効率化と住民サービスの向上を図るため、町の特色を活かした活力に満ちた地域社会の構築に主体的に取り組めるよう当該条例の一部の改正が必要であるため提案するものであります。

ちょっと前の頁に戻って頂きたいと思います。新旧貸借表にもありますけれども、簡単に説明をさせて頂きたいと思います。これまでの健康福祉課を税務福祉課に、それから業務内容でありますけれども、これまでは消防、防災関係事務を危機管理事務というように名称を改めさせて頂きました。そして、まちづくり課で行なっております交通安全とか防犯関係を総務課の方に移す事になりました。まちづくり課の方に新たに新規と致しまして、定住計画とか再生可能エネルギーの事務関係、それから学校跡地利用と空き家対策関係の事務、それが新たにまちづくり課の方の業務となります。以上であります。

**議長：** これより質疑に入ります。

**4番：** それでは質問致します。行政事務分担表から抜粋して質問しますけれども、手元にある平成22年度の行政事務分担表は町民課になっていて、まずそこに税務国保班というのがあった訳です。そして23年度からまちづくり課内に住民税務班というのを置くようになって2ヶ年経った訳ですね。そして、3年目となるはずだった来年度からまた古巣に戻ると言いますか、また今は健康福祉課になっている所に戻ることですけれども、僅か2年でこの税務班を異動する事になったという、まずそもそも何故この元々町民課にあった税務をまちづくり課に持ってきたのかという所からまず質問しますけれども、それが何故僅か2年でまた古巣に戻る事を行うのかなという所が疑問なものですから、そこを質問致します。

**総務課長：** 今のご質問でありますけれども、町税課の方に税務分を持ってきて2年目でありますけれども、当初課の方の行政改革の一環として課の数が非常に少なくなったというのがありますし、あとスペースの問題とか住民サービスの向上ということで今の体制になった訳でありますけれども、ここは各課長また担当者の方と話をしておりますと窓口、例えば住民関係とか印鑑証明とかの窓口と同じ所に税務がある訳でありますけれども、そうしますと滞納関係が多くなりまして、滞納者と連携する場合でも窓口でどうしても色々やりとりをしなければならぬということで、どうしても他の方に色々話を聞かれないという声がありまして、税務は少し離れた方が来客者の方にとりまして非常に話がしやすいのではないかとありますし、また国保関係と一体になった方が連携が取れるということで、また前に戻すような感じになってしまいますけれども、そういった窓口実際にやってみて体験、経験上から税務分は前の方に設置した方が納税者と言いますか、町民の方も相談も非常にしやすいのではないかと、そういった守秘義務もありますので、そういった事も窓口の方の職員からもそういった声が出て参りましたので、そういった事も考慮しながら今回の配置の提案をするものでございます。

**4番：** 守秘義務という言葉が出てきた中では、やむを得ないのかなという気もしますけれども、まちづくり課の向かい側に相談室みたいな所がありますよね。そういう所を使って、今のまま設置しながら対応してもいいのかなと守秘義務があるのでしたらね、そういう気もします。というのは、町民の間では課の内部がコロコロ変わるの、窓口がどこに行ったらいいのかわからないとか。たらい回しにされるという悪い表現も使ったりして、そういった声もあるものですから、やはり僅か2年で税務関係というのは、一番人が来る所ではないかなとも思うものですから、そういった所を考慮しながらある意味、総じてこれは賛成はしますけれども、守秘義務という所があるのでしたら、そういった個室等も用意しながら対応していてもいいと思う訳ですけれども、その点どうでしょうか。

**総務課長：** 保健センターの方の手前の部屋がありますけども、そこは統計の事務をやったりとか、統計のヒアリングで使ったりしてまして、役場全体議員さんをご承知の通り、部屋数が非常に少ないということもありまして、どうしてもその中で対応していかなければならないということで、ご不便もかけておりますけども、あと選挙等ありますと、あの部屋はいつも期日前投票で使ったりしていますので、常時そこを使えるということはなかなかいかないのかなと思いますけども、空いている部屋も有効には活用しているつもりでありますけども、また福祉関係の方でも相談事ということで、どうしても別室でしなくていけないということで、パーテーションでやりとりとかいろんな対応していますけども、どうしてもそういった方が数が非常に多くなってきて、窓口で色々話せる内容でない事案が少し件数が多くなってきた事もありますので、元の体制に戻させて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**議長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第16号を採決します。議案第16号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願ひます。挙手多数です。よって議案第16号は原案の通り可決されました。

## 日程第7

**議長：** 日程第7 議案第17号 舟形町児童館設置条例を廃止する条例の設定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**健康福祉課長：** それでは議案書25頁になります。議案第17号 舟形町児童館設置条例を廃止する条例の設定について。提案理由です。町立小学校の統廃合により、放課後児童健全育成事業は、舟形小学校において実施するため提案するものです。よろしくお願ひします。

**議長：** これより質疑に入ります。

**9番：** この児童館条例の廃止については、今説明ありましたように小学校の統合によるということでもありますけども、先程課設置条例の中でもこの税務福祉課の中で以前は保育所と放課後児童の分もあったと思うんです。それが抜けておりますけども、今後統合になった小学校の中で放課後児童の対策については、この今までの児童館の事業そのものを新舟形小学校の中で引き継ぐのか、それとも少し統合を機にその内容が変わるのかその辺をお伺ひします。

**健康福祉課長：** 児童館につきましては児童館として設置していたものは現在の条例では堀内児童館、生活改善センターを間借りした格好で併設する形で児童館ということで、堀内児童館だけありました。ただ放課後健全育成事業につきましては舟形小学校では1年生から4年生、それから富長、堀内については全児童を対象に、長沢生涯学習センターを間借りしましては希望者という形で進めて参りましたが、今回舟形小学校は新設されて統合小学校になりましたので、舟形小学校の教室の一部をお借りする形で放課後児童健全育成事業の学童保育を計画している所です。

**9番：** 先程ちょっと舌足らずだったのですが、今回税務福祉課になって児童館関係事務が税務福祉課の方から抜けています。その辺教育委員会の管轄なのかなと思うのですが、その辺の所をもう少し詳しくお願ひしたいと思います。

それから、今の児童館の設置条例の中には地域の代表者でありますとか、関係団体の代表者、そういったものの運営委員会というものが組織されていたと思うんです。そういうものが、今後統合した小学校の中で町一本での同じような運営委員会というものを考えているのか、その2点についてもう一回お願ひします。

**健康福祉課長：** 現行の課制条例でありますれば健康福祉課の業務としまして保育所及び児童館事務になっておりました。今回児童館全体はこの廃止条例の設定に基づいて廃止させて頂きますけども、学童保育部門については先程お話ししましたように、統合する舟形小学校の一部を借りて実施をさせて頂きます。それと児童館については、建物自体を児童館と呼ぶのか、それからそこに来る子供達は健全育成事業するのが児童館というかつての事はありましてけども、ある程度学校の一部をお借りしたり、中央公民館等お借りして放課後の学童保育をやる部分についても、従来の児童館運営という解釈は最近できてきておりますので、舟形町では生活改善センターをお借りしたり、それから富長小学校をお借りしたり、生涯学習センターをお借りしたりしてやっていた所です。それと保育所業務はうちの方に残ります。これにつきまして

ては、教育委員会と町長の方とで事務委任に関する規則を設定しまして、その中で本来の町長業務であります保育所の運営管理に関する児童福祉法の中で第24条これは保育にかけるか保育にかけないかを判定する事務ですけども、この事務は町長部局と言いますか、健康福祉課の方に残ります。

それから、第56条の第2項は保育料の設定で、保育料の使用料について設定する所ですけども、この事務につきましても例えば滞納があれば、健康福祉課の方で滞納整理するとか、要するに保育にかけるかかけないかの判定、それから保育料を所得に応じまして何回即納にするかの事務につきましても町長部局に残っておりますし、この課制条例の変更が議決になりますれば、この他に教育委員会の行政組織規則がございますので、その中でも保育所の運営管理についての規定の条文が追加されるものと考えている所です。

児童館が抜きました事につきましては、現行の中で舟形町放課後児童健全育成事業実施要綱という要綱がございます。これで従来の生涯学習センター、長沢生涯学習センターで行っていたもの、それから舟形小学校区では舟形小学校で行っていたもの。富長小学校区では富長小学校で行っていたもの、堀内小学校では生活改善センターで行っていたものを実施できる要綱でした。これを新たに、この児童館廃止条例設定後についてはこの要綱の見直しも視野に入れて次年度に備えたいと考えている所です。

**9番：** 言い方も悪かったのかもしれませんが、私が聞いているのはこの課設置条例が変更に伴っての今問題となっている児童館の関連事務というものが消えている訳です。住民税務課から。今後の所轄がどうなるのかということと、今後の運営については今までの児童館運営のようなものを引き継ぐのかと、この2つだけお聞きしたいんです。もう一回。

**健康福祉課長：** 一つは今回の児童館廃止条例は先程もお話しましたが、児童館として設置したのは堀内児童館のみでございます。その中で運営協議会的なものも設置していましたが、それは生活改善センターの運営委員会とダブるような形で、要するに生活改善センターを間借りする格好で県から児童館として認めて頂いた経過もありますので、生活改善センターも運営委員会という組織がございますし、その中で児童館運営についても検討させて頂くというような体制を取っていた所です。

それから課制条例の変更で24頁ですけども、24頁のイ福祉関係事務があります。福祉全般で言いますと、児童福祉、それから母子保健福祉等と色々ございますので、その中でも保健士等の兼ね合いを含めながら、母子保健も含めて全体的な福祉関係業務に当たると考えている所です。

**3番：** 9番議員が聞こうとしているのは、新旧貸借表で旧が保育所並び児童館関係事務という明記になってございます。それが新しく保育所関係事務になるので、この児童館というのは抜けていますよね。児童館はどこで今後運営していくんだということを聞いていると思うんですけども。

**健康福祉課長：** 児童館としての公の施設はなくなるよというのは今回の提案した条例です。従来のいわゆる児童館、放課後健全育成事業、学童保育を行っているのが舟形町放課後児童健全育成事業の中で実施しておりましたので、施設としての児童館は廃止になるけれども、学童保育部門、保育所については未就学児童を対象にしますし、それから小学校1年生から4年生までの学童保育については放課後児童健全育成事業の中で舟形小学校を間借りする形で実施させて頂くというような考えです。

**教育次長：** 今の話ですけども、今回の児童館の設置事業の廃止ということで課の設置条例の方からは児童館の建物自体を児童館として使わないということでの廃止になります。先程説明ありましたように放課後児童健全育成事業につきましてもこれから続きます。それを、舟形小学校での空き部屋を利用して、活用するという格好です。それを先程教育委員会の方に移行するという格好で今後していくということです。それにつきましては、保育所関係につきましても本来町部局の事務でありますので、それを委任するという格好での委任規則を設けて、教育委員会の方で対応していくという新年度の計画であります。

**議長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第17号を採決します。議案第17号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第17号は原案の通り可決されました。

## 日程第8

**議長：** 日程第8 議案第18号 舟形町立学校プール設置条例の一部を改正する条例の制定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**教育次長：** 26頁ご覧頂きたいと思います。議案第18号 舟形町立学校プール設置条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由 平成25年4月より町立舟形小学校が1校に統合されるため提案するものである。これにつきまして学校プールにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する条例第30条で教育機関の設置ということでそれに基づいて設置されています。4月より統合する事となりますので、廃校となります3校の学校プールについてこの条例から除外するという事での改正であります。よろしくお願ひします。

**議長：** これより質疑に入ります。

**5番：** 小学校のあるプールですが、これ私の方から関連してお聞きしたいのですが、壊しておくのか、それとも今後どういう事を考えているのか聞きたいと思います。

**教育次長：** 廃校となります3校のプールにつきましては、そのまま維持していくことについて安全管理の面で危惧されますので、児童用としては使う予定はしておりません。ただ、避難所、防災上で防火用水等の確保ということでもある訳ですけれども、その辺の事につきましては防災担当の方で、今後跡地利用等含めて検討しているかと思ひます。

**5番：** 分かりました。どうしてこんな事聞くかという、実際例えば今西又にもある訳ですけれども、当初はやはり今言ったように何かあった場合に防火用水として使うということで、そのままにしているのですが、地域住民から壊してくれと。そうすると、どこで壊すんだと金もかかるだし。そういうのを色々加味しながら、やはり必要でないものは壊さなければならないし、簡単に防災の面で残しますよと言っても、いずれそこに何か物ができた場合はいらなくなる訳ですから、そこら辺もじっくり考えてこれから今後の事をやって頂きたいと思ひます。

**総務課長：** 今教育次長からもありましたけれども、当面の間はまずそのままに致しまして、跡地検討委員会の中でも検討して参りたいと思ひます。特に、長沢小学校のプールにつきましてはちょっと裏になっておりまして、表の方から見えないということもありますし、水深が結構深いものですから、何かあった場合に対応できないということでそういった安全面も配慮しながら検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひ致します。

**4番：** それでは一点質問します。この小学校プールを名称の変更だけに止まらず、使用しないようにするという事ですけれども、児童の夏休み時におけるプールの使用に関して、プールにだけ行くためにだけでも、やっぱりバスを出して行くつもりなのかという点について、一点質問させていただきます。

**教育次長：** 議会でもスクールバス活用しての児童が多くなるということで、体力の低下が懸念されておりました。その辺学校教育の中でも検討しまして、水泳に関して今まで記録会については夏休み直後、若しくは夏休み前に開催してはいたけれども、新年度につきましては夏休みの中間に持って来ています。そのため子供達もその記録会目指して一生懸命練習するような環境を作るためにスクールバスを運行していく計画を今しております。学校の年間行事についても先程申し上げましたように夏休みの中間位に記録会を設定しております。

**4番：** そういった形で、学童の体力の向上というのに努めたいというのであれば、私は反対しないむしろ賛成します。むしろ東京に行ったりしますと、子供達がランドセルを背負って地下鉄やJRの駅に乗るということで階段上り下り、或いは歩いて学校に登校する事でかなり都会の子供達の方が体力があるんじゃないかなと思ひている所もあります。しっかりと私は水に、川でもプールでも水に親しんで体力を付けてきたものですから、やっぱり体力向上に努めるためであれば、まずバスで送り迎えしてもやむを得ないんじゃないかなという所まで来ていますので、しっかりとそういった点を考慮してやって行って頂きたいと思ひます。

**議長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第18号を採決します。議案第18号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願ひします。挙手多数です。よって議案第18号は原案の通り可決されました。

## 日程第9

**議長：** 日程第9 議案第19号 舟形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

基準を定める条例の設定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**健康福祉課長：** それでは議案書27頁になります。議案第19号 舟形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について。提案理由は133頁になります。朗読します。提案理由 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるために提案するものです。以上でございます。よろしくお願いいたします。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第19号を採決します。議案第19号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第19号は原案の通り可決されました。

#### 日程第10

**議長：** 日程第10 議案第20号 舟形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

**健康福祉課長：** それでは議案書134頁になります。議案第20号 舟形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の設定について。提案理由は178頁になります。朗読します。提案理由 指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため提案するものです。以上です。よろしくお願いいたします。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第20号を採決します。議案第20号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第20号は原案の通り可決されました。

#### 日程第11

**議長：** 日程第11 議案第21号 舟形町付設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の設定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

**地域整備課長：** 179頁です。議案第21号 舟形町付設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の設定について。

180頁です。提案理由について申し上げます。第2次地域主権一括法による水道法第12条及び第19条の改正(平成24年4月1日施行)により、舟形町水道事業に係る条例を整備するため提案するものであります。以上です。

**議長：** これより質疑に入ります。

**8番：** この条例の開始にあたりまして、付設工事等の施工、また管理等の施工上で有資格ということで厳しい国家資格、いろんな資格を持ってないとやれないということでもありますけども、今回舟形町で水道の指定業者になっている業者で、この資格に満たない事業者はあるのか、その辺お伺いします。

**地域整備課長：** 今回の基準の設定ですけども、業者の設定ではなくて、町職員の資格基準の設定でございます。179頁をご覧頂きますと、付設工事監督者第3条です。付設工事監督者の資格及び配置基準ということで、ここに書かれているように工事を監督する者の資格について云々と文言がございますけども、1号の場合学校教育法に基づく大学、大学とは短期大学を除く以下「大学」ということでその中の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者となっております。

それから、2号には大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者となっております。



3号では、学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した者。

4号では、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した者となっています。

5号では、5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した者ということで、この辺で5辺りで町の担当職員は対外該当するのではないかなと思われま。

**8番：** これは役場職員の該当ということの話ですけども、付設工事の監督となりますと各水道業者の請負した方が現場の作業員と共に監督という形で行うのが通例だと思いますので、これは役場職員のみならず請負した業者の監督責任ということでもありますので、これも一緒に適用なるのかなと思っていましたが、その辺の見解をお願いします。

**地域整備課長：** 町の指定水道業者につきましては、今3社ございます。長沢の石川左官工業さん、それから舟形の二藤部さん、それから堀内の東海林さんということで3社業者ございますけども、3社とも管施工業の資格は持っておりまして、施工上では別に支障ない業者となっております。

**議長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第21号を採決致します。議案第21号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第21号は原案の通り可決されました。

#### 日程第12

**議長：** 日程第12 議案第22号 舟形町道路の構造の技術的基準等を定める条例の設定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

**地域整備課長：** 181頁です。議案第22号 舟形町道路の構造の技術的基準等を定める条例の設定について。提案理由を申し上げます。

194頁です。提案理由 第2次地域主権一括法の制定を受け、義務付け・枠付けの見直しに掲げる事項のうち、町道の構造、技術的基準等を定める必要があるため提案するものであります。以上よろしくお願ひします。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第22号を採決します。議案第22号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第22号は原案の通り可決されました。

#### 日程第13

**議長：** 日程第13 議案第23号 舟形町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準等を定める条例の設定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

**地域整備課長：** 195頁です。議案第23号 舟形町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準等を定める条例の設定について。

提案理由です。203頁です。第2次地域主権一括法の制定を受け、義務付け・枠付けの見直しに掲げる事項のうち、準用河川管理施設等の構造の技術的基準等を定める必要があるため提案するものであります。以上よろしくお願ひします。

**議長：** これより質疑に入ります。

**9番：** この地域主権の一括法の制定を受けてということでもありますけども、この舟形町の準用河川、先程のように町の道路と言いますと町道とかありますので分かるのですけども、なかなか準用河川というのは特に堤防とかと言いますと分かりにくい面があります。例えば、2、3で結構ですので今の現状でこういう箇所が該当しますよというものがあつたら、お聞かせ願ひたいと思います。

**地域整備課長：** 準用河川につきましては町が指定する訳ですけども、1級、2級以外、河川として必要であるものについて準用河川として町が認定するものであります。今現在町で認定している河川は4ヶ

所ございまして、舟形の夫婦川、小学校の裏の方ですね。その夫婦川と富田のがぼう沢、それから葉の木沢、葉の木沢というのは堀内出張所の後ろの方と言いますか、ホウヤサワ開田の方に走っている河川です。それからうちぼ沢、これは西又と松橋の間ですけども松橋川に入ってくるうちぼ沢という河川がありまして、それが認定されて4ヶ所の準用河川が町でございます。

**9番：** すると、今4ヶ所程あるということですけども、それに伴って今管理をしている構造物もあるということですね。はい分かりました。

**議長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第23号を採決します。議案第23号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第23号は原案の通り可決されました。

#### 日程第14

**議長：** 日程第14 議案第24号 舟形町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

**地域整備課長：** 204頁でございます。議案第24号 舟形町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

206頁です。提案理由 地域主権一括法の施行に伴い、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準並びに終末処理場及び都市下水路の維持管理に関する基準について、関係等の整備が必要となっているため提案するものであります。以上よろしくお願ひします。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第24号を採決します。議案第24号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第24号は原案の通り可決されました。

#### 日程第15

**議長：** 日程第15 議案第25号 舟形町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

**地域整備課長：** 207頁でございます。議案第25号 舟形町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

208頁です。提案理由 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い、「公営住宅法」が改正（平成24年4月1日施行）され、地方公共団体自体が独自に基準を定めることとされました。

本来階層（一般定額所得者）については国の定める参酌すべき入居収入基準に伴いこれまでどおり月収15万8千円以下としました。この基準は平成21年度に改正され、現在平成25年度までの経過措置の最中であり、今回更なる基準額の変更により入居者への影響を避けるためにも、収入基準額を現行の国の基準と同様、月収15万8千円としたものであります。

裁量階層（高齢者・障がい者などの特に居住の安定を図るべき対象世帯）の収入基準額については、国の上限額が月収25万9千円以下で地方公共団体が条例で基準を定めることとされたので、国の基準に従い収入基準額を月収25万9千円以下に上げ居住要件を緩和しました。並びに資格要件に「税及び公共料金等に滞納がないこと」を加えました。

また、対象となる方の同居者の要件で「小学校就学前」を「小学校終了前」にして、子育て世帯の支援を拡大し、住宅に困窮する低所得者に低廉な家賃で賃貸を今後も継続していくため「舟形町町営住宅管理条例」の一部を改正するものであります。以上よろしくお願ひします。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第25号を採決します。議案第25号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第25号は原案の通り可決されました。

#### 日程第16

**議長：** 日程第16 議案第26号 舟形町公営住宅整備基準条例の設定について議題と致します。提案理由の説明を求めます。

**地域整備課長：** 209頁です。議案第26号 舟形町公営住宅整備基準条例の設定について。

211頁お願いします。提案理由 地域主権一括法の施行に伴い舟形町公営住宅の整備基準を設定する必要があるため提案するものであります。以上よろしくお願いします。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですので質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第26号を採決致します。議案第26号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第26号は原案の通り可決されました。

#### 日程第17

**議長：** 日程第17 議案第27号 舟形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

**健康福祉課長：** それでは議案書212頁です。議案第27号 舟形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由です。地域主権一括法の施行に伴い廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する必要があるため提案するものであります。よろしくお願いします。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いようですのでこれをもって質疑を終結致します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから議案第27号を採決します。議案第27号を原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第27号は原案の通り可決されました。

**議長：** 若干ここで休憩させていただきます。(11:17)

**議長：** それでは休憩前に復し会議を再開致します。(11:27)

最初に矢野地域整備課長より答弁の修正がありますので、矢野課長よろしくお願いします。

**地域整備課長：** 先程議案第21号の中で管施工業者3社と言いましたけども、町の建設業者も全て管施工ができる資格を持っております。それで、町の建設業者合わせて全部で10社が管施工ができる業者となっておりますので訂正よろしくお願いします。

**議長：** それでは始めさせていただきます。

#### 日程第18

**議長：** 日程第18 議案第28号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第29号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第30号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第31号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第32号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第33号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第34号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上7会計を一括上程します。朗読願います。

**総務課叶内班長：** 朗読、説明省略。

**議長：** 只今上程されました7会計予算の審査の方法についてお諮りします。議案第28号から議案第34号まで7議案を審査するため、9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査する方法でいかがですか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。9名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、審査する事に決定致しました。

次に委員の選任についてお諮りします。只今、設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議席番号1番佐藤勇君、2番奥山謙三君、3番斎藤好彦君、4番佐藤広幸君、5番加藤憲彦君、6番大場清之君、7番野尻益夫君、8番叶内富夫君、9番八鍬太君、以上9名の方を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。只今指名した9名の方を予算審査特別委員に選任する事に決定致しました。続きまして、予算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮り致します。

**5番：** 予算審査特別委員会の委員長には八鍬太議員、副委員長には叶内富夫議員を推薦します。

**議長：** 只今5番議員より委員長には八鍬太議員、副委員長には叶内富夫議員との発言がありました。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。委員長に八鍬太議員、副委員長には叶内富夫議員が決定致しました。

**議長：** これより予算審査特別委員会に入りますので、本会議を11日まで休会します。ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認め、本会議を11日まで休会致します。(11:41)

それでは、八鍬太予算審査特別委員長より委員会の開会とご挨拶をお受け致します。若干の休憩を取らせて頂きます。

平成25年 3月12日 (火)  
平成25年第1回定例会第8日目  
午前11時04分開議 欠席無し

**議長：** お早うございます。ただ今の出席議員数10名です。定足数に達しております。ただ今から8日目の3月定例会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

**日程第1**

**議長：** 日程第1 議案第28号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第29号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第30号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第31号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第32号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第33号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第34号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上7議案について議題と致します。予算審査特別委員会付託事件の報告を求めます。八鍬予算審査特別委員長をお願いします。

**予算審査特別委員長：** おはようございます。私から予算審査特別委員会の報告を申し上げます。平成25年3月12日 舟形町議会議長 信夫正雄様。予算審査特別委員会委員長 八鍬太。

予算審査特別委員会審査報告。平成25年3月5日召集の3月定例会において、3月7日付託されました議案第28号 平成25年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第29号 平成25年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第30号 平成25年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第31号 平成25年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第32号 平成25年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第33号 平成25年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第34号 平成25年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上、7議案につきまして本委員会は3月7日より3月11日までの3日間、慎重に審査した結果、賛成多数により原案通り可決すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告致します。なお、本委員会は、特に留意すべき事項として、下記の付帯決議を付することに決定しました。

記 1 特に留意すべき事項。①公車購入については財政事情や世情に鑑み、高額なものではなく、かつ環境に配慮した車で、町民にも理解できるものとする。②行政財産の使用について、目的外使用になっていないか、かつ適正な利用料を徴収しているのか、減免規定を拡大解釈していないか精査願いたい。また、使用する場合は使用目的等を明示すること。以上であります。

**議長：** それではただ今の予算審査特別委員長報告に対する質疑を求めます。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め質疑を終わります。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認め討論を終わります。これより採決に入ります。お諮りします。議案第28号から議案第34号まで7議案に対して一括して原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって議案第28号から議案第34号まで7議案は原案の通り可決されました。

次に付帯決議についてお諮りします。委員長報告にありましたように付帯決議を町長に提出する事に異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって付帯決議は町長に提出する事に決定しました。

**日程第2**

**議長：** 日程第2 発議第3号 舟形町・縄文の女神の日を制定する条例の設定を議題とします。提案理由の説明を求めます。

**2番：** それでは14頁をお開き願いたいと思います。発議第3号 舟形町・縄文の女神の日を制定する条例の設定について。提出者 舟形町議会議員 奥山謙三。賛成者舟形町議会議員 斎藤好彦 賛成者舟形町議会議員 佐藤勇。次に提案理由であります。舟形町・縄文の女神の日を設定することにより、舟形町西の前遺跡から発見された縄文の女神が名実ともに町の宝であり、国の宝であることを永く認識すると

ともに、町内外に広く発信することを目的に提案するものである。次に舟形町縄文の女神の日を設定する条例。最初に目的第1条 この条例は、舟形町・縄文の女神の日を設定し、国宝指定の榮譽を永く称え、合わせて先人の暮らしや文化を学ぶとともに、町内外に広く啓蒙を図ることを目的とする。日の制定 第2条 舟形町・縄文の女神の日を国宝指定日の9月6日とする。記念行事等 第3条 町は第1条の目的に則り、町民及び関係体との協働により、記念日を中心とした記念行事を開催する。また目的達成に向けた各種活動を行う。以上です。

**議長：** 奥山議員は質疑が終わるまで登壇席にいて下さい。

それではこれより質疑に入ります。質疑ありませんか。

**9番：** 今奥山議員から提案されました議案については縄文の女神を町の宝として、また国の宝として内外に広く発信することは大変重要なことだと思います。内容を見てみますと二つに分かれると思うんです。表題は女神の日の制定ということですが、それに伴った記念行事等を見ますと、町民或いは関係団体と協力して付随した行事を行うということでもあります。指定日である9月6日を考えてみますと、例年ですと、議会とすれば9月定例会の会期初日頃かと思えます。ましてや町の最大イベントであります鮎祭りの開催もこの辺になるのかなど。そういう意味から言いますと、記念行事を開催することはかなり大変ではないかという懸念がある訳です。ましてや議会で議決して制定するとなれば、当然率先してその行事に取り組んで行かなければならないということになる訳ですので、発案者の真意と言いますか、記念事業、縄文の女神というものを永く認識して内外に広く発信することを目的とした行事を縄文の女神の関連した行事というものをきちんと組んで欲しいというのが一つの目的なのか、それとも9月6日という日を指定することが目的なのか。この辺伺います。

**議長：** 暫時休憩します。

**議長：** 休憩前に復し、会議を再開します。

**2番：** 八鍬議員の質問はごもっともであろうと思います。というのは9月6日ということになればやはり若鮎祭り、そして議会ということで非常に多忙な時期と考えられます。その中であえてこの日を制定したというのは、やはり第2条で申したとおり、国宝指定日ということでこの日にしたということでもあります。なお具体的な活動の中では、一つの目的は舟形町町民の方々一人ひとりが縄文の女神に対する意識と言いますか、すごい出土がされたということを認識して頂いて、町民の方々一人ひとりが町内外に発信できる方向に持って行きたいという目的もある訳です。そういった中で一つはその日にこだわらなくてもいろいろな活動をしていくことが大切だと考えているところでもあります。私が考えている具体的な内容ですが、一つは町発行のカレンダーにきちっと9月6日が縄文の女神の日であるということに掲載するのが一つであります。次にこれから当舟形町を担っていく子どもたちに保育園、小学校、中学校で学習の中で縄文の女神について、できれば9月6日付近、この日でなくても結構なので、その近い時に子どもたちへの学習の中で、こういう縄文の女神についての学習をして、すばらしいものなんだということ認識して頂くことよって舟形町を離れてもきちっと舟形町のPRができるのではないかと考えた訳であります。その次は八鍬議員が言われたとおり、若鮎祭りの時期です。できればその辺に里帰り展を開いて頂ければ町外の方も沢山来る訳ですので、入場もできるのではないかと。合わせてこの日でなくても結構なので、町民の方々を対象にした昨年里帰り展の時にも講演を開催しておりますけれども、講演もいいんじゃないかと考えております。それから今非常に流行っておりますけれども、ゆるキャラというのがありますが、着ぐるみです。かわいい着ぐるみを作って頂いて、町のいろんな行事の中でPRをしていく。若鮎祭りの時にこのゆるキャラを出すことによって、非常に縄文の女神に対する意識も盛り上がってくるのではないかと考えております。

そういったところで、是非私が申し上げたいのはいろんなことを通じて縄文の女神に対する意識を末永く持ち続けるためにこの日を制定したいという考えであります。以上です。

**9番：** 大変詳しく答弁して頂きました。今の奥山議員の答弁から見ますと、縄文の女神に関する意識高揚と言いますか、それが目的ではないかと思えます。そういう意味から言えば、決して9月6日という指定日にこだわるものではないのかなというふうに思えます。一つの例として、平成4年の8月だったと思いませんか、出土したのが。そういう日の制定もあるのかなという一つの案でございます。そしてなぜこういった形で奥山議員から縄文の女神の日を制定する条例が発議されたのかという経緯を考えますと、他の議員も含めていろいろと一般質問等で奥山議員の答弁のように、縄文の女神に対する振興というものが

足りないと感じられたからではないかと思えます。そんな訳で今縄文の女神の出土地の整備ということでもいろいろ女神関連の事業も進んでいる訳ですが、参考までに執行部の方にお聞きしたいと思えます。こうした縄文の女神に関する記念日、或いは関連した記念行事等を開催するというのは今のところどういうふうに考えているのか、お尋ねします。

**町長：** 今奥山議員の方から条例の設定案件がありましたけれども、考え方としては私も同感であります。考えてみますと縄文の女神は国宝になりました。国宝は山形県で6番目でありまして、全国的にも土偶の国宝は4件目であります。国宝というものは未来永劫ずっと国宝な訳であります。従って何らかの形で町でも縄文の女神の設定というものも必要でありますし、或いは今八楯議員の方から発掘された日というものもあります。思いというものを考えてみますと、4,500年前の西の前の先人の皆さん、私何回も言いますが、決して豊かな暮らしではなかったんだろうと、最初は。厳しい環境の中でお互い支え合って西の前の集落の絆作りというものを歴史において、そして厳しさを乗り越えてああいう豊かな暮らし、営みというものがこの縄文の女神、すばらしい雄心の作品から豊かな暮らしを作ったんだと。その根底にあるのはお互いの協働の精神と申しましょうか、助け合う精神、支え合う精神だ。これを将来的には基本条例を作る礎にしてみたいと思っております。そんなことで、国宝は未来永劫ということで町の宝、県の宝、国の宝であります。そして最上地方全体の宝でもありますので、何らかの形で縄文の女神の日が設定なるかどうかわかりませんが、もう少し内部でも検討しながら考えてみたい。それからだいぶ前になりますけれども、昔は社会教育祭りということで、8月のお盆でしたか、運動公園で全町民がこぞって夏の夜を踊り明かしたものであります。そして9月に若鮎祭りということで、ある人はその時に舟形祭りというものを設定したらどうかと。つまり8月から9月まで、或いは10月まで舟形祭りを設定して、その中に記念行事を作るという方もいたように思い出しましたけれども、今奥山謙三議員の記念日、9月6日にこだわらずということでその辺も1年間を通して、若鮎祭り、或いはヒストリックカーミーティング in ふながた、或いは縄文の火祭りといういろいろイベントがある訳であります。そういう記念行事の有り様というものもその中に挟みながら検討してもいいのではないかと思えます。

それから子どもに対する教育です。これも奥山謙三議員の言うとおりでであろうと思えます。指定になった時にある町民の方が子どものランドセルに縄文の女神を付けて下さいという発言がありました。早速これを交通安全協会にお願いして、今履行していると思えます。この先人の苦しい思い、或いは豊かな営みを作った思いというものを子どものためにも教育するのは大事だろうと思えます。いろいろ今二つの要素がありましたけれども、そういうものを参酌しながら議員の皆さんのご意見を賜りながら、何らかの形で日となるかわかりませんが、内部でも検討しながら或いは皆さんの声を承りながら策定してみたいと思っております。以上です。

**8番：** 私も縄文の女神の日設定には賛成でございます。ただ9月6日は国宝に指定された日ではありますけれども、我々町のイベントである若鮎祭りと議会の開会といろいろあります。私は日をできれば発掘された日、何日か忘れましたが、誕生したからこそ国宝になったのかと考えますと、発掘した日が縄文の女神誕生ということで、その日がいいのかなと。なぜかと申しますと、その日はいろいろな形で8月中は各地内でも夏祭りの真最中でありまして。その中で、いろいろなイベントの中で観光客の誘致もなるのかなと。或いは町から出て行った人、東京在住なり関西在住の方々も盆ということで結構来ますので、その辺に重ねた方が記念行事もし易いのかなという感じで、できれば発掘された日がいいのかなという感じがしています。その辺。

**2番：** ただ今の質問につきましては、やはりいろいろ考えがあると思えます。私はやはり国宝の意義とか、すごい日なんだということ意識してもらうためにも、国宝に指定された日を縄文の女神の日としたいという考えであります。

**8番：** 記念行事等を行うために一番ふさわしいのは誕生した日、8月中が一番いいと思いたしたので、提案しましたが、確かに国宝に指定された日とは思いますが、誕生したら国宝になったんだと思うので、ニワトリが先か卵が先かみたいになりますけれども、私は誕生日がいいのかなと。しかもイベントを組みやすい時期ではないかと。また町にいろんな方が帰ってくる、交流とか、観光客の入れ込みが一番多い時期。となればイベントもスムーズに組みながらできるのかなという考えであります。

**2番：** 叶内議員が申されたことも一理だと考えている訳ですけれども、町内だけでなく、やはり町外の方々にも縄文の女神の日を認識して頂くためには国宝に指定された日の方がいいのではないかと考え

ているところであります。

**町長：** 考えてみますと発掘された日は平成4年8月4日だと思います。これをモチーフとして若い方々が縄文の火祭り、フィッツの皆さんがやっていますけれども、あの開催についても土曜日、日曜日というものを参酌しないと、なかなか火祭りも難しいのかなと思いますので、その辺も考えながら。或いは提案ありました9月6日というものもある訳です。その相前後して記念行事等はどうするか、9月6日にした場合。そういう課題事項もある訳ですので、その辺も町としても考えながら、検討しながら皆さんの意見をもらっていかねばならないと思いますので、町の考え方としては6日になるのか、8月4日も誕生した日ですので、これも良いかと思えますけれども、その辺もいろいろ精査しながら取り組んでまいりたいと思います。

**議長：** それではここで若干休憩を取らせて頂きます。議員控室の方で協議をお願いします。(11:34)

それでは休憩前に復し、会議を再開します。これより午後1時まで休憩を取りたいと思います。以上です。(12:02)

**議長：** それでは休憩前に復し、会議を再開します。(13:00)

奥山議員、席に戻ってください。

それでは引き続き、質疑を受けたいと思います。ありませんか。

(無しの声)

**2番：** 大変ありがとうございました。本条例につきまして全員の皆様から賛同頂いて決定していきたいと考えております。一つよろしくをお願いします。

**議長：** それではこれから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

無しと認め、これから発議第3号を採決します。発議第3号を原案の通り決することに賛成の方は挙手願います。挙手、少数です。よって発議第3号は否決されました。

### 日程第3

**議長：** 日程第3 議案第35号 町有財産の取得について議題と致します。提案理由の説明を求めます。

**総務課長：** それでは議案書2頁をお開き願いたいと思います。

議案第35号 町有財産の取得について。次の土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8条並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第10号）第3条の規定に基づき、議会の承認を求める。平成25年3月12日提出 舟形町長。契約の目的でありますけれども、公営住宅用地取得であります。取得しようとする財産。字名 舟形字大堀 地番2080番の1。地目 宅地。地籍でありますけれども、3,626.93㎡。取得予定格1,250万円。土地所有者 東京都千代田区大手町一丁目3番2号。三菱マテリアル株式会社 代表取締役 矢尾宏。以上であります。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

これをもって質疑を終結致します。これから討論に入ります。討論、ありませんか。

(無しの声)

無しと認めます。

これから議案第35号を採決します。議案第35号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって議案第35号は原案のとおり可決されました。

### 日程第4

**議長：** 日程第4 議案第36号 舟形町教育委員会委員の任命を議題と致します。

**町長：** それでは議案第36号 舟形町教育委員会委員の任命について。次の者を舟形町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、同意を求める。平成25年3月12日提出 舟形町長。

提案理由であります。舟形町教育委員会委員伊藤孟氏は、平成25年3月31日をもって任期満了により退任するため、新たに上記の者を教育委員会委員として任命するため提案するものであります。今現在委員の伊藤孟氏、平成17年4月1日から舟形町教育委員会委員に任命されまして、同時に教育長に就任しております。二期8年間に渡りまして小学校の統合を始めとする教育課題への取り組み、或いは英語教育、I



T教育等、教育振興の推進にご尽力を頂きました。この度任期満了により退任するため、伊藤委員の後任として上記の氏名、齊藤渉、住所舟形町長沢2780番地15、生年月日昭和27年2月14日、61歳であります。齊藤さんは長沢内山の方であります。新庄北高等学校を経て、東北大学教育学部を卒業後、5年間ほど民間会社に勤務しております。昭和55年12月、教員の免許を取得されまして翌年昭和56年4月新庄市立新庄小学校の教諭を発端に以来昨年度退職されるまで31年間に亘り教職の便であります。その間、新庄市立泉田小学校教頭2年、日新小学校教頭3年、計5年の教頭歴があります。並びに新庄市立山屋小学校校長2年及び新庄市立日新小学校校長3年、計5年の校長歴もあります。さらに新庄市教育委員会の指導係長4年、新庄市教育委員会学校教育課長3年の経歴があります。加えて特に最上教育事務所長1年、副所長3年の4年間に亘りまして新庄最上管内の先生方のトップとして、或いはリーダーとして遺憾なくその手腕を発揮された方であります。

いずれに致しましても教職歴31年間、教育現場20年、行政業務11年、両分野の経験を持っている方で、その職責、職務で培って積み上げてきた豊富な経験の教育行政能力が大変優れている方であると思います。齊藤さんには人格高潔、或いは卓越した識見と教育理念で今後の舟形町の保育所、小学校、学童保育、中学校の一貫教育の中で児童生徒の知育、徳育、体育の三位一体の人間力の向上、学校教育と社会教育の連携、人材育成、そして将来を見据えた教育行政の推進等を具現化する上で齊藤渉氏は最適任でありまして、舟形町教育委員に任命申し上げたいと思いますので、皆さんのご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

無いようですので、これをもって質疑を終結致します。

討論を省略し、これから議案第36号を採決致します。議案第36号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって議案第36号は原案のとおり、可決されました。

## 日程第5

**議長：** 日程第5 議案第37号 舟形町教育委員会委員の任命を議題と致します。

**町長：** 議案第37号 舟形町教育委員会委員の任命について。次の者を舟形町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、同意を求め。平成25年3月12日提出 舟形町長。

提案理由と致しまして、舟形町教育委員会委員大場輝美氏は、この度一身上の都合により平成25年3月31日をもって辞任するため、新たに上記の者を教育委員会委員として任命するため、提案するものであります。現在委員の大場輝美氏であります。平成6年4月1日より舟形町教育委員会の委員に任命されまして、今現在教育委員長職務代理者の要職あり、今4期19年の永きに亘っております。舟形中学校の統合或いは現在の新生舟形小学校の統合を始めとする教育課題等に取り組み、教育振興の推進にご尽力頂きました。この度、一身上の理由によりまして辞任するため、大場委員の後任と致しまして、上記の氏名 大類奈保子、住所 舟形町舟形1684番地3。生年月日 昭和45年4月22日、42歳であります。大類さんは平成21年3月30日、尾花沢市から舟形町第3町内の舟形町子育て支援住宅ハイムひだまりに転入された方あります。大類さんのご主人は教員で3人のお子さんを持つ方あります。千葉県立女子高等学校を出まして、早稲田大学第1文学部文学科英文学専修を卒業された才知の優れた方あります。これまで大類さんは平成22年、平成23年度、ほほえみ保育園のほほえみクラブの代表として活躍されております。保護者の信頼の厚い方あります。加えまして、各小学校、中学校、ほほえみ保育園のそれぞれの母親委員で組織されている舟形町母親委員長会と町長の語る会におきまして、町に対する子育ての提言にご尽力を頂いております。また舟形小学校放課後児童クラブ活動、或いは今年度の教育委員会主催の舟形大人塾の塾生、受講者として建設的な意見を熱心に積極的に活動されるなど、卓越した識見を持っておられる方であるというふうに私は認識しております。大類さんはこれからの舟形町の一貫教育の推進なり、知・徳・体の人間力の向上、学校・家庭・地域連携の推進、そして家庭教育力の向上など、また何と言っても大類さんには教育力に意を注ぐ前向きな姿勢、新鮮感覚、さらには女性の視点、女性力という視点に立って舟形町の子育て教育環境の向上充実を推進する上で、大類奈保子氏最適任であります。舟形町教育委員に任命申し上げたいと思いますので、皆さんのご同意賜りますようお願い申し上げます。なお任期については、

大場委員の残任期間となりますので、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとなります。以上です。

**議長：** これより質疑に入ります。

**4番：** それでは1点だけ質問致します。大類奈保子さんという名前を知ってから、私もこの方を知っているだろう友達に人柄等を聞いてみましたら、非常に人柄も良いということで意見もはっきり言える方だという評価でしたので、教育委員の任命は妥当な線だと思っておりますけれども、ただ1点、旦那さんが教職員をされているという話も聞きますけれども、旦那さんの転勤に伴って教育委員になられたとしたら任命中に旦那さんの転勤に伴って異動せざるを得ないという事態がおきないのかなというのが心配な点であります。そういう可能性について、ここに上げてくるまでに本人に意思確認なり、旦那さんに確認を行ったのか、その点をお伺いします。

**町長：** 今旦那さんは養護学校にいます。前は尾花沢の宮沢小学校だったそうですが、転任は今の段階でどこに行くかは私もわかりませんが、ただ大類さんには本人に言わせると、好きで舟形町に来た。子どもたちも非常に舟形町が好きであると。まして3番目のお子さんは2歳。2歳となればハイムひだまりにいます期間が長いようでありまして、赴任は別にしても舟形町が大好きな方だと思っております。以上です。

**4番：** いいです。

**議長：** では他に質疑ありませんか。

(無しの声)

無いようですので、これをもって質疑を終結致します。

討論を省略し、これより議案第37号を採決致します。議案第37号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって議案第37号は原案のとおり、可決されました。

## 日程第6

**議長：** 日程第6 委員会付託の審査報告を議題と致します。

請願第1号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉参加反対の意見書提出を求める請願について、野尻総務振興常任委員長より報告をお願いします。

**総務振興常任委員長：** では報告させていただきます。平成25年3月12日 舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長 野尻益夫。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のように決定したので会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号 請願第1号 付託年月日 平成25年3月5日。件名 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉参加反対の意見書提出を求める請願。審査結果 採択。以上です。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(無しの声)

無いようですので、これをもって質疑を終結致します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。これから請願第1号を採決します。請願第1号を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって請願第1号は採択することに決定致しました。

## 日程第7

**議長：** 日程第7 閉会中の所管事務調査報告を議題と致します。始めに叶内議会運営委員長より報告を求めます。

**議会運営委員長：** 平成25年3月12日。舟形町議会議長 信夫正雄様。議会運営委員会委員長 叶内富夫。所管事務調査報告書。議会運営委員会所管事務調査の結果について下記の通り、報告致します。

記 平成25年1月22日、23日に昨年11月災害相互援助協定を結んだ宮城県大郷町において視察研修を行いました。大郷町は宮城県のほぼ中央に位置し、仙台市から車で40分程度の都市近郊で温暖な気候に恵まれた純農村地帯です。昭和29年7月に太田村、粕川村、大松沢村の3村が合併し、大郷村となり、昭和34年4月に町制を施行し、大郷町が誕生しました。平成24年4月現在の人口が8,858人、世帯数2,643世帯、第1次産業従事者が485人、第2次産業が1,129人、第3次産業2,599人、町職員数が107人です。

東日本大震災では町の総世帯数42%が全壊または一部損壊を受け、ライフラインの全町復旧に電気は6日間、電話が11日間、上下水道が16日間など多くの被害が発生し、被害者支援復旧、他町村の応援に官民一体となって取り組まれたとのことでした。

議会概要については議員数14名、事務局員3名、3つの常任委員会と、1つの特別委員会があります。委員の任期が2年、議案審議審査方法は舟形町議会との大きな違いはありませんでしたが、一般質問通告時に「一括質疑、一括答弁方式」または「一問一答方式」のいずれかを選択できることを申し合わせ事項で定めておりました。

政務調査費について舟形町では制度化しておりませんが、大郷町では2人以上の所属議員で会派を作り、政策の異なる場合は1人会派も認め、会または議員に対し、必要経費の一部として政務調査費月5千円を交付し活動していました。また議会広報誌は大変見やすく全国コンクールでも常に優秀な成績を収められており、今後レイアウトなどを見習いたいと感じました。

私たち議会では行っていない活動もありましたが、良い点を学びながら議会活性化に向け、日々努力していきます。

**議長：** ただ今の議会運営委員会の所管事務調査について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(無しの声)

無いものと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。これから議会運営委員会の所管事務調査報告を採決します。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり、決定することに賛成の賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定致しました。

次に野尻総務振興常任委員長より報告を求めます。

**総務振興常任委員長：** 平成25年3月12日。舟形町議会議長 信夫正雄様。総務振興常任委員会委員長野尻益夫。所管事務調査報告書。総務振興常任委員会の所管事務調査の結果について下記の通り、報告致します。

記 平成25年1月28日に舟形町豪雪対策本部の取り組みについてと町道除雪の現状と課題について所管事務調査を行った。

担当課からそれぞれ各地区の積雪量や被害状況の報告を受け、1月28日時点で木造平屋の物置小屋が1棟全壊の被害があった他は建物や農業関連施設、人的被害もなく、3年続いた豪雪対策本部の設置による注意喚起と町の取り組みが概ね成果を上げていると思われる。

現地調査。①大平地区に導入された除雪機の稼働状況。とらん丸は地域の中で有効に活用され、除雪作業が良好に行われていたので、今後も各地域に合う除雪機導入の必要性を感じた。②各地区の空き家の状況。空き家は今後も増えることが見込まれ、雪の重みで倒壊の危険性も指摘されているので、所有者に対し、より強い指導が必要である。③農業ハウス、町道の除雪状況。農業用ハウス、町道の除雪は良好に行われており、今後も継続して除雪を行って頂きたい。一方で住民からの雪に関する苦情や要望があるほかに、業者からの要望、町としての要望があり、この三者間の協議が大切だと思われる。今後冬期間に入るまでに課題を精査し、住民と業者、町との間で話し合いを行い、除雪していく必要がある。以上です。

**議長：** ただ今の総務振興常任委員会の所管事務調査について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(無しの声)

無いものと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(無しの声)

討論無しと認めます。これから総務振興常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を採決します。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり、決定することに賛成の賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定致しました。

次に文教民生常任委員長より報告を求めます。

**文教民生常任委員長：** 平成25年3月12日。舟形町議会議長 信夫正雄様。文教民生常任委員会委員長大場清之。所管事務調査報告。文教民生常任委員会の所管事務調査の結果について下記の通り、報告致します。

ます。

記 1. 日時 平成25年2月8日。2. 調査内容 (1) 舟形小学校増築工事現場視察調査について。小学校増築工事の進捗状況は各教室とも内装工事の段階にあり、工期の2月末までは完成するとのことであります。付帯工事の空調設備をはじめ、スクールバス車庫、下駄箱、ランチルーム水場増設、厨房工事等も完了しており、新小学校の増築工事は全般的に順調に行われておりました。(2) 小学校統合に伴う受け入れ態勢について。①舟形小学校より説明。昨年11月18日開催の合同学習参観の内容について説明がありました。全学年児童が同時に舟形小学校に集まったの活動は初めての試みでしたが、各学年の学習参観や全生徒による校歌練習会・校歌斉唱など充実した合同参観日であったとの報告がありました。②教育委員会より説明。統合準備委員会の各部門での検討状況の説明がありました。各部会とも課題整理が終了しており、特に問題となる点はないものと感じました。(3) 統合後の閉校校舎の活用計画内容(中間報告)について。本年度は各学校施設の耐震診断などの状況確認と一般開放した場合の利用頻度や避難所としての活用の検討が行われました。25年度は町民アンケートの結果をもとに各分野(教育、福祉、産業、その他)における活用方針について跡地利用検討委員会で検討を行い、具体的な活用方針の素案を作成する計画でありました。以上です。

**議長：** ただ今の文教民生常任委員会の所管事務調査報告について質疑を求めます。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無いものと認め質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから文教民生常任委員会閉会中の所管事務調査報告を採決します。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。閉会中の所管事務調査報告は委員長報告の通り決定致しました。

ここで午後1時40分まで文書作成作業のため、休憩致します。(13:33)

**議長：** それでは再開します。(13:40)

ただ今意見書の提出の件で議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程1、追加日程2として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議なしと認めます。

#### 追加日程1

**議長：** 追加日程1 発議第4号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉参加反対の意見書の提出を議案と致します。事務局朗読。

**事務局：** それでは朗読致します。環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉参加反対を求める意見書(案)

平成24年12月26日、自公連立による第2次安倍内閣が発足した。自民党は「聖域なき関税撤廃を前提とするTPP交渉参加に反対する」との政権公約を掲げたものの、自公連立政権の政策合意ではTPPについて「国益にかなう最善の道を求める」とし「反対」や「国民的議論」といった交渉参加に慎重な姿勢を示す文言は盛り込まれなかった。TPPは関税撤廃の例外を認めない完全な自由貿易協定である。農業生産に壊滅的な影響を与え、安心・安全な国民の暮らし・医療など、わが国の根幹にかかわる制度が変えられ、地域経済・社会を崩壊に導くことは必至である。またTPPの手本とされている韓米FTAにおいて、韓国は畜産農家や果樹農家の廃業の増加、健康保険制度や地産地消による学校給食の崩壊、遺伝子組換え食品等の安全に関する制度の米国基準への緩和など、極めて大きな不利益を被る実態となっている。

このようなTPPへの交渉参加には断固反対であり、到底認めることはできない。については事前協議を含め、一切のTPP交渉参加に向けた取り組みを断念するよう、強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年3月12日。山形県舟形町議会議長 信夫正雄。衆議院議長 伊吹文明様。参議院議長 山崎正明様。内閣総理大臣 安倍晋三様。財務大臣 麻生太郎様。外務大臣 岸田文雄様。厚生労働大臣 田村憲久様。農林水産大臣 林芳正様。経済産業大臣 茂木敏光様。経済再生担当大臣 甘利明様。以上です。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑を終結します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから発議第4号を採決します。

発議第4号の意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって発議第4号は原案の通り、意見書を提出することに決定致しました。

## 追加日程2

**議長：** 追加日程2 発議第5号 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書の提出を議案と致します。事務局、朗読。

**事務局：** 国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書(案)

国民健康保険制度は、国民健康保険法第1条において「社会保障及び国民保健の向上に寄与すること」を目的都市、日本国憲法第25条に基づく、国の社会補償制度の一つであり、国民皆保険の中核となる医療保険制度である。国民健康保険制度は発足当時は農林水産業及び自営業に従事する者を中心とする制度として創設されたが、その後、他の医療保険に属さないすべての者を被保険者とする事としたため、現役世代を退職した年金生活者や無職者、景気低迷に伴う被用者保険からの加入者が増加するなど、低所得者の占める割合が多くなってきている。

このような国民健康保険制度の脆弱な財政基盤という構造的な問題は、国民健康保険制度そのものの存続を危うくするものとして、全国的に一層深刻さを増している。少子高齢化の進展及び就業構造の変化等により、医療保険制度間における負担の不均衡が生じており、国民健康保険制度の安定的持続と健全運営を図るためには国庫負担の拡充、強化により、財政基盤の強化を可及的速やかに実施することが必要である。よって下記事項の実現を強く求めるものである。

記 1. 国民健康保険制度持続のため国庫負担の増額拡充を行うこと。2. 子育て医療制度等の地方単独事業の実施に対し、国庫負担の減額算定措置を廃止すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年3月12日。山形県舟形町議会議長 信夫正雄。衆議院議長 伊吹文明様。参議院議長 山崎正明様。内閣総理大臣 安倍晋三様。財務大臣 麻生太郎様。総務大臣 新藤義孝様。厚生労働大臣 田村憲久様。以上です。

**議長：** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑を終結します。これから討論を行います。討論ありませんか。

(異議無しの声)

討論無しと認めます。これから発議第5号を採決します。

発議第5号の意見書を提出することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって発議第5号は原案の通り、意見書を提出することに決定致しました。

## 日程第8

**議長：** 日程第8 議員派遣について議題と致します。議員の派遣の内容については配布している資料のとおりです。

議員の派遣についてご異議ありませんか。

(異議無しの声)

ご異議無しと認めます。よって議員派遣については原案の通り、決定致しました。

これをもちまして3月定例会に付された事件は全て審査終了致しました。町長よりお礼の申し出がありますので、お受けします。

**町長：** それでは一言ご挨拶申し上げます。

平成25年度第1回の定例町議会、3月5日から今日まで8日間に亘る長い日程の中での審議、本当にご苦勞様でした。そしてありがとうございました。この会期中においては平成24年度一般会計並びに特別会計に関わる補正予算、さらには平成25年度各会計の当初予算の審議、条例改正、加えて地域主権一括法に関わる条例設定、改正、過疎計画の変更、議員発議、人事案件等の追加議案など、単項議案も含めまして36件の多くの案件につきまして満場一致ご決議賜りまして、重ねて御礼申し上げたいと思います。

なお予算審査特別委員会で議員からご提言ありました町長車等、公有車購入事業についてはご意見を尊

重するとともに、時代の背景、要請を勘案しながら予算執行について再吟味、再検討して参ります。

さて平成25年度は舟形町の歳入に占める割合の一番大きい地方交付税、国費ベースで4千万円削減される中、町の当初予算で5千万円減額という厳しい歳入予算を余儀なくされました。しかしながら厳しい財政事情の中において役場庁舎耐震補強事業を始め、産業振興、縄文の女神関連事業、地区公民館耐震化事業、再生可能エネルギー導入事業、地域づくり支援事業、道路改良事業、IT化教育推進事業などを重点に置いた予算編成であります。平成25年度は第6次総合発展計画の实地計画6年間の4年目に入る訳であります。まずこの計画の具現化はもとより、公共施設の耐震化、学校跡地の利用、空き家対策、さらなる定住促進化事業、そして小中保育所、学童保育の一環教育のため、財政運営5つの基本原則を踏まえまして、財政計画を機軸に全職員一丸となって取り組んで参りたいと思います。

また今議会においてのご質問、ご提言については課長等会議、或いは政策推進室で精査協議し、緩急性或いは財源の見通しを加味して執行して参りたいと思います。

いずれに致しましても、今議会で議決頂きました平成25年度一般会計36億1,100万円、6つの特別会計20億1,660万円。合計56億2,760万円。24年度から25年度への繰越事業予算4,551万7千円、総額で56億7,311万7千円の総予算額で25年度がスタートする訳であります。時代の変化に対応し、今求めらる発想、創意工夫を持って行政を経営していくという視点に立って取り組んで参りたいと思います。議員の皆さんにはさらなるお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げまして御礼の挨拶とさせていただきます。8日間本当にありがとうございました。

**議長：** 以上をもちまして平成25年第1回舟形町定例会を閉会致します。(13:54)

8日間に亘る長い審議ご苦勞様でした。